

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月10日
【発行者名】	明治安田生命2019基金特定目的会社
【代表者の役職氏名】	取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 藤原 嗣之
【電話番号】	03-6738-1683
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の名称】	明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の金額】	第1回特定社債（一般担保付） 500億円
【縦覧に供する場所】	明治安田生命2019基金特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

1【銘柄】

明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）

（以下「本特定社債」といいます。）

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

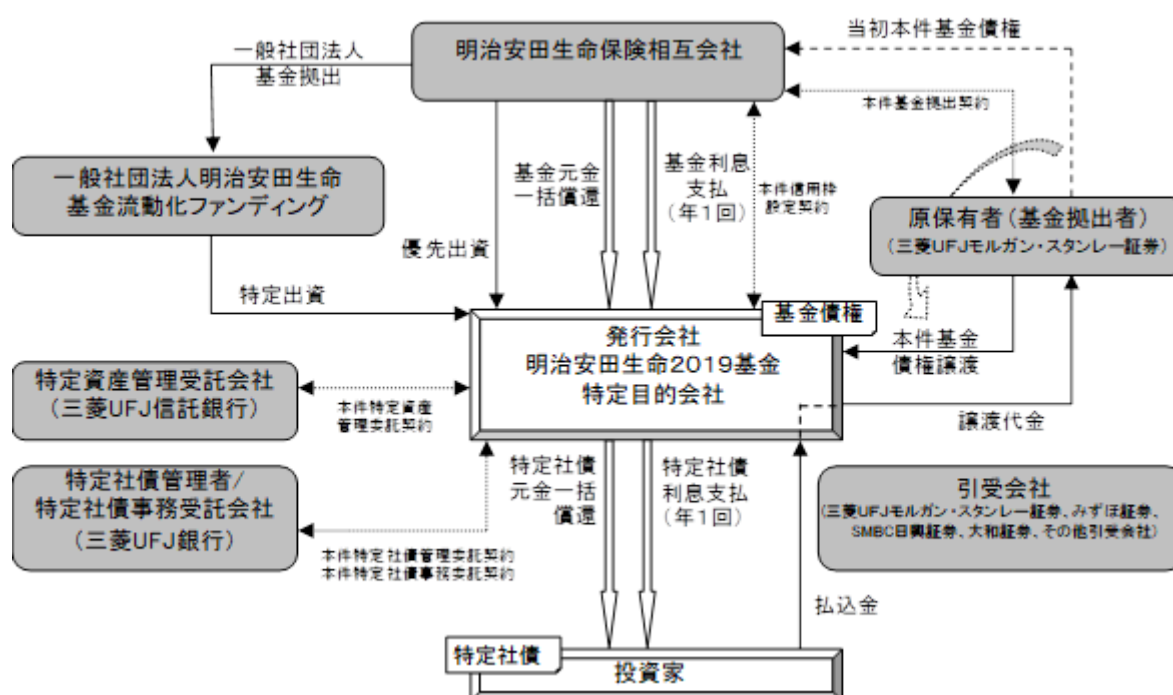
(1) 振替特定社債

(a) 本特定社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）

（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」といいます。）に従って取り扱われるものとします。

(b) 振替法に従い本特定社債の特定社債権者（以下「本特定社債権者」といいます。）が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券（以下「本特定社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本特定社債券の券面種類は、1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



- (a) 明治安田生命2019基金特定目的会社（以下「発行会社」といいます。）は、特定資本金の額を10万円として、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に基づき2019年6月7日に日本国内で設立された特定目的会社であり、その発行済みの全ての特定出資は、当初、有限会社東京共同会計事務所によって保有されていましたが、同社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。）（以下「一般法人法」といいます。）に基づき設立された一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング（以下「本一般社団法人」といいます。）に対し、2019年6月17日に、発行会社の発行済みの全ての特定出資を譲渡しました。発行会社は、2019年7月9日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長(会)第2457号）を行っています。
- (b) 資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された発行会社の特定資産の流動化に関する計画（以下「資産流動化計画」といいます。）の一部事項は未確定とされていますが、発行会社は、かかる事項（但し、資産流動化法第9条第1項但書により変更届出が不要とされている事項は除きます。）が確定次第、資産流動化法に規定される要件又は手続に従って速やかに変更届出を関東財務局長に提出します。
- (c) 発行会社は、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所から2019年7月10日付で本特定社債につき予備格付を取得し、2019年8月2日迄に本特定社債につき本格付を取得する予定です。詳細については後記(9)「本特定社債に関する格付」をご参照下さい。
- (d) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」又は「原保有者」といいます。）は、2019年7月8日付で三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約（以下「本件基金拠出契約」といいます。）に基づき、2019年8月2日（以下「本件基金拠出日」といいます。）付で500億円を明治安田生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利（以下「本件基金債権」といいます。）を明治安田生命に対して取得します。
- (e) 発行会社は、資産流動化計画に従い、かつ、2019年7月8日付で三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2019年8月2日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受ける予定です。本件基金債権の取得資金は本特定社債の発行によって調達されます。かかる本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である明治安田生命の上記本件基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議なき承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。
- (f) 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、明治安田生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。

- (g) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本特定社債を発行し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券、みずほ証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び大和証券株式会社を幹事会社とする引受会社（後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。）が引受を行います。
- (h) 本特定社債は一般募集とします。
- (i) 本特定社債及び本件基金債権の利率は同率であり、いずれも年1回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ償還期日（以下に定義されます。）及び本件基金償還期日（以下に定義されます。）に一括して償還されます。但し、発行会社は、本件基金債権の期限前償還に伴って期限前償還事由（後記(6)「期限前償還」(c)に定義します。）が発生した場合、後記(6)「期限前償還」に従い、期限前償還期日（後記(6)「期限前償還」(c)に定義します。）において、本特定社債を期限前償還します。本特定社債に基づく債務の履行は、資産流動化法その他適用法令に従い本件基金債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。
- (j) 発行会社は、本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の払込金として払い込まれた金銭の総額を発行会社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち金528,100,000円については出資金勘定（以下に定義されます。）において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金52,000,000円については、発行会社の利息支払勘定（以下に定義されます。）において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができます。また、発行会社は、2019年7月26日付で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本件信用枠設定契約」といいます。）に基づき明治安田生命から一定額の本特定社債の利息の支払等の資金を借り入れる権利を有します。本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（この日を含みます。）までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとします。
- (k) 発行会社は、2019年7月8日付で発行会社及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「本件特定資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本件特定資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに明治安田生命が募集した基金をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「営業日」とは、土曜日、日曜日その他適用ある法令等により日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は義務づけられている日、以外の日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して発行会社が本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込期日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M： 借入申込可能金額

A： 当該借入申込期日の直後に到来する本件基金利息支払期日において本件基金拠出契約に基づき支払われるべき本件基金利息について、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命からの通知に記載された当該本件基金利息支払期日における本件基金利息支払予定額を基準として計算される本件基金利息に課される源泉徴収の金額

B： 当該本件基金利息支払期日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に基づき発行会社が明治安田生命に対して支払うべき個別貸付の元本の金額

C： 当該借入申込期日の5営業日前の日における発行会社の利息支払勘定の残高

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日の10営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が明治安田生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、発行会社が明治安田生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(イ)に記載のとおり発行会社から明治安田生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、ＳＭＢＣ日興証券及び大和証券を総称していいます。

「基金拋出者」とは、当初においては本件基金拋出契約における基金の拋出者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をいい、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が有する本件基金拋出契約上の地位が発行会社に譲渡された後は発行会社をいいます。

「期限前償還期日」とは、後記(6)「期限前償還」(c)に定義される本特定社債の期限前償還期日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延償還期日」とは、本件基金元本の償還が繰り延べられた場合の明治安田生命の次の事業年度の8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日をいいます。

「原保有者」とは、本件基金拋出契約における基金の拋出者であり、当初の本件基金債権の保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(ア)所定の条件が全て満たされていることを条件として本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が発行会社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付支払期日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、発行会社が本件信用枠設定契約に従い期限の利益を喪失した場合については、本件信用枠設定契約上の一切の債務につき期限の利益を喪失した日をいい、本件信用枠設定契約に係るその他の金銭については本件信用枠設定契約に従って発行会社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、貸付が実行される日の2営業日前の日の午前11時（東京時間）現在の利率としてロイターの58376頁に1年円/円スワップレートOFFERサイドとして表示される利率に0.26%(予定)(注)を加算した利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の個別貸付適用利率は0%とします。

（注）上記の利率は、最終的には、2019年7月26日頃に決定される予定です。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の次の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日を意味します。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本件基金償還期日において明治安田生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を発行会社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の日（但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とします。）をいいます。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された発行会社の特定資産の流動化に関する計画（その後の変更を含みます。）をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「出資金勘定」とは、本特定社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還期日」とは、2024年8月2日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「信用枠金額」とは、210,000,000円（後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」（コ）の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2019年7月26日頃に決定される予定です。

「大和証券」とは、大和証券株式会社のことをいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、明治安田生命2019基金特定目的会社をいいます。

「払込期日」とは、2019年8月2日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいいます。

「法定基金償還限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、()基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、()基金利息の支払額、()当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、()その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、()繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいいます。

「法定基金利払限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、()基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、()繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいいます。

「本一般社団法人」とは、一般法人法により設立された一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディングをいいいます。

「本期限の利益喪失事由」とは、後記(7)「期限の利益喪失事由」に記載の事由をいいいます。

「本件格付機関」とは、R&I及びJCRをいいいます。

「本件基金延滞利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(e)「償還方法」の記載に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該次の繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当

初の金額に対する1年分の利息として、当該当初の未償還元本金額に、本件基金延滞利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本件基金延滞利率」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(f)「利率」に定める利率をいいます。

「本件基金元本」とは、本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本件基金拠出契約」とは、2019年7月8日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金拠出契約締結日」とは、2019年7月8日をいいます。

「本件基金拠出日」とは、2019年8月2日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(g)「利息支払期日及び方法」但書の規定により繰り延べられた利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拠出契約に基づく、明治安田生命に対する基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本件基金債権譲渡契約」とは、2019年7月8日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金償還期日」とは、2024年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日をいいます。

「本件基金本件利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(f)「利率」本文に定める（元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息をいいます。

「本件基金利息」とは、本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が支払うものとされる本件基金債権の利息をいい、本件基金本件利息、本件基金延滞利息及び本件基金繰延利息を総称していいます。

「本件基金利息計算期間」とは、各本件基金利息の支払期日について、当該支払期日の直前の8月3日（この日を含みます。）から当該利息の支払期日の直後に到来する8月2日（この日を含みます。）までの期間をいいます。

「本件基金利息支払期日」とは、2020年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの毎年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日をいいます。

「本件基金利息支払予定額」とは、各本件基金利息支払期日において、本件基金拠出契約の条項に基づき明治安田生命が支払うべき義務を負担し、かつ、保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本件基金利息の金額をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、2019年7月26日付で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、2019年7月26日をいいます。

「本件信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の出資金勘定内で管理されている金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から2025年8月2日（この日を含みます。）までの期間をいいます。但し、本特定社債の全額が償還された場合には、本件信用枠設定契約有効期間は当然に終了します。

「本件特定資産管理委託契約」とは、2019年7月8日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定資産管理委託手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、発行会社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、2019年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ銀行の間で締結される明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）特定社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定社債管理委託手数料」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本件特定社債管理者に対して支払う本特定社債の管理委託手数料をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本件特定社債事務委託契約」とは、2019年7月26日付で発行会社及び三菱ＵＦＪ銀行の間で締結される明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定社債事務受託会社」とは、本件特定社債事務委託契約における受託者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本件引受契約」とは、2019年7月26日付で発行会社、明治安田生命及び幹事会社の間で締結される明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本特定社債」とは、明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき発行会社が開設する口座又は新たに開設する口座をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「本届出書提出日」とは、2019年7月10日をいいます。

「前基金」とは、明治安田生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱ＵＦＪ銀行」とは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「三菱ＵＦＪ信託銀行」とは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」とは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「明治安田生命」とは、明治安田生命保険相互会社をいいます。

「利息支払勘定」とは、本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払期日」とは、2020年から2024年まで毎年8月2日をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C 日興証券」とは、S M B C 日興証券株式会社をいいます。

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本件基金債権は発行会社の資産となり、本件特定資産管理受託会社が本件特定資産管理委託契約に従って管理資産である本件基金債権の管理を発行会社のために行います。本件基金債権は、本件基金拠出契約で認められた場合であって、かつ、本件特定社債管理委託契約において認められた場合を除き、他の第三者に対して譲渡されることが禁止されています。本件基金利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定に、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

ア 特定出資及び優先出資の払込金

発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金528,100,000円については出資金勘定において発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、金52,000,000円については発行会社の利息支払勘定において本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

イ 本件信用枠設定契約

(ア)本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件が全て満たされている場合、明治安田生命は、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに発行会社が明治安田生命に交付した借入申込通知書に記載された借入申込金額を、当該本件基金利息支払期日において利用可能な資金で発行会社の本特定社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行し、当該個別貸

付に適用ある利率を発行会社に対し書面で遅滞なく通知するものとします。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約に従い発行会社が借入申込通知書を明治安田生命に適式に交付し、これを明治安田生命が適式に受領していること。

前記 における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えていないこと。

前記 における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付に係る未返済金額（もしあれば）との合計額が信用枠金額（後記(コ)及び(サ)の記載による変更後の信用枠金額も含みます。）を超えていないこと。

本特定社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

発行会社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。

発行会社による資産流動化法第4条に基づく業務開始届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写しが発行会社より交付されていること。

発行会社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て明治安田生命に交付していること。

- () 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- () 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の印鑑証明書
- () 本件信用枠設定契約締結日現在における発行会社の定款の写し
- () 本件信用枠設定契約の締結を発行会社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

(イ)発行会社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、借入申込通知書を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、本件信用枠設定契約所定の方法により明治安田生命に送付するものとされています。発行会社は、借入申込通知書の写しを明治安田生命に送付する場合、関連する借入申込期日の前営業日において本件特定資産管理受託会社又はその承継人によって作成された当該営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。

(ウ)発行会社は、本件特定社債管理委託契約において、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付するものとされています。

(エ)発行会社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（1円未満の端数を切り捨てます。）を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

(オ)発行会社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本については、発行会社は、明治安田生命に対して、本件基金償還期日において明治安田生命が

支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を発行会社が受けた場合における当該還付金の範囲内で（かつ、一部のみの還付がなされた場合には当該元本の金額に充つるまで）、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。

(カ)本件信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、発行会社が、本件信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払期日に履行しなかった場合、発行会社は、当該個別貸付支払期日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（1年を365日とする日割計算）（1円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を明治安田生命に対して支払うものとされています。

(キ)本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、発行会社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき発行会社が明治安田生命に対して負担する債務の履行は、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、明治安田生命は本件信用枠設定契約等責任財産以外の発行会社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が発行会社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、発行会社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、明治安田生命の発行会社に対する債権額が本件信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

(ク)前記(エ)に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記(オ)に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日に後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」（ ）及び（ ）に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円を控除した後の残額が、当該個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に定める順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合には、当該個別貸付の元利金の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日まで自動的に繰り延べられるものとし、以後も同様とされています。かかる繰り延べられた期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとされていますが、当該個別貸付の元利金につき前記(カ)所定の遅延損害金は支払われないものとされています。この元利金の期日の繰延は、2024年の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日においてはこれを行わないものとされています。

(ケ)本件信用枠設定契約中の別段の定めにかかわらず、発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合においては、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（前記(エ)又は(オ)記載のとおり支払期日が一旦到来したものの前記(キ)又は(ク)の記載に従って未払の債務を含みます。）は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われることを停止条件として効力を生じるものとし、発行会社はこの条件が成就しない限り本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務を弁済することはできないものとされています。

(コ)本件信用枠設定契約有効期間中において、税制、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、又は源泉税の還付が著しく遅れた場合には、発行会社の請求により、信用枠金額は後記(サ)記載のとおり増額するものとされています。

(サ)前記(コ)の場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される信用枠金額は、発行会社の請求により、（ ）当該増加額に、（ ）かかる事態が発生した後、本件基金利息支払期日が到来する回数に乗じた金額分だけ増額するものとし、その後も同様とするものとされています。前記(コ)の場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本件信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、発行会社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増額するものとされています。

(シ)発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合、明治安田生命による通知催告等がなくとも、発行会社は明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、前記(ケ)記載の条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。

(ス)本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、発行会社及び明治安田生命は本件信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の満了後も、発行会社が本件信用枠設定契約に関して明治安田生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係する限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

(セ)発行会社は、後記(ソ)又は(タ)記載の発行会社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく発行会社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、明治安田生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して明治安田生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき明治安田生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、明治安田生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。

(ソ)発行会社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づ

き明治安田生命のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

()本期限の利益喪失事由又は()期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

(タ)発行会社は、個別貸付が実行される各本件基金利息支払期日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。

本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

本件特定社債管理委託契約において発行会社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

() 本期限の利益喪失事由又は() 期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

本特定社債について期限の利益を喪失していません。

(チ) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但し、いかなる場合においても発行会社の事業年度の最終日から90日以内に、発行会社の当該事業年度に関する、発行会社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、明治安田生命に交付します。

本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

発行会社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

() 本期限の利益喪失事由又は() 期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の本件信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限られません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）に基づき本件特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに明治安田生命に交付します。

発行会社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を明治安田生命に通知します。また、発行会社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある場合には、申告を速やかに行い、その権利を放棄しません。

発行会社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

(ツ) 明治安田生命は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

(4) 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。このため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況如何によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」に記載されるとおり、明治安田生命は発行会社との間で本件信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本特定社債の利息支払等のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記(f)「本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々明治安田生命の信用状況如何によっては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。なお、明治安田生命の財務状況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。また、明治安田生命の事業上のリスクについては、後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

このように本特定社債の元本償還資金又は利息支払資金は専ら明治安田生命の信用力に依存しており、その時々明治安田生命の信用力によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因に対しては、前記(3)(b)「信用補完の形態」に定める一定の信用補完措置及び流動性補完措置を講じることにより、一定の範囲内での対応が図られております。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本特定社債の元本の償還に関するリスク

本特定社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」に従って行われ、同項記載のとおり償還期日において一括償還することを予定しております。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債の元本償還資金が不足し、その結果、予定された償還期日において本特定社債の元本の償還ができない場合があります。また、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、後記9「償還期限及び償還の方法」記載の償還期日において償還されない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(c) 本特定社債の利息の支払に関するリスク

本特定社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況、明治安田生命による本件信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債のその時々における利息支払資金が不足し、その結果、かかる予定された利払期日において本特定社債の利息の支払ができない場合があります。また、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利

益喪失事由が発生した場合においても、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において利息が支払われない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(d) 本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である明治安田生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

ア 本件基金利息の支払に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において本件基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満たない場合や本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において明治安田生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、発行会社も明治安田生命によって支払われない本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部の支払を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

イ 本件基金元本の償還に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。さらに、明治安田生命が各事業年度において本件基金元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取崩

しに関する議案が明治安田生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと一般的に解されています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金元本の償還を行う場合には、明治安田生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条第1項）。

明治安田生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額的全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満たない場合には、明治安田生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の全部又は一部を償還することができず、また発行会社も明治安田生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。また、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を得られない場合には、明治安田生命は発行会社に対して本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、発行会社も明治安田生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されとは限りません。但し、明治安田生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、明治安田生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や明治安田生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、発行会社は本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の償還を明治安田生命に対して請求することができるものと一般的に解されています。

また、明治安田生命が償還する本件基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本件基金元本の償還を行うことができません。

前記ア及びイ記載のように、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本件基金拠出契約によれば、保険業法上の制限により償還されない本件基金元本の償還又は保険業法上の制限により支払われない本件基金利息の支払は、繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本特定社債の元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰延べは一切行われません。一方で、本件基金利息の支払が保険業法上の制限により繰り延べられた場合であっても、それ自体は本特定社債の期限の利益喪失の事由とはならず、発行会社に留保されている資金から後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ☐ に記載されている方法及び順序に従って本特定社債の利息が予定された利払期日に全額支払われる場合には、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が別途発生していない限り、発行会社は、本特定社債につき期限の利益を喪失しません。

ウ 明治安田生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

本件基金拠出契約上、本件基金拠出契約所定の償還及び期限前償還の場合その他適用ある法令に従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされています。保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない。」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの解釈も提唱されています。

一方、本件基金拠出契約上、明治安田生命につき本件基金元本の償還以前に破産法に基づく破産手続、更生特例法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続が開始された場合の本件基金債権の支払については、特段の定めはありません。

この点、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、☐ 更生担保権、☐ 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、☐ ☐ ☐ 及び ☐ に掲げるもの以外の ☐ 更生債権、☐ 約定劣後更生債権、☐ 基金に係る更生債権、☐ 社員権の順序となります。

これに対して、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりませんが、上記の解散時の取扱い及び資本性を有する基金の性質に鑑みて、基金の返還に係る債権は、破産法上の約定劣後破産債権及び民事再生法上の約定劣後再生債権に後れるものと一般的に解されています。

このように、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、明治安田生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、発行会社が本件基金債権の元利金の支払につき明治安田生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があります。その結果本特定社債の元本の償還又は利息の支払をなしえなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法、更生特例法等に基づく法制度及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(e) 明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

明治安田生命は本件基金債権の他にも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還（期限前償還を含みます。）を行わないとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払が予定どおり行われな可能性があり、その結果、本特定社債の元金の償還及び本特定社債の利息の支払が予定どおり行われな可能性があり、後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本件基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ本件基金拠出契約に基づく本件基金利息と後基金の利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものとされています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク

発行会社は、明治安田生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完・流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を明治安田生命から受けられない可能性があります。また、明治安田生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での明治安田生命による履行能力に依存しており、明治安田生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付の条件及び金額の上限については、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えております。

ア 原保有者及び発行会社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が発行会社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本件基金債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本件基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本件基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡実行日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本件基金債権の譲渡については明治安田生命の確定日付ある証書による異議なき承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(h) 明治安田生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

明治安田生命は現在相互会社として保険業を営んでおりますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。ただし、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、明治安田生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本件基金債権を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、本件基金元本の全部又は一部を、原則として本件基金償還期日前において償還することはできないこととされておりますが、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、明治安田生命は、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、基金拠出者の同意を得ることなく、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日に本件基金元本の全部を期限前償還することができるものとされています。また、後記

(6)「期限前償還」に記載されるとおり、発行会社が明治安田生命からかかる書面による通知を受領した場合には、発行会社は、後記(6)「期限前償還」に従って、本特定社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記(6)「期限前償還」に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本特定社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本特定社債の元利金償還期日まで予定通り支払われる場合に比して本特定社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本件基金拠出契約に基づき期限前償還される本件基金元本以外にかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、明治安田生命が本件基金拠出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本件基金元本に加えて、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(h)「期限前償還」に定める方法に従って計算される経過利息及び違約金を基金拠出者に支払うものとされており、これらが発行会社の手元資金とあわせてかかる期限前償還時の本特定社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本特定社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、明治安田生命がかかる本件基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び発行会社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、発行会社が本特定社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。さらに、期限前償還の償還価額である現在価値相当額の算出に際しては、後記(6)「期限前償還」に定める方法に従い、市場金利として円のライボーが用いられることがあります。金利指標としてのライボーの不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに円のライボーを含めたライボーの公表が停止されるか、又は、ライボーが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。ライボーの公表が停止されるか、又は、ライボーが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における円のライボーを用いた現在価値相当額の算出については、代替的な金利指標の有無やライボーを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります。その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。明治安田生命の株式会社化に伴う本特定社債の期限前償還及び本件基金債権の期限前償還の詳細については、後記(6)「期限前償還」及び後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(h)「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、明治安田生命による株式会社への組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向、ライボー及びライボーを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(i) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本特定社債の元金全額が償還されるまでに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、以下のことを本件特定社債管理者に対して約束しています。

ア 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、本特定社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

イ 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

ウ 発行会社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

エ 発行会社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における発行会社の約束に加え、発行会社は、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行わないことが資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、発行会社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていること等の方法により、発行会社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

（ジ）発行会社の特定社員が一般社団法人であることに関するリスク

発行会社の全ての特定出資（以下「本特定出資」といいます。）は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、発行会社及び本件特定社債管理者に対して差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本特定出資が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しております。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えております。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っております。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされております。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えております。

また、本一般社団法人の理事の業務執行又は本一般社団法人の社員の社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えております。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する特定出資等に係る特定目的会社等に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(k) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は現在、本特定出資、明治安田生命2014基金特定目的会社、明治安田生命2016基金特定目的会社、明治安田生命2017基金特定目的会社及び明治安田生命2018基金特定目的会社の全ての特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を追加的に取得しつつ、かかる特定出資等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該特定出資等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該特定出資等の発行体がデフォルトに陥った場合、その特定出資等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記(j)「発行会社の特定社員が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本件特定社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な特定出資等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる特定出資等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを本件格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えております。

（I）本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことに伴うリスク

本特定社債権者は、一般担保を除き、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本(m)において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本(m)において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本(m)において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本特定社債は、明治安田生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には明治安田生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が明治安田生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等が本特定社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本特定社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(n) 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 特定借入れ

発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、かつ、資産流動化計画に従い、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行うことを予定しております。

本件信用枠設定契約に基づく借入の概要については、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

(6) 期限前償還

- (a) 発行会社は、明治安田生命から本件基金拋出契約に基づき、基金拋出者である発行会社の同意を得て本件基金債権の全部又は一部を期限前償還したい旨の申出を受領した場合には、本件特定社債管理者及び本件格付機関に対し、以下について直ちに書面により通知するものとします。

明治安田生命より本件基金債権の期限前償還の申出を受領した旨。

前記 の申出に係る本件基金債権の期限前償還の条件及び内容。

本特定社債の期限前償還の条件及び内容。

なお、発行会社は、併せて前記 に係る関連資料を本件特定社債管理者に提出するものとします。

- (b) 発行会社は、前記(a)の通知を行った後、資産流動化法及びその他適用法令に従い必要とされる手続を経た上で、特定社債権者集会を招集し、以下の双方について特定社債権者集会決議により同意を得ること（以下、かかる同意を得たことを「同意期限前償還事由」といいます。）を条件に、本件基金債権の期限前償還に同意し、かつ、同決議で承認された期日（以下「同意期限前償還期日」といいます。）に、同決議で承認された条件及び内容にて本特定社債を期限前償還するものとします。

前記(a) の条件及び内容に従った本件基金債権の期限前償還に同意すること。

前記(a) の条件及び内容に従った本特定社債の期限前償還を行うこと。

- (c) 明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認され、明治安田生命から本件基金拋出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合（かかる通知を受領することを以下「組織変更期限前償還事由」といい、同意期限前償還事由と併せて「期限前償還事由」と総称します。）には、発行会社は、当該組織変更の効力発生日の前営業日（以下「組織変更期限前償還期日」といい、同意期限前償還期日と併せて「期限前償還期日」と総称します。）に本特定社債の全部を後記(d)に定める償還価額（以下「組織変更期限前償還価額」といいます。）で期限前償還するものとします。

- (d) 前記(c)の規定により期限前償還する場合における本特定社債の償還価額は、各本特定社債につき、各本特定社債元金、又は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数は切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。また、本(6)における後記 ないし に掲げる用語の意味は、それぞれ ないし に記載のとおりとします。

() 各本特定社債元金の現在価値

() 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

「各本特定社債元金」とは、組織変更期限前償還期日時点における各本特定社債の元金の額をいいます。

「将来利払期日」とは、組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）以降償還期日（この日を含みます。）までに到来する各利払期日をいいます。

「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、（期限前償還されなければ）当該将来利払期日に支払われるべきであった各本特定社債の利息の額をいいます。但し、組織変更期限前償還期日が利払期日である場合を除き、組織変更期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日に係る将来利息金額は、かかる金額から各本特定社債に係る経過利息（後記8「利払日及び利息支払の方法」(3)に定義されます。）の額を控除した額とします。

各本特定社債元金又は将来利息金額の「現在価値」とは、各本特定社債元金又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「残存月数」及び「残存端日数」とは、各本特定社債元金及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

() 各本特定社債元金に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から、償還期日（この日を含みます。）までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本特定社債元金に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が償還期日である場合には、各本特定社債元金に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、各本特定社債元金に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの実日数とします。

() 各将来利息金額に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から、当該将来利息金額に係る将来利払期日（この日を含みます。）までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日（この日を含みます。）までの実日数とします。

「参照レート」とは、円ライボー（組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの期間が1年未満の場合）又は円スワップレート（かかる期間が1年以上の場合）のうち、元金残存期間に対応する期間に係る利率（年率）をいいます。元金残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。

() 元金残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。

() 元金残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

但し、上記に基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

「元金残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

() 組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本特定社債元金に係る残存月数} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{30}$$

() 組織変更期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本特定社債元金に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{365}$$

「円ライボー」とは、償還価額決定日（この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本において同じです。）のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金のアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、発行会社は、発行会社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。）に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）に表示されない場合又はロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）が利用不可能な場合、発行会社は、償還価額決定日に、発行会社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）をいいます。

「償還価額決定日」とは、組織変更期限前償還期日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が営業日でない場合には、その前営業日）をいいます。

- (e) 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、その日から5営業日以内に、その旨及び組織変更期限前償還期日を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還事由が発生した旨及び組織変更期限前償還期日を公告します。
- (f) 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、発行会社は、償還価額決定日から5営業日以内に、組織変更期限前償還価額を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還価額を公告します。

(7) 期限の利益喪失事由

発行会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債全額について何らの手続を経ずして当然に期限の利益を失います。この場合、本特定社債の元金につき、当該事由が発生した日（この日を含みます。）から当該元金が実際に支払われる日（この日を含みます。）までの期間につき、後記7「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。

発行会社が、支払期日が到来し、支払われるべきものとなった本特定社債に対する利息の支払を怠り、かかる不履行が7営業日以上継続した場合。

発行会社が本件特定社債管理委託契約の重要な規定（本特定社債要項を含みます。）に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合で、かつ、本件特定社債管理者が当該事

由の発生が本特定社債権者の権利に重大な影響を及ぼすことが明らかであると認めて発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をし、かかる通知が発行会社に到着した場合。

発行会社について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始決定があった場合。

発行会社について、支払の停止が生じ、又は発行会社が自ら破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行い、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

発行会社の財産若しくは資産の全部若しくは発行会社の財産若しくは資産のうち本件特定社債管理者が重要と判断する部分について管財人、管理人等が選任された場合、又は仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押の命令若しくは通知が行われ、かつ、当該仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押が30日以内に取消されない場合。

発行会社について、解散の決定がなされた場合、又は資産流動化法第220条に基づく解散命令が下された場合。

発行会社が、資産流動化法第219条に基づく業務停止命令を受けた場合。

明治安田生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の決定があった場合。

明治安田生命が自ら、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行った場合、又は、明治安田生命について解散、保険業の免許が取り消された場合若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、若しくは保険管理人が選任された場合。

(8) 倒産手続の放棄等

(a) 本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとされています。

(b) 本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本(8)において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

(c) 本特定社債権者は、償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が到来した場合又は前記(7)「期限の利益喪失事由」の記載に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

(9) 本特定社債に関する格付

(a) R&I

本特定社債について、発行会社は、R&IからA+の予備格付を2019年7月10日付で取得しており、また、R&IからA+の本格付を本特定社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(b) JCR

本特定社債について、発行会社は、JCRからA+の予備格付を2019年7月10日付で取得しており、また、JCRからA+の本格付を本特定社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載される予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

なお、本特定社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

(10) 資産流動化計画に記載されている事項の概要

資産流動化計画に記載されている事項のうち、本特定社債権者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（本届出書の他の箇所に記載したものを除きます。）の概要は、以下のとおりです。

(a) 外国為替相場の変動による影響

発行会社の発行する資産対応証券（資産流動化法第2条第11項に定める資産対応証券をいいます。以下同じです。）は全て日本円建てであり、資産対応証券の投資家が資産対応証券の償還、利息又は配当として受領する金額について外国為替相場による換算レートを適用する必要はありません。その限度において、外国為替相場の変動による影響はありません。

(b) 資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針

発行会社はデリバティブ取引を行いません。

3【券面総額】

金500億円

4【各特定社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

金500億円

6【発行価格】

各本特定社債の金額100円につき金100円

7【利率】

年（未定）％（注）（0.15％～0.45％を仮条件とします。）

（注）上記利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2019年7月26日頃に決定される予定です。

8【利払日及び利息支払の方法】

- (1) 本特定社債の利息は、前記7「利率」記載の利率で、払込期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）（この日を含みます。）までこれを付し（但し、後記(2)に従います。）、2020年8月2日を第1回目の支払期日としてその日（この日を含みます。）までの1年分を支払い、その後毎年8月2日に当該利払期日（この日を含みます。）までの1年分を支払います。
- (2) 償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）の翌日（この日を含みます。）以後は本特定社債につき利息を付しません。但し、償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が到来し、発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合には、発行会社は当該元金につき償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）の翌日（この日を含みます。）から当該未償還元金が実際に支払われる日（この日を含みます。）までの期間につき、前記7「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。
- (3) 前記(1)の規定にかかわらず、期限前償還事由が発生した場合（但し、当該期限前償還事由に係る期限前償還期日が利払期日の場合を除きます。）には、期限前償還期日の直前の利払期日（期限前償還期日が第1回の利払期日より前の日である場合には、払込期日）の翌日（この日を含みます。）から期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間について、前記7「利率」記載の利率による利息（以下「経過利息」といいます。）を支払います。
- (4) 本特定社債について、1年に満たない期間の利息を支払うときは、1年を365日とする日割をもって計算します。
- (5) 利払期日が営業日でない場合は、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各本特定社債の金額100円につき金100円。但し、前記2(6)「期限前償還」の記載に基づき期限前償還される場合は同2(6)「期限前償還」記載の金額によります。

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本特定社債の元金は、2024年8月2日に一括償還します。但し、発行会社は、期限前償還事由が発生した場合、前記2(6)「期限前償還」の記載に従い、期限前償還期日において、本特定社債を期限前償還します。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、本特定社債の償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が営業日でない場合には、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

10【募集の方法】

本特定社債は一般募集とします。

11【申込証拠金】

該当事項はありません。

12【申込期間及び申込取扱場所】**(1) 申込期間**

2019年7月26日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

みずほ証券株式会社

S M B C 日興証券株式会社

大和証券株式会社

その他の引受会社（未定）（注）

（注）その他の引受会社は、2019年7月24日頃に決定される予定です。

13【払込期日及び払込取扱場所】**(1) 払込期日**

2019年8月2日

(2) 払込取扱場所

三菱ＵＦＪ銀行

なお、三菱ＵＦＪ銀行は、本特定社債の払込期日に本特定社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本特定社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本特定社債の払込金を発行会社に交付します。

14【引受け等の概要】

本件引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本特定社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 （以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。）		引受額 (百万円)	引受の条件
会 社 名	住 所		

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	(未定) (注)	1. 引受会社は、連帯して本特定社債の総額を引き受けます。 2. 本特定社債の引受手数料は、総額1億5,000万円とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定) (注)	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定) (注)	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注)	
(未定)(注)	(未定)(注)	(未定) (注)	
合計	-	50,000	-

(注) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、ＳＭＢＣ日興証券及び大和証券以外の引受会社並びに引受額の内訳については2019年7月24日頃に決定される予定です。

15【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】

- (1) 本特定社債に関する特定社債管理者は三菱ＵＦＪ銀行（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）とします。
- (2) 本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- (3) 本件特定社債管理者は、本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を行います。
- (4) 本件特定社債管理者は、本件特定社債管理委託契約、本特定社債要項及び本特定社債について、本件特定社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本件特定社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本特定社債権者に対して責任を負いません。
- (5) 資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第1項の規定により特定社債権者が異議を述べることができる場合において、特定社債管理者が特定社債権者のために異議を述べる旨の資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第2項本文の定めは、本特定社債には適用されません。

16【振替機関に関する事項】

本特定社債の振替機関は、保管振替機構とします。

17【その他】

(1) 特定社債権者集会

- (a) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、資産流動化法及び資産流動化法において準用する会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本特定社債権者は、その保有する本特定社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。）に応じて、議決権を有するものとします。
- (c) 本特定社債は、特定社債権者集会を東京都において開催します。
- (d) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、発行会社又は本件特定社債管理者がこれを招集するものとし、資産流動化法第154条第1項の規定により発行会社が特定社債権者集会を招集する場合等、法令に別段の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の日の3週間前までに特定社債権者集会を招集する旨及び資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本特定社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本特定社債を有する本特定社債権者は、振替法第118条において準用する同法第86条第3項所定の書面を本件特定社債管理者に提示した上、特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本件特定社債管理者に提出して、特定社債権者集会の招集を請求することができます。
- (f) 償還期日若しくは期限前償還期日に発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合又は前記2(7)「期限の利益喪失事由」に記載の期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、発行会社は、本件特定社債管理者が承認する方法により発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当するものとします。但し、本件特定社債管理者が必要と認めた場合には、適用ある法令上必要となる手続を経た上、特定社債権者集会を開催し、以下のいずれの方法を用いるかにつき、特定社債権者集会に決議させ、その決議に従うものとします。

発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当します。

前記 に定める発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく、発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法により元利金等の支払に充当します。

- (g) 特定社債権者集会のための一切の費用は、発行会社が負担します。

(2) 一般担保

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとします。

(3) 公告の方法

発行会社及び本件特定社債管理者が本特定社債に関し本特定社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載することによってこれを行います。本特定社債要項の規定に基づいて行うべき公告は、本件特定社債管理者が本特定社債権者の権利保護のため必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しません。

(4) 本特定社債要項及び契約証書の閲覧及び謄写

本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本件特定社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本特定社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 発行会社の遵守事項

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理者に対し、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、本特定社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証

- 券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (d) 発行会社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本件特定社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本件基金債権譲渡契約及び本件信用枠設定契約並びにこれらに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本件基金債権に基づく明治安田生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則及び資産流動化計画を遵守します。
- (i) 発行会社は、資産流動化法、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
- (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済の当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本件特定社債管理者に交付します。
- (k) 発行会社は、資本金の額（特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。)の減少を行いません。
- (l) 発行会社は、子会社（会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
- (m) 発行会社は、資産流動化法第12条に基づく廃業の届出を行いません。
- (n) 発行会社は、他の会社と合併を行いません。
- (o) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本件基金利息に賦課された源泉税の還付に必要な措置を実務上可能な限り早期に行います。
- (p) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の特定社員をして、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
- (q) 発行会社は、明治安田生命以外の者に対して、発行会社の優先出資を発行しません。但し、発行会社は、明治安田生命に対して、資産流動化法の定めに従い、随時優先出資を発行することができます。
- (r) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の特定出資を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、資産流動化法の定めに従い、随時特定出資を発行することができます。
- (s) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付します。
- (t) 前記2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(コ)記載の場合、発行会社は、前記2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(サ)に記載のとおり信用枠金額の増額を請求します。
- (u) 発行会社は、特定出資及び優先出資について配当を行いません。

(6) 本特定社債要項の変更

- (a) 本特定社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の決議を要します。但し、特定社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 前記(a)の特定社債権者集会の決議は、本特定社債要項と一体をなすものとし、本特定社債を有するすべての本特定社債権者に対してその効力を有します。

(7) 元利金支払の方法

本特定社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(8) 発行代理人及び支払代理人

本特定社債の、振替機関業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三菱ＵＦＪ銀行とします。

(9) 申込みの方法等

- (a) 本特定社債の申込期間は、2019年7月26日とし、払込期日は2019年8月2日とします。本特定社債の発行価格は各本特定社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。
- (b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本特定社債の手取金を、本件基金債権の取得代金に充当します。本件基金債権の原保有者は、本件基金債権譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。本件基金債権の債務者である明治安田生命は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本件基金債権に係る基金の拠出を受けることにより資金調達を行い、その手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

（１）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2019年7月9日付で資産流動化法第4条に基づき関東財務局長に対し業務開始届出を行った特定目的会社です。従って発行会社の義務・責任等に関しては資産流動化法の適用を受けます。特定資産たる管理資産の流動化等に係る業務の基本的な内容は資産流動化法に基づき作成された資産流動化計画に定められており、発行会社は資産流動化計画の範囲内で特定資産たる管理資産の譲受け、特定社債の発行等を行います。資産流動化法第195条第1項は、特定目的会社が、資産流動化計画に従って行われる特定資産の流動化に係る上記記載の業務及びその附帯業務以外の業務を営むことを禁止しています。

特定目的会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、特定社債を発行及び募集するにあたっては、資産流動化法、同法において準用する会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本件基金債権は、保険業法に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から明治安田生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権並びにそれらに関連する一切の権利としての指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法の適用を受けます。本件基金債権は、本件基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から特定目的会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権の債務者である明治安田生命が確定日付ある証書による異議なき承諾を行うことにより当該譲渡の日には債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本件基金債権に関する保険業法の適用の態様については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(d)「本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク」をご参照下さい。

（２）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本件基金債権の債務者である明治安田生命の概要については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の債務者に関する事項」及び後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

（３）【管理資産の沿革】

管理資産である本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき2019年8月2日に原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本件特定社債管理委託契約に基づきその処分が義務づけられる場合その他本件特定社債管理委託契約及び資産流動化計画に規定される場合を除き、本特定社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（４）【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本件基金拠出契約に基づき、管理資産である本件基金債権を取得した上で、本件基金債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本件基金債権の移転と同時に、発行会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が有する本件基金拠出契約上の地位の一切を承継します。

明治安田生命は、本件基金拠出契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から基金の拠出を受け、本件基金債権の債務者となります。

発行会社は、本件特定資産管理受託会社である三菱ＵＦＪ信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

三菱ＵＦＪ銀行は、本特定社債の特定社債管理者です。特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、これらの行為等をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができます（資産流動化法第127条第1項及び同条第7項）。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本件特定資産管理受託会社である三菱ＵＦＪ信託銀行は、本件特定資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- （ ）本件特定資産管理受託会社は本件基金債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した明治安田生命に対する本件基金債権、その回収金、本特定社債関連口座内の預金及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本 において「本件特定資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- （ ）本件特定資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本件特定資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- （ ）本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本件特定資産管理受託会社たる三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社資産金融事務部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- （ ）本件特定資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本件特定資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】**管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項****() 法人の機関の内容**

管理資産である本件基金債権の管理者は、本件特定資産管理受託会社としての三菱ＵＦＪ信託銀行です。

三菱ＵＦＪ信託銀行は、2016年6月28日開催の第11期定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っております。

a 法律に基づく機関の設置等**(a) 取締役会及び取締役**

三菱ＵＦＪ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っております。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しております。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っております。

(b) 監査等委員会

三菱ＵＦＪ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行っております。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱ＵＦＪ信託銀行及び子会社の業務・財産の状況の調査等を行っております。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しております。

b その他の機関の設置等

三菱ＵＦＪ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しております。また、三菱ＵＦＪ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しております。

() 監督の組織

三菱ＵＦＪ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

() 内部管理、人員及び手続**a 内部管理**

三菱ＵＦＪ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(a)法令等遵守体制、(b)顧客保護等管理体制、(c)金融円滑化管理体制、(d)情報保存管理体制、(e)リスク管理体制、(f)効率性確保のための体制、(g)グループ管理体制、(h)内部監査体制、(i)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(j)監査等委員会への報告体制、(k)監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及び(1)その他監査等委員の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しております。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて

内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行い、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っております。

b 人員及び手続き

(a) 内部監査体制

イ リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しております。

ロ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しております。

ハ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査担当部署として監査部を設置しております。

ニ 内部監査担当部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査担当部署統括の下、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しております。

ホ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループの業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査を行うこととしております。

ヘ 内部監査担当部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めております。

(b) 内部監査に関する組織

監査部[人員117名]（2019年3月末現在）

(c) 内部監査に係る手続き

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しております。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員

会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員の下、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しております。

(d) 監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員9名（うち常勤監査等委員3名）

総務部及び監査部内の監査等委員会室[人員5名]

(e) 監査等委員会による監査に係る手続き

監査等委員会で定める監査の方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用した監査を行うとともに、監査等委員会が選定した監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席や会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。

() 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しております。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員会から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しております。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本件特定資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融事務部で行います。管理業務のための本件特定資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融事務部により定期的に確認される体制が整備されております。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1) 【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されております。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社は保険業法第62条第2項に定める総代会の決議によらなければなりません（保険業法第60条第1項及び第2項）が、明治安田生命は、本件基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を2019年7月2日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件基金拠出契約に基づき、本件基金拠出日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本件基金債権が発生する予定です。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に対する譲渡については本件基金債権が発生する2019年8月2日に効力が発生する予定であり、本件基金債権の債務者である明治安田生命の確定日付ある証書による異議なき承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払

い、又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本件基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本件基金拠出契約上本件基金債権の保有者が有する権利については、後記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」をご参照下さい。また、明治安田生命が本件基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(d)「本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク」を、明治安田生命の前基金及び後基金が本件基金債権に与える影響については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(e)「明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれご参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、共同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

本件基金債権の概要

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡された明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円

(b) 使途

相互会社における基金

(c) 実行日

本件基金拠出日

(d) 償還期日

2024年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日

(e) 償還方法

本件基金元本は、本件基金償還期日に一括償還します。

但し、本件基金元本は、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は明治安田生命の次の事業年度の9月25日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日に繰り延べられるものとし、ある繰延償還期日において、繰り延べられた本件基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限内において全額償還されない場合には、当該繰り延べられた本件基金元本を、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は次回の繰延償還期日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

(f) 利率

本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について0.30%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還を次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次回の繰延償還期日に係る本件基金利息計算期間について、0.30%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金延滞利率」といいます。）とします。

（注）上記各利率は、2019年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定と同時に同率に変更されることが予定されています。

(g) 利息支払期日及び方法

前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息（以下「本件基金本件利息」といいます。）は、本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、2020年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの毎年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を用いて算出される以下に掲げる金額（以下「本件基金年間利息金額」といいます。）を明治安田生命は基金拠出者に支払います（但し、2024年の利息の支払期日に係る本件基金利息計算期間については、本件基金年間利息金額を、2023年8月3日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として明治安田生命は基金拠出者に支払います。）。

2020年ないし2024年の各本件基金利息支払期日

金150,000,000円

(注) 上記の金額は、2019年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定と同時に変更されることが予定されています。

前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該次の繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、当該当初の元本金額に、前記(f)「利率」但書に定める本件基金延滞利率を乗じて算出された金額（以下「本件基金延滞利息」といいます。）を支払います。

但し、明治安田生命は、本件基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金利息についてはその支払期日は明治安田生命の次の事業年度の8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日に繰り延べられるものとします（以下本但書の規定により繰り延べられた利息を「本件基金繰延利息」といいます。）。

なお、本件基金繰延利息には利息を付さないものとします。

(h) 期限前償還

- (1) 明治安田生命は、本件基金元本の全部又は一部を、本件基金償還期日前において償還することはできません。但し、明治安田生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。
- (2) 前記(1)の定めにかかわらず、明治安田生命は、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日（但し、本件基金償還期日の前営業日までの日に限ります。）（以下「本件基金期限前償還期日」といいます。）に本件基金元本の全部を期限前償還することができます。但し、前記(g)「利息支払期日及び方法」但書に基づき本件基金利息の支払が繰り延べられている場合には、明治安田生命は本(2)に従った期限前償還を行うことはできません。
- (3) 前記(2)の定めに従って明治安田生命が本件基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」の規定にかかわらず、本件基金元本の償還に加えて、以下の金員を基金拠出者に対して支払うものとします。

本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の直前の8月2日（本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が2020年8月2日より前の日である場合には、本件基金拠出日）の翌日（以下「本件基金経過利息起算日」といいます。）を基準として、以下の算式に従い算出された金額（1円に満たない端数は四捨五入します。）（以下「本件基金経過利息」といいます。）

$$\begin{array}{l} \text{本件基金期限前償還} \\ \text{時点における本件基} \\ \text{金元本の金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前記(f)「利率」本文} \\ \text{に定める（本件基金} \\ \text{元本の償還が繰り延} \\ \text{べられる前の）利率} \end{array} \times \frac{\text{本件基金経過利息起算日（この日を含み} \\ \text{ます。）から本件基金期限前償還期日の3} \\ \text{営業日後の日（この日を含みます。）ま} \\ \text{での実日数}}{1}$$

365

上記にかかわらず、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日である場合には、本件基金経過利息の額は本件基金年間利息金額とします。なお、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合、かかる本件基金経過利息以外に前記(g)「利息支払期日及び方法」に定める利息は支払われません。

本件基金経過利息は、本件基金経過利息起算日（この日を含みます。）から本件基金期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間に係る本件基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、本件基金利息支払期日が本件基金期限前償還期日となる場合には、本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息が当該本件基金利息支払期日の直前の8月3日（この日を含みます。）から本件基金期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとし、本件基金利息支払期日の翌日（この日を含みます。）から当該本件基金利息支払期日の直後の8月2日（この日を含みます。）までのいずれかの日が本件基金期限前償還期日となる場合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」本文の本件基金利息計算期間の定めにかかわらず、当該本件基金利息支払期日において支払われる本件基金年間利息金額及び本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息の金額の合計額が、当該本件基金利息支払期日の直前の8月3日（この日を含みます。）から本件基金期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとします。

違約金

- (4) 前記(3)の規定により支払われる違約金の額は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数は四捨五入します。）が本件拠出金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の()及び()の合計額が本件拠出金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。また、本(h)における後記 ないし に掲げる用語の意味は、それぞれ ないし に記載のとおりとします。

() 本件拠出金元本残高の現在価値

() 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

「本件拠出金元本残高」とは、本件基金期限前償還期日時点における本件基金元本の未償還の元本残高をいいます。

「将来利払期日」とは、本件基金期限前償還期日の翌日（この日を含みます。）以降に到来する各本件基金利息支払期日をいいます。但し、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合で、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日以外の日となる場合には、当該本件基金利息支払期日を含みます。

「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、期限前償還がなされず、前記(g)「利息支払期日及び方法」但書に定める制限及び前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(e)「明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」に定める前基金の利息支払と本件基金利息の支払が同一剰余金処分を経て行われる場合の制限に服しないと仮定した場合に、当該将来利払期日に支払われるべきであった本件基金利息の額をいいます。但し、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日である場合を除き、本件基金期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日（本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合には、当該本件基金利息支払期日）に係る将来利息金額は、かかる金額から本件基金経過利息の額を控除した額とします。

本件拠出金元本残高又は将来利息金額の「現在価値」とは、それぞれ本件拠出金元本残高又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本件拠出金元本残高及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

() 本件拠出金元本残高に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、2024年8月2日（この日を含みます。）までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2024年8月2日である場合には、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、本件拠出金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの実日数とします。

() 各将来利息金額に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日（この日を含みます。）までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日（この日を含みます。）までの実日数とします。

「参照レート」とは、円ライポー（本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの期間が1年未満の場合）又は円スワップレート（かかる期間が1年以上の場合）のうち、元本残存期間に対応する期間に係る利率（年率）をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。

() 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。

() 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

但し、上記に基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

() 本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本件拠出金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本件拠出金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

() 本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月2日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

本件拠出金元本残高に係る残存月数

本件拠出金元本残高に係る残存端日数

12

+

365

「円ライボー」とは、本件基金償還価額決定日（この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本号において同じです。）のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金のアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、本件基金償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、基金拠出者は、基金拠出者が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、本件基金償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。）に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「円スワップレート」とは、本件基金償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、本件基金償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）に表示されない場合又はロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）が利用不可能な場合、基金拠出者は、本件基金償還価額決定日に、基金拠出者が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、本件基金償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）をいいます。

「本件基金償還価額決定日」とは、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が営業日でない場合には、その前営業日）をいいます。

- (5) 前記(2)の定めに従って明治安田生命が本件基金元本の全部を期限前償還する場合には、基金拠出者は、本件基金償還価額決定日から5営業日以内に、前記(3)各号の金額を明治安田生命に対して通知するものとします。

(i) 期限の利益喪失の禁止

基金拠出者は、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」又は(h)「期限前償還」に記載される場合その他適用ある法令に従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。

(k) 事実の表明及び保証

明治安田生命は基金拠出者に対し、本件基金拠出契約締結日及び本件基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する基金拠出者の被った全ての損害、損失及び費用について明治安田生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

明治安田生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

明治安田生命は、本件基金拋出契約並びに本件基金拋出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続（保険業法第60条に定める総代会の決議を含みますが、本件基金拋出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

明治安田生命による本件基金拋出契約の締結及び履行は、保険業法その他明治安田生命に適用がある法令、規則、通達、明治安田生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は明治安田生命を当事者とする若しくは明治安田生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、明治安田生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件基金拋出契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

明治安田生命による本件基金拋出契約の締結及び履行に際して、明治安田生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効（本件基金拋出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

本件基金拋出契約の締結及び履行に先立ち、明治安田生命から基金拋出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分にに関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における明治安田生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分にに関する決議書（写）の書類作成時点以降、明治安田生命の本件基金拋出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て基金拋出者に対して書面で開示されています。

明治安田生命に対し、本件基金拋出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拋出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本件基金拋出契約に基づき、明治安田生命から基金拋出者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、明治安田生命は基金拋出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本件基金拋出日までに拋出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

明治安田生命を当事者とする又は明治安田生命が拘束される契約につき、本件基金拋出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、保険業免許取消の処分を受け、若しくは解散したこと、保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、保険業法第267条に基づき、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。）は発生、継続しておらず、かかる事由は明治安

田生命による本件基金拋出契約の締結、又は本件基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生すること
もありません。

明治安田生命は、本件基金拋出契約締結日又は本件基金拋出日と同日付で基金を取り入れるための契
約を、本件基金拋出契約以外に締結していません。

(I) 支払及び償還の順序

明治安田生命は、本件基金債権につき、以下の順序で本件基金利息の支払又は本件基金元本の償
還を行うものとします。

本件基金延滞利息

本件基金繰延利息（複数の本件基金利息計算期間に係る本件基金繰延利息がある場合は、その本件基
金利息計算期間の到来順）

本件基金本件利息

本件基金元本の償還

本件基金債権の明治安田生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されてい
ません。

本件基金債権譲渡契約においては、本件基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本件基金
債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、三菱UFJモルガン・スタンレー証
券による買戻し等）は定められていません。

本件基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者である明治安田生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

明治安田生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

沿革

【明治安田生命保険相互会社】

年	月日	主なできごと
2004	1.1	明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社が合併し、明治安田生命保険相互会社発足
1		明治安田生命誕生記念商品「ライフアカウント L.A. Double」を発売
1		業界初、全国営業拠点の事務サービスシステムを全面的にWebオンライン型システムに移行
8		明治安田生命ビル(東京都・丸の内)竣工
9		「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」を発売
2005	4	明治損害保険株式会社と安田ライフ損害保険株式会社が合併し、「明治安田損害保険株式会社」発足
4		疾病予防サービスの提供事業を行なう「ヘルスケアータルサポート株式会社」を設立
4		「医療保険 MYどっく」を発売
4		ライフアカウント L.A.「医療保険パッケージ」「がん重点パック」「女性医療パック」を発売
10		「こどものほけん」を発売
2006	2	「保険金・給付金のお支払いに関する不届申立制度」を開設
7		総代立候補制を導入、委員会設置会社へ移行
9		個人年金保険「年金ひとすじ」を発売
9		一時払特別終身保険「エプソバディ」を発売
10		ライフアカウント L.A. Double「アガード」を発売
2007	2	CSR報告書2006を発行
6		「新・手術特約」「女性疾病入院特約」「女性医療保険 才色健美」を発売
8		個人年金保険「年金ひとすじ ワイド」を発売
12		銀行代理業の許認可を取得し、株式会社三菱東京UFJ銀行と中小企業分野において業務提携
2008	4	「代理請求特約」を取得し開始
4		「かんたん告知医療保険」を発売
5		「消費者モニター制度」を番組(翌年度に「消費者専門アドバイザー制度」に名称変更)
11		営業拠点の事務サービスシステムを大幅刷新
2009	5	二つのタイプの来店型店舗を開設
6		「明日のミカタ」を発売
10		一時払定期型退職年金「たしかな計画」を発売
2010	6	「医療費リターンシリーズ」を発売
10		「重症がん保険金前払特約」を取り扱い開始
11		タラックス社(ドイツ)と業務提携、アフリカ社(インドネシア)と業務提携
12		ハイアールグループ(中国)と業務提携

【旧明治生命保険相互会社】

年	月日	主なできごと
1881	7.9	わが国最初の近代的生命保険会社として開業(有限明治生命保険会社)
1893	12	明治生命保険株式会社と改称
1934	3	明治生命館竣工
1947	7	明治生命保険相互会社として再発足
1948	9	戦後、業界初、団体定期保険を発売
11		戦後、業界初、月掛保険(個別集金月払い)の取扱い実施
1969	6	定期付養老保険「ダイヤモンド保険」を発売
1973	11	業界初、「ご加入者懇談会」を開催
1979	7	業界初、ディスクロージャー資料「明治生命の現況」を発行
1981	10	定期付終身保険「ダイヤモンド保険ライフ」を発売
1996	8	「明治損害保険株式会社」を設立
10		「5年ごと利益配当付終身保険(正シリーズ)」を発売
1997	5	明治生命館(東京都・丸の内)が重要文化財に指定
2000	4	わが国初のアカウント型保険「ライフアカウント L.A.」を発売
2002	1	安田生命保険相互会社と将来の経営統合に向けた全面提携の実施について基本合意
2003	5	安田生命と「合併契約書」に調印

年	月日	主なできごと
2011	10	「生活サポート終身年金特約」等4つの新特約を発売
11		介護総合情報ポータルサイト「MY介護の広場」をオープン
2012	3	介護付有料老人ホームを運営する株式会社サンビナス立川の過半数の株式を取得し、介護施設運営事業へ進出
6		オイロバ社(ポーランド)の株式を27%取得
7		ワルタ社(ポーランド)の株式を30%取得
9		「介護のささえ」を発売
2013	2	「明治安田の学資のほけん」「医療のほけん」を発売
7		タイの生命保険会社タイワイプ社と戦略提携
9		新営業課長「マイスターモバイル」の導入
2014	6	「ベストスタイル」を発売
12		個人年金保険「年金かけがし」を発売
12		「つかってのこせる終身保険」を発売
2015	1	サッカー「リリーグ」と「リリーグタイトルパートナー契約」を締結
3		「5年ごと配当付3年間災害保障型増定額保障」を発売
4		「MY長寿ご契約点検制度」の創設
4		「社外取締役会議」を設置
7		「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表
8		「バイオニアケアプラス」「明治安田生命 つみたて学資」を発売
2016	3	スタンコープ社(米国)を買収、完全子会社化
6		「重症疾病終身保障特約」「介護サポート終身年金特約」を発売
10		「かんたん保険シリーズ ライト」By明治安田生命」を創設
2017	4	「お客さま志向の業務運営方針」を制定
4		新たな企業理念「明治安田フィロソフィー」を制定
6		「明治安田ビジネスアプラス株式会社」を設立
8		外貨建保険「米ドル建一時払養老保険」「外貨建エプソバディアプラス」を発売
12		「50歳からの終身医療保険」を発売
2018	4	「MYアシスト」制度を創設
6		「給与・寄附サポート特約」を発売
12		「憲ドル建一時払養老保険」を発売
2019	1	サッカー「リリーグ」と「リリーグタイトルパートナー契約」を更新
2		外貨建て平準商品「つみたてドル建終身」を発売
4		「みんなの健康プロジェクト」を本格展開
4		健康増進型保険「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売
4		ヘルスケアや先端テック/ロジック等に関する基礎調査機能を「株式会社明治安田生活福祉研究所」に移管し、「株式会社明治安田総合研究所」に社名変更
4		「明治安田システム・テック/ロジック株式会社」のMBS事業部門を分社化し、「明治安田収納ビジネスサービス株式会社」を設立

【旧安田生命保険相互会社】

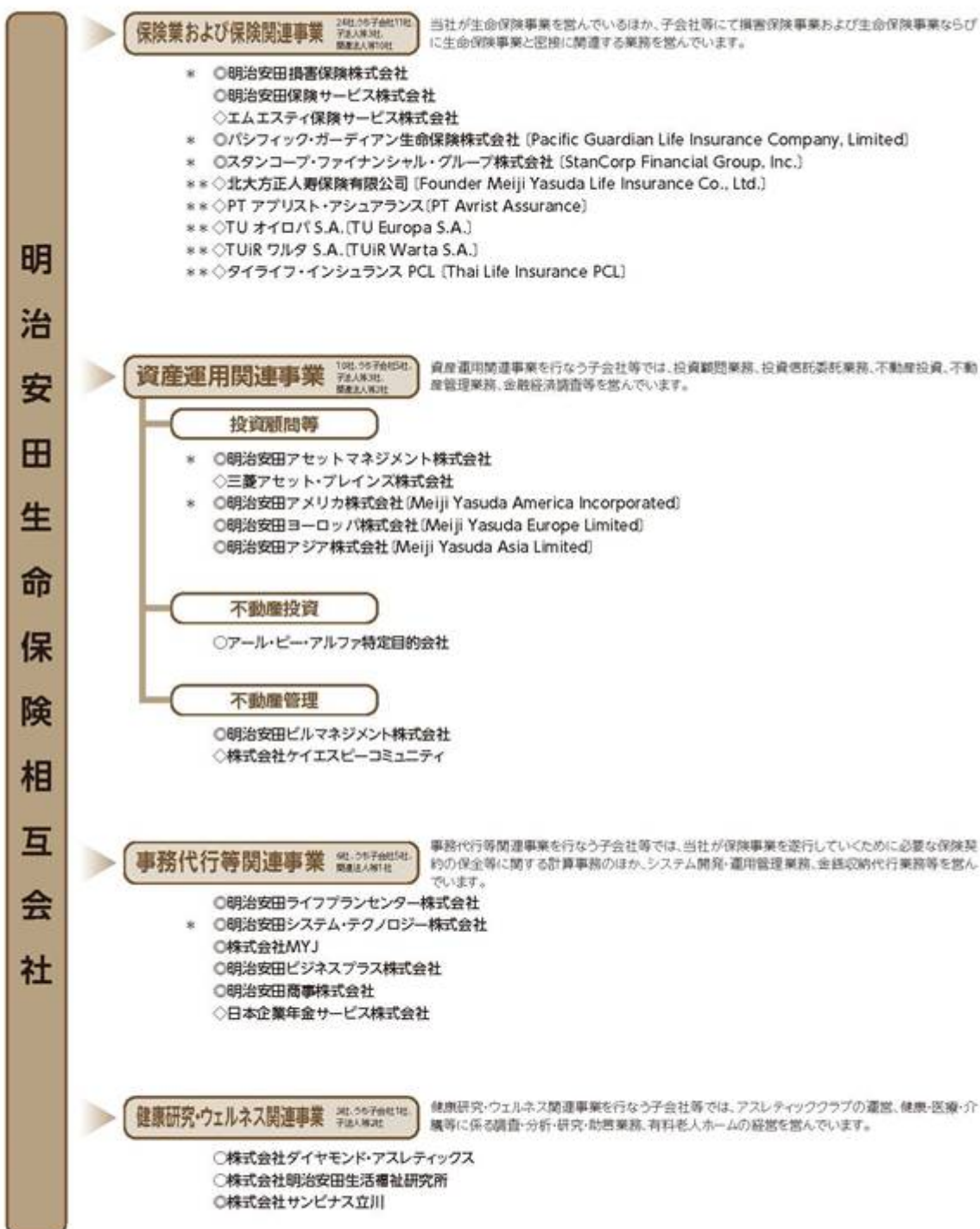
年	月日	主なできごと
1880	1.1	初代安田善次郎、成島柳北らとともに共済五百名社を創立
1894	3	共済五百名社を解散、共済生命保険合資会社を設立(4月)
1900	4	共済生命保険株式会社に改組
1929	8	安田生命保険株式会社と改称
1947	6	安田生命保険相互会社として再発足
10		光生命保険相互会社と改称
1952	1	安田生命保険相互会社に社名復帰
1961	10	東京都・新宿区に本社新社屋竣工
1969	1	「万全の保障」を発売
1971	6	「白寿の保障」を発売
1975	11	業界初、「契約転換制度」を実施
1982	9	オーダー終身保険「パワ」を発売
1990	4	パワ一列商品系を再体系化した「Q(クオリス)シリーズ」を発売
1996	8	「安田ライフ損害保険株式会社」を設立
10		「5年ごと利益配当付保障(Eタイプ)」を発売
2000	10	介護保障定期特約付新・終身保障「健康物語」(Eタイプ)を発売
2002	1	明治生命保険相互会社と将来の経営統合に向けた全面提携の実施について基本合意
2003	5	明治生命と「合併契約書」に調印

(d) 事業の内容

保険会社およびその子会社等の概況

(2019年3月31日現在)

【明治安田生命グループ事業系統図】



(注1)「○」を表示した会社は、2019年3月期の連結子会社、「**」を表示した会社は、2019年3月期の持分法適用会社です。

(注2)子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

(注3)「◇」を表示した会社は「子会社」、「○」を表示した会社は「子法人等」、「◇」を表示した会社は「関連法人等」です。

(注4)明治安田アジア株式会社は保険募集等も行っていません。

(注5)会社名は、主要なものを記載しています。

(注6)スタンコープ・ファイナンシャル・グループ株式会社は傘下に子会社等9社(当社の子会社および子法人等に該当、投資運用を行なう会社を含む)、パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社は傘下に子会社1社(当社の子法人等に該当)、明治安田アメリカ株式会社は傘下に子会社2社(当社の子法人等に該当)、PT アブリスト・アシュアランスは傘下に子会社2社(当社の関連法人等に該当)、投資運用を行なう会社を含む)、TU オイロバ S.A. は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)、TUIR ワルタ S.A. は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)を有します。

(e) 営業の概況

明治安田生命の営業の概況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本件基金債権への集中の状況

明治安田生命は、管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者です。

(g) 本件基金債権の内容

前記「本件基金債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	2019年7月8日現在の特定資産の価格 49,617百万円から50,368百万円の範囲 (注) 上記金額は、2019年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条第1項第18号ロに定める価格調査を行います。この価格調査は、1998年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還については、原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から発行会社に対して本件基金債権が譲渡された後においては、明治安田生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還の詳細については、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」をご参照下さい。

本特定社債の元金を償還すべき日に発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、発行会社は、本件特定社債管理者が承認する方法により発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当するものとします。但し、本件特定社債管理者が必要と認めた場合には、適用ある法令上必要となる手続を経た上、特定社債権者集会を開催し、()発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当する方法、又は()かかる発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく、発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資

産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法により元利金等の支払に充当する方法のいずれを用いるかにつき、特定社債権者集会に決議させ、その決議に従うものとします。

3【管理及び運営の仕組み】

（１）【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が基金の拠出を明治安田生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、発行会社及び明治安田生命に対して、自らが、その保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である明治安田生命は、本件基金拠出契約において、本件基金拠出契約の締結日である2019年7月8日付及び本件基金拠出日付で、基金拠出者に対し、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

発行会社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については後記第三部、第1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資及び優先出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと及び資本金の額（特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。）の減少を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

明治安田生命による本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還は、それぞれ各本件基金利息支払期日及び本件基金償還期日において、発行会社に対して直接行われます。本件特定社債管理委託契約においては、本件基金利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定において、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本件特定資産管理委託契約に基づき、三菱ＵＦＪ信託銀行に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

資産流動化計画には、発行会社の特定資産である本件基金債権は、本期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、前記第一部第1、17(1)「特定社債権者集会」(f)に記載される手続に従い、第三者に売却されることがある旨の定めがあります。

なお、発行会社は、特定資産である本件基金債権の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定していません。

本に記載される事項のほか管理資産たる本件基金元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

管理資産からの支出

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本特定社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関について、()R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）未満に格下げされた場合、又は()JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満に格下げされた場合（以下「格付事由」といいます。）には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14営業日以内に、()R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）以上、かつ、()JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）以上である金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本特定社債関連口座内の金銭を、従前と同様に()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの（以下「本特定社債関連口座移転行為」といいます。）とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本特定社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本特定社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本特定社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本特定社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本件基金債権に基づき明治安田生命から受領した金銭のうち、 元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、 利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。

発行会社がその特定出資及び優先出資の発行によって受領した特定出資発行代わり金及び優先出資発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。但し、発行会社が本特定社債の発行に先立って発行した優先出資につき受領した優先出資発行代わり金のうち、金52,000,000円については、利息支払勘定において管理します。発行会社が本特定社債の発行によって受領した特定社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。

本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命から借り入れた金銭については利息支払勘定において管理します。

本件基金債権に基づき明治安田生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については利息支払勘定において管理します。

各利払期日、期限前償還期日及び前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において、以下の方法及び順序により、費用並びに本特定社債の元金及び利息の支払を行うものとします。但し、本特定社債の元金及び利息の支払に関しては、前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」及び前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。

() 償還期日に該当しない利払期日（この日が期限前償還期日である場合を除きます。）においては、

ア 出資金勘定内の金銭が当該利払期日において後記 ()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、当該不足額相当額に満つるまで利息支払勘定から出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記 ()及び()に基づく支払を行います。

イ 利息支払勘定から本特定社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定内の金銭が本特定社債の利息の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。

() 償還期日、期限前償還期日又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日においては、

ア 出資金勘定内の金銭が、当該償還期日、期限前償還期日又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において後記 ()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、利息支払勘定及び元金償還勘定から（利息支払勘定内の金銭、元金償還勘定内の金銭の順で）当該不足額相当額に満つるまで出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記 ()及び()に基づく支払を行います。

イ 利息支払勘定及び元金償還勘定から本特定社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が本特定社債の利息及び元金の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記()の支払については、当該支払を行うべき日

（この日を含みます。）までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に下記（ ）及び（ ）に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとします。

（ ） 公租公課の支払

（ ） 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、特定資産の維持・管理に係る諸費用（本件特定資産管理委託契約に基づき支払う特定資産管理委託期中手数料を含みます。）、本特定社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本件特定社債管理委託契約及び本件特定社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本件特定社債管理委託手数料を含みます。）、発行会社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びに 本件特定社債管理委託契約に関わる一切の費用その他同契約第19条及び第20条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

（ ） 本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

前記 から までの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に（但し、下記（ ）及び（ ）の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに）以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

（ ） 本件引受契約に基づく当社から本特定社債の引受会社に対して支払う引受手数料及び費用の支払

（ ） 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する本件基金債権の売買代金の支払

（ ） 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払

（ ） その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。）の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本特定社債の引受会社に対する引受手数料、本件特定社債事務受託会社に対する特定社債事務委託手数料、本特定社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約203,000,000円です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

（ ） 本件特定社債事務受託会社を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額（期限前償還する場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利息支払手数料として、当該本特定社債の元金金額（期限前償還期日において本特定社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本特定社債の元金が償還される日の1営業日前の日までに、

利息支払手数料を本特定社債の利息が支払われる日の1営業日前の日までに、それぞれ本件特定社債事務受託会社に交付します。

- () 本件特定社債管理者に対して、利払期日（当該日が営業日でない場合にはその前営業日）に、1か年につき前回の利払期日における本特定社債残存額に対し、10,000分の0.4（消費税及び地方消費税別）を乗じた金額に、これに係る消費税相当額を加えた金額を本件特定社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は払込期日における本特定社債残存額に対して1か年分を支払います。
- () 本件特定資産管理受託会社に対して、2019年7月8日から2020年8月2日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について2020年の8月の最終の営業日に75万円を、以降毎年8月3日から翌年8月2日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について、2021年（この年を含みます。）から2023年（この年を含みます。）までの各年の8月の最終の営業日及び2024年8月2日（当該日が営業日でない場合はその前営業日）に75万円を、本件特定資産管理委託手数料として支払います（それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。）。但し、2024年8月3日以降において本件特定資産管理委託契約の期間が継続している場合には、当該期間における本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託の対価として、年額75万円の月割計算（1円未満切捨て）による金額を、契約期間終了月の最終の営業日又は発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する方法により発行会社は本件特定資産管理受託会社に対し支払うものとします。また、本件特定資産管理委託契約が契約期間の期中において終了した場合、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間に関する当該業務の委託の対価は、当該終了日が、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間中のいずれの日であるかにかかわらず、75万円とします。
- () 前記()ないし()以外の主な期中費用として、発行会社は、本件格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約8,000,000円です。

【その他】

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本特定社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本件特定社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- () 発行会社の定款（但し、本一般社団法人に対して特定出資を発行するために必要となる定款の変更を除きます。）又は資産流動化計画（但し、資産流動化法第151条第3項各号に規定する場合を除きます。）を変更する場合
- () 発行会社が、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約（但し、同契約に従った信用枠金額の増額を除きます。）又は本件特定資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、社員総会の決議によらなければできません。

本件特定社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本件特定社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨を本件格付機関に書面にて通知します。但し、本特定社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）については、法令、資産流動化計画及び前記第一部第1、17「その他」

(1)「特定社債権者集会」の規定に従い、特定社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出又は公告等、資産流動化法等に従った所定の措置を取ります。

(2)【信用補完等】

- (a) 発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金528,100,000円については発行会社の出資金勘定において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金52,000,000円については発行会社の利息支払勘定において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。
- (b) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、一定の条件のもとに、明治安田生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本特定社債の利息の支払等に利用することができます。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。本件信用枠設定契約の内容については前記第一部第1、2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本特定社債権者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本特定社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本特定社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、本件特定社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本特定社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本特定社債の各利払期日及び償還期日に、期限が到来した金銭債権となります。

本特定社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。

本特定社債権者と本件信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、前記第一部第1、2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」（キ）、（ク）及び（ケ）をご参照下さい。

本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本4「証券所有者の権利」において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、ここにおいて、本特定社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

本特定社債権者は、償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が到来した場合又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

（２）【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

（３）【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

（１）【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行します。本特定社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本件基金債権の元利金を支払原資として行われますが、明治安田生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本特定社債の元利金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債について、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債の弁済を受け、又は本特定社債に基づく本特定社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されております。

なお、本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由に対する対応については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

第２【管理資産の経理状況】

１【主な資産の内容】

原所有者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの本件基金債権の譲渡は、本特定社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生しておりません。

2【主な損益の内容】

前記1「主な資産の内容」に記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生しておりません。

3【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本特定社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。なお、資産流動化法に基づき行われた当初譲渡に係る管理資産についての価格の調査結果は、前記第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等」をご参照下さい。

第3【証券事務の概要】

1 本特定社債の名義書換

本特定社債は、振替法第118条において準用する同法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、発行会社は、振替法第118条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき、本特定社債の特定社債券を発行しません。特定社債原簿管理人は設置されず、本特定社債の譲渡については、振替法に基づき、特定社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第118条において準用する同法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第119条に基づき、本特定社債の特定社債原簿においては本特定社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本特定社債権者が本特定社債を取得した日は記載されず、特定社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の特定社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本特定社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本特定社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還期日及び利払期日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本特定社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

(1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。

- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第 1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2019年12月31日です。

(2) 沿革

発行会社は、2019年6月7日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、その後の特定出資の譲渡により、現時点においては本一般社団法人が発行会社の特定出資の全てを保有しております。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に係る業務及びそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

発行会社は、上記の事業を営む為、2019年7月9日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行っております（届出番号 関東財務局長(会)第2457号）。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディングです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他関係会社を有しておりませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社の記載は行っておりません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金1,000万円	- 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 - 資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱ＵＦＪ信託銀行に本件特定資産管理委託契約に基づき特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 出資等の状況

(a) 出資の総数等

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
優 先 出 資	11,600口
計	11,602口

発行済 出 資	種類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当事項はありません	(注1)
	優先出資	11,600口	該当事項はありません	(注2)
	計	11,602口	—	—

(注1) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(注2) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

年月日	発行済出資総数		特定資本金		優先資本金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2019年6月7日	2口	2口	100,000円	100,000円	-	-	-
2019年7月10日	11,600口	11,602口	-	100,000円	580,000,000円	580,000,000円	-

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。また、本届出書提出日現在、発行会社の発行済優先出資11,600口の全ては、明治安田生命に所有されています。

(e) 主な社員の状況

特定社員の状況

氏名又は名称	住所	所有特定出資 口数	本届出書提出日現在
			発行済特定出資総数に対する 所有特定出資の割合
一般社団法人明治安田生命 基金流動化ファンディング	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

（注）発行会社の設立時に特定社員であった有限会社東京共同会計事務所は、2019年6月17日に保有特定出資全てを上記会社に譲渡し、特定社員ではなくなりました。

優先出資社員の状況

氏名又は名称	住所	所有優先出資 口数	本届出書提出日現在
			発行済優先出資総数に対する 所有優先出資の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,600口	100%
計		11,600口	100%

(f) 議決権の状況

発行済出資

区分	出資口数（口）	議決権の数（個）	本届出書提出日現在
			内容
議決権のない出資	11,600	—	優先出資（注）
議決権の制限された出資 （自己特定出資等）	0	—	—
議決権の制限された出資 （その他）	0	0	—
議決権のある出資 （自己特定出資等）	0	—	—
議決権のある出資 （その他）	2	2	特定出資
単元未満出資	0	—	—
発行済出資総数	11,602	—	—
総社員の議決権	—	2	—

（注）優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

自己特定出資又は自己優先出資等

本届出書提出日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 出 資 口 数 (口)	他人名義所有 出 資 口 数 (口)	所有出資口数 の合計(口)	発行済出資総 数に対する所 有出資数の割 合(%)
該当事項はありません					

(7) 自己出資の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレートガバナンスの概要

会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。

(b) 役員の状況

男性2名 女性0名 （役員のうちの女性比率0%）

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有口数 （口）
取締役	関口陽平	1973年 3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2003年10月 東京共同会計事務所 入所（現職） 2009年3月 税理士登録 2019年6月 発行会社取締役 就任	(注)	-
監査役	高山知也	1975年 12月2日	1999年4月 日本生命保険相互会社 入社 2006年4月 東京共同会計事務所 入所（現職） 2019年6月 発行会社監査役 就任	(注)	-
計					-

(注) 任期は定められていません。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、取締役の職務執行の監査を行うとともに計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2019年12月31日です。

内部監査の状況等

該当事項はありません。

会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬もありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2019年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、特定社債を発行することを目的とした会社であるため、特定社債権者への特定社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としております。

(2) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2019年12月31日です。発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2019年6月7日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、特定資本金100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2020年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間社員資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。

第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

（イ） 名称、資本金の額及び事業の内容

（1） 名称

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（2） 資本金の額

40,500百万円（2019年3月31日現在）

（3） 事業の内容

金融商品取引業

（ロ） 関係業務の概要

管理資産である発行会社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。

（ハ） 資本関係

該当事項はありません。

（二） 経理の概況

（1） 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2018年3月31日現在	（単体） 2019年3月31日現在
資産合計	12,868,908	13,421,179
負債合計	12,466,490	13,021,301
純資産合計	402,418	399,878

（2） 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	（単体） 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
営業収益	261,997	227,925
営業利益	36,134	13,584
当期純利益	33,060	15,564

（3） その他

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものをご参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円（2019年3月31日現在）

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

(ロ) 関係業務の概要

発行会社から特定資産である本件基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2018年3月31日現在	（単体） 2019年3月31日現在
資産合計	42,635,723	33,713,809
負債合計	40,288,258	31,658,668
純資産合計	2,347,465	2,055,140

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	（単体） 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	704,515	732,794
経常利益	206,093	114,519
当期純利益	186,754	95,135

(3) その他

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(ホ) その他

本件特定資産管理委託契約の解約

- (a) 本件特定資産管理委託契約の期間は、本件特定資産管理委託契約の締結日から本特定社債の全額が償還された日までとします。但し、当該期間終了後において、本件信用枠設定契約に関して発行会社が明治安田生命に負う借入金債務が残存する場合には、当該期間はかかる債務が消滅するか、又は発行会社が解散するまで延長されるものとし、本件特定資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとします。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本件特定資産管理受託会社は本件特定資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとします。
- (b) 本件特定資産管理委託契約の期間中、本件特定資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本件特定資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本件特定資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとします。

本件特定資産管理受託会社が、本件特定資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本件特定資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本件特定資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本件特定資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本件特定資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本件特定資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本件特定社債管理者が書面でこれを承諾したとき

第3【明治安田生命保険相互会社の概況】

1【名称、基金の総額及び事業の内容】

()名称

明治安田生命保険相互会社

()基金の総額

930,000百万円（2019年3月31日現在）

(注) 基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金（670,000百万円）を含みます。

()事業の内容

(a)生命保険業

(b)他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前記(a)に付随する業務

- (c)国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (d)その他前記(a)ないし(c)の業務に付帯又は関連する業務

2【関係業務の概要】

明治安田生命は、本件基金債権の債務者であります。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【経理の概況】

()最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (2018年3月31日現在)	(連結) (2019年3月31日現在)
資産合計	41,543,423	42,120,715
負債合計	37,419,670	38,134,293
純資産合計	4,123,752	3,986,421

()最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(連結) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	4,117,073	4,182,501
経常利益	370,190	390,618
親会社に帰属する当期純剰余	265,038	229,579

5【明治安田生命の事業等のリスク】

本特定社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する明治安田生命を債務者とする基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本特定社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本特定社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討したうえ投資判断をして下さい。

(1)生命保険業に関する法規制等

明治安田生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、明治安田生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

保険業法

() 概要

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

- ・ 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、
- ・ 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

() 免許

保険業法の規定により、保険業を行う者は免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、明治安田生命は、

- ・ 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・ 疾病にかかったこと、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定額の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
- ・ 上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取り消しを受けることがあります。

- ・ 法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款若しくは保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・ 当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・ 公益を害する行為をしたとき
- ・ 財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

() 業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	・ 免許の種類に応じた保険の引受け ・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	・ 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 ・ 債務の保証 ・ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」といいます。）の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い ・ 金銭債権の取得又は譲渡 ・ 特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い ・ 短期社債等の取得又は譲渡 ・ 有価証券の私募の取扱い ・ デリバティブ取引 ・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 金融等デリバティブ取引 ・ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ ファイナンス・リース取引（機械類その他の物件を使用させる業務） ・ ファイナンス・リース取引（機械類その他の物件を使用させる業務）の代理又は媒介 ・ 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務
保険業法第99条に定める法定他業	・ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託 ・ 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務 ・ 投資助言業務 ・ 算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ・ 資金移動業 ・ 保険金信託業務 ・ 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 等

()運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券の取得
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得
- ・ 金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引
- ・ デリバティブ取引

- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、一般勘定（特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限も設けられています。

なお、積立勘定についても同様の制限（積立勘定資産の総額に対する割合）が設けられていますが、特別勘定については、運用資産の構成に関する制限は設けられていません。

（ ）監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a)事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b)定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c)届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・ 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・ 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・ 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・ その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d)報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e)立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f)業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずること

ができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

(早期是正措置)

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし

第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1)保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2)配当の禁止又はその額の抑制 (3)契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4)新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。）の変更 (5)役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6)一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7)一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8)本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9)子会社等の業務の縮小 (10)子会社等の株式又は持分の処分 (11)保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12)その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあります。

（実質純資産額）

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等については、時価で評価）の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額（但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の予測を超えてリスクが発生した場合には、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうか 중요합니다。これを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

〔ソルベンシー・マージン総額〕

基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。））、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額）、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券評価差額金と繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る評価差額がその他有価証券評価差額金に計上されているもの）の合計額（税効果控除前）×90%（マイナスの場合100%）、土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等及びその他の項目から、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額及び控除項目を控除した合計額

〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、次のとおりその相当額を算出

$$\text{リスクの合計額} = \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

リスク相当額の種類	リスク相当額の内容
保険リスク相当額 (R ₁)	保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	第三分野保険の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額
予定利率リスク相当額 (R ₂)	予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額
資産運用リスク相当額 (R ₃)	資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額
経営管理リスク相当額 (R ₄)	経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額
最低保証リスク相当額 (R ₇)	最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）に対応する金額

なお、2012年3月期末から、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

また、金融庁は、2007年4月に公表された報告書「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の提言や保険監督者国際機構（IAIS）等における国際的な動向もふまえ、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討を行っています。規制の見直し内容によっては、明治安田生命の事業活動及び資産運用に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ ）生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を1998年12月に設立しました。現在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社各社の拠出金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金のシェアに応じて算出されます。

なお、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金を超える資金援助等の対応が必要な場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2018年度の保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は330億円となっており、明治安田生命の負担金分担割合は、2018年度で約10%（約34億円）です。

但し、生命保険業界における明治安田生命の収入保険料、責任準備金のシェアが変動した場合、それに伴って明治安田生命の拠出額も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、明治安田生命の拠出額が増加する可能性があります。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

2017年5月に国際会計基準審議会（IASB）より公表されたIFRS17「保険契約」に対して、各国の保険業界団体から、実務上の対応負担が高いため適用開始の延期が必要である等の意見が提出されました。これを受け、IASBは適用開始の2022年までの1年延期等を盛り込んだ公開草案を2019年6月に公表しました。

なお、日本の保険会社に関しては、現在のところ株式会社が金融商品取引法上の連結財務諸表を作成する場合にのみIFRSの任意適用が認められています。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

明治安田生命における保険募集活動の中心は国内市場です。したがって国内市場での販売環境等が悪化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また同業他社や競合関係にある近隣業界・団体等に対する明治安田生命の競争力が低下した場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

契約動向

民間生命保険会社（2019年3月末現在41社）における2019年3月期末の保有契約金額は個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で1,344兆円（前期末比2兆円増加）となっています。

競合の状況

2019年6月1日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が明治安田生命を含めて41社、「外国生命保険業免許」を受け、日本に支店等を設けて営業している会社が1社、合計42社あります。

近年は、厳しい経営環境や規制緩和、顧客ニーズの変化等を背景に、国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立等の競争環境の変化が見られました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され日本郵政株式会社が発足するとともに、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」といいます。）が民間保険会社に加わりました。かんぽ生命保険は、巨大な顧客基盤や全国的な郵便局のネットワークを有していること、政府との結びつきから破綻の可能性が少なく一般的に認識されること等の優位性を持つことに加え、2016年4月1日以降、一定の要件を満たした被保険者について、かんぽ生命保険が提供する基本契約の加入限度額が、従来の一人あたり1,300万円から2,000万円に引き上げられたことから、明治安田生命とかんぽ生命保険との間の競争が激化する可能性があります。このように、明治安田生命は、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも明治安田生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

また、2008年秋以降の金融危機の影響を受け、一部の生命保険会社が破綻し、変額年金保険を主に取り扱う生命保険会社の販売停止や事業撤退の動き等が見られたほか、大手生保の相互会社から株式会社への組織変更の実施や経営統合、かんぽ生命保険の株式新規上場等もあり、国内市場の競争環境が今後も変化していく可能性があります。

（競合分野及び競合先）

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 （農協・全労済・全国生協連等）	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障等の、いわゆる第三分野保険

(3) 明治安田生命の事業の状況

商品・サービス

明治安田生命の商品は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2019年3月期では保険料等収入の67.3%を占めています。また個人保険・個人年金保険の合計に対する保有契約高・保有契約件数の占率は次のとおりです。終身保険は19.3%・19.8%、定期付終身保険は5.5%・4.0%、利率変動型積立終身保険は15.4%・6.8%、定期保険は7.5%・17.2%、組立総合保障保険は27.7%・14.7%、個人年金保険は17.9%・20.6%となっています。

法人向け分野に関しては、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

近年、生命保険市場においては、少子高齢化の進展や単身世帯、女性就業者の増加等を背景とした顧客ニーズ・生活スタイルの変化、更にはインターネットチャネルや来店型店舗等の販売チャネルの多様化による競争の激化といった状況が発生しています。明治安田生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、医療・介護保障保険分野での新商品に加え、若年層を中心とした保険未加入者向けの商品を投入するとともに、営業職員による販売の強化に注力しています。あわせて、2019年4月から「みんなの健活プロジェクト」の本格展開により、健康情報等を活用した商品の開発、健康増進を支援するサービス等の提供を開始しています。

また、明治安田生命は明治安田損害保険株式会社等との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

しかし、今後、明治安田生命の商品ポートフォリオが顧客ニーズの変化に対応できない可能性や明治安田生命が提供するサービスが顧客ニーズに適合しない可能性があるとともに、法令・規制の変化等によって販売量が影響を受ける可能性があります。

販売チャネル

明治安田生命は、対面によるコンサルティング販売及びアフターフォローを行う営業職員チャネルを基幹チャネルとして経営資源を優先的に投入しており、営業職員数は2019年3月期末で32,444名となっています。

また、銀行窓販チャネル（募集代理店委託契約を締結している銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関等）及び法人営業チャネルを基本チャネルと位置づけ、収益拡大を図るとともに、法人代理店や税理士代理店等の代理店チャネルにおける委託先の拡大等を通じて法人マーケットの開拓を推進しています。

これらに加え、多様化する顧客ニーズに対応するため、保険についての相談とともに、年金・相続・女性向けセミナーなども開催する来店型店舗（直営の「保険がわかるデスク」等）の運営を強化しています。

今後、基幹チャネルである営業職員数の減少や、金利水準の変動に伴う銀行窓販チャネルの販売低迷等による業績の変動、新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ、又は保険募集に関する規制の強化等により、明治安田生命が十分な販売量を確保できない可能性があります。

グループ・提携戦略

明治安田生命は、本業である生命保険業の強化に向け、密接な関係にある損害保険、資産形成、医療・介護等の各分野で、先進的かつ最高の商品・サービスを提供できる体制を構築するとともに、将来における収益機会の拡大に向け、海外保険事業を展開しています。また、これらの国内関連事業、海外保険事業を支える経営基盤の強化として、将来の監督規制の動向等を踏まえ、グループ経営管理態勢の高度化の検討を進めています。具体的な事業内容としては、

- ・ 明治安田アセットマネジメント株式会社を通じた、運用商品の提供、資産形成のためのサービスの提供
- ・ 明治安田システムテクノロジー株式会社を通じた、システムインフラ開発等のサービス提供
- ・ 明治安田損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、イーデザイン損害保険株式会社との業務提携による損害保険商品・サービスの提供
- ・ 介護総合情報サイト「MY介護の広場」や介護付有料老人ホーム運営会社「サンビナス立川」の運営等による介護関連サービスの提供
- ・ 2016年3月に完全子会社化した米国のスタンコープ・ファイナンシャル・グループをはじめとする海外保険事業
- ・ 以上に加えて、ヘルスケアベンチャーや大学等との連携を通じた、健康情報等を活用した新たなサービスの提供など、その分野で優れた企業との機能別提携によるサービスの提供

を進めており、こうしたアライアンス体制に基づく多面的なサポートを通じて、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えし、お客さまとの信頼関係の構築に努めています。

これらのグループ・提携戦略について十分な成果をあげることができない場合、出資が毀損したり、事業費が増加する可能性があります。また、業務提携先において違法行為や経営悪化等が発生した場合、明治安田生命の企業イメージが低下することなどにより、今後の事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

収支の状況

() 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等にあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。

予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といたします。
--------	--

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当が支払われます。

但し、金利が長らく低水準で推移する中で、過去に販売した一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります（「逆ざや」については、（ ）「利差の状況」をご参照下さい。 ）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害が発生した場合には、一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る可能性があります。

（ ）損益計算書と基礎利益

（a）損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれます。そのため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が変化した場合にも経常利益（損失）が変化します。

（b）基礎利益

「基礎利益」とは、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標です。これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額（追加責任準備金については、後記「財産の状況」（ ）「責任準備金」（追加責任準備金））をご参照下さい。）及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすること等をいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

明治安田生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記6「明治安田生命2018年度決算」「2018年度決算のお知らせ」、「2018年度決算の概況」7「経常利益等の明細（基礎利益）」のとおりです。

（ ）利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が過去に販売した一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

明治安田生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、2012年3月期には、公社債の積増し、長期化入替による利回りの向上による利息及び配当金等収入の増加、並びに追加責任準備金の早期積立て等による平均予定利率の低下等により、会社全体としての「逆ざや」を解消しました。2019年3月期についても、利息及び配当金等収入の増加等により、2,732億円の利差益を確保しています。

負債コストである平均予定利率は着実に低下しており、運用環境に大きな変化がなければ、今後も安定的な利差益が見通せる状況になってきていますが、金利環境や企業業績の悪化等により利息及び配当金等収入などの減少が続く場合には、明治安田生命の利差は、利差損に転じ、逆ざやが発生する可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) ÷ 2

財産の状況

() 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実に行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金の中で、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

（追加責任準備金）

明治安田生命は、2008年3月期から2010年3月期までの3年間に亘り6,367億円の追加責任準備金の積立を行いました。これは、「逆ざや」の影響により収支がマイナスとなっている一部の個人年金保険契約を対象に、追加的に責任準備金を積み立てるものです（「逆ざや」については、前記「収支の状況」（「利差の状況」をご参照下さい。）。2011年3月期からは、当該年度に新たに年金開始を迎える契約を対象に追加責任準備金の積立を行っており、2019年3月期には314億円を積み立てています。また、2015年3月期において、変額保険等を対象に1,923億円の追加責任準備金の積立を行いました。さらに、2018年3月期において、1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約について、24億円の追加責任準備金の積立を行いました。

（金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、2002年3月期からは「其他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性をふまえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
其他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価（但し、時価のあるものに限ります。）	損益計算書に計上せず、貸借対照表の資本の部に直接計上(注4)

(注1)評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2)償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して每期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算（減算）した価額です。

(注3)責任準備金対応債券は、保険会社の特性（契約の長期性等）を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4)税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

明治安田生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6「明治安田生命2018年度決算」「2018年度決算のお知らせ」、「2018年度決算関係参考資料」、「その他（会社計）」3、「有価証券の時価情報」に記載のとおりです。なお、明治安田生命の其他有価証券の含み益（時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の為替評価等の含み損益相当額を含む）は、2018年3月期末において3兆5,592億円でしたが、2019年3月期末においては、株式の含み益の減少等により3兆4,011億円となり、税効果を除いた2兆4,502億円を「其他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、金利が上昇したり、株価が下落したり、円高が進行した場合、含み損益の悪化や評価損の計上等により明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、スタンコープ・ファイナンシャル・グループを含む子会社・関連会社が業績不振に陥った場合、子会社・関連会社株式に関する減損損失の計上等により、明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

()退職給付会計

退職給付債務は、将来支払うべき退職給付（一時金及び年金）を一定の割引率により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも資産が少なければ、その差額が積立不足となります。明治安田生命の2019年3月期末における退職給付債務の額は2,734億円、年金資産は3,607億円で、貸借対照表上は、未認識数理計算上の差異等を加減して、前払年金費用869億円を計上しています。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大する可能性があります。

()固定資産の減損会計

市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、明治安田生命の2019年3月期における減損損失の計上額は、12億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大する可能性があります。

()税効果会計

明治安田生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した上で、貸借対照表に表示しています。

明治安田生命は、2019年3月期末において繰延税金負債2,392億円を計上しています。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、税制関連の法令改正、会計基準等の変更、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると明治安田生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額される可能性があります。

()不良債権の状況

(a) リスク管理債権・債務者区分による債権

明治安田生命のリスク管理債権（貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に分類したもの）は、後記6「明治安田生命2018年度決算」「2018年度決算のお知らせ」、「2018年度決算の概況」12.「リスク管理債権の状況」のとおりです。

また、明治安田生命の債務者区分による債権（貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益（左記資産に係るもの）、仮払金（貸付金に準ずるもの）について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分

類したもの）は、後記6「明治安田生命2018年度決算」「2018年度決算のお知らせ」、「2018年度決算の概況」11.「債務者区分による債権の状況」のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

（b）資産の自己査定と償却・引当

明治安田生命は、保険検査マニュアルや会計監査人の意見を反映した「自己査定規程」を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定結果をふまえて、「償却・引当規程」に基づいた適正な償却・引当を行い、資産の健全性の維持・向上に努めています。

自己査定及び償却・引当結果に対しては、自己査定実施部署から独立した監査部署が個別査定の準拠性・適正性を監査し、その後会計監査人による外部監査を受けることにより、自己査定結果の適切性を確保しています。

しかしながら、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、すでに積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、明治安田生命の業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用にかかわる収支が悪化する可能性があるほか、一部商品の販売を抑制・停止せざるを得ない可能性があります。また、企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、取引先企業に対する不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムの整備

明治安田生命は、内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「グループ内部統制基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制検証委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ねています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である明治安田生命も上場会社に義務付けられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。2018年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人より無限定適正意見が付された内部統制監査報告書を取得しています。

なお、かかる体制の整備にもかかわらず、社内評価等の過程で発見された問題点の改善が速やかに行われない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、明治安田生命の財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

内部管理態勢の整備に関しては、内部管理が適切に行われているかの視点から法令等遵守・リスク管理全般の点検を行う「内部管理推進担当」等を全組織に配置しています。「内部管理推進担当」等を中心に、各組織で内部管理態勢を自ら確認する「内部管理自己点検」を実施し、あわせて、迅速な検証・指導が可能となるシステム基盤を整備して自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継続的に努めています。

コンプライアンスの推進

明治安田生命では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、明治安田生命グループのコンプライアンスを推進するにあたっての基本的な事項を定めた「グループコンプライアンス基本方針」を制定しています。この基本方針では、業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されると認識し、国内外の適用される法令、国際規範及び社内規程等を遵守することはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること、お客さまに最適な商品と質の高いサービスを提供し、お客さまの信頼にお応えるためにコンプライアンスを実践すること等を基本的な考え方としています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実や高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

このほか、コンプライアンスに関する各種方針・規程を制定するとともに、日々の業務において遵守すべき法令や社内ルール等を「コンプライアンス・マニュアル（手順・解説書）」に掲載し、全役職員に周知・徹底を図っています。

（コンプライアンス態勢）

明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、コンプライアンス態勢の整備・高度化を推進するとともに、全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育、不適正行為の未然防止策の推進、不適正事象が発生した場合の対応等を実施しています。

あわせて、不適正事象の発見者が直接報告できる内部通報窓口として、社外に「企業倫理ホットライン」を設置するとともに、社内に「コンプライアンス 110 番」「人権 110 番」を設置しています。さらに、職場環境等の相談窓口として、社内に「A D・M Y R A 専用職場環境相談窓口」「事務職員専用相談窓口」を設置しています。

また、明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢の検討や業務執行部門への適切な提言を実施するため、「コンプライアンス検証委員会」を設置するとともに、社外委員を含む「お客さまサービス推進諮問会議」を設置し、お客さま志向の前提となるコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項について諮問・報告する態勢としています。

（コンプライアンスの実践に向けた取組み）

コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス実践計画」を年度ごとに策定し、取締役会にて決定しています。本社・支社・法人部等においては、「コンプライアンス実践計画」における全社の取組計画をふまえ、各所属の個別課題等に応じた取組計画を策定し、これに基づき自律的な取組みを推進しています。コンプライアンス統括部は「コンプライアンス実践計画」の進捗状況を定期的にモニタリングし、適宜フォローを行うことでP D C Aを実践するとともに、上期・年間の評価結果について「コンプライアンス検証委員会」等を経て、取締役会に報告しています。

役職員に対するコンプライアンス教育については、原則としてすべての集合研修等においてコンプライアンスに関する時間を設けるなど、あらゆる機会を通じて継続的に実施しています。また、年 2 回コンプライアンス強化週間を設定し、集中教育を実施しています。その他、社内報やイントラネット等を活用し、コンプライアンスに関する情報を継続的に発信しています。

（反社会的勢力への対応及び金融犯罪対策の推進、個人情報保護）

反社会的勢力との関係遮断及びマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策を推進・徹底することは、お客さまや社会から信頼いただける会社づくりのための重要事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

そのため、「グループコンプライアンス基本方針」において特に推進すべきコンプライアンス項目として掲げ、コンプライアンス統括部を中心に適切な措置を講じるよう努めるとともに、「コンプライアンス検証委員会」やその傘下の「金融犯罪対策推進小委員会」において、関係部が定期的に対応状況等の確認を行っています。

また、お客さまの個人情報을適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、明治安田生命の個人情報保護に関する基本的な考え方・方針を定めた「個人情報の保護に関する基本方針」を全役職員が遵守する等、お客さまに関する情報の保護に努めています。加えて、外部へ業務を委託する場合についても、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じるなど、情報管理態勢の整備を推進しています。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報の漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払い等の直接的な支出が発生しかねないほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理

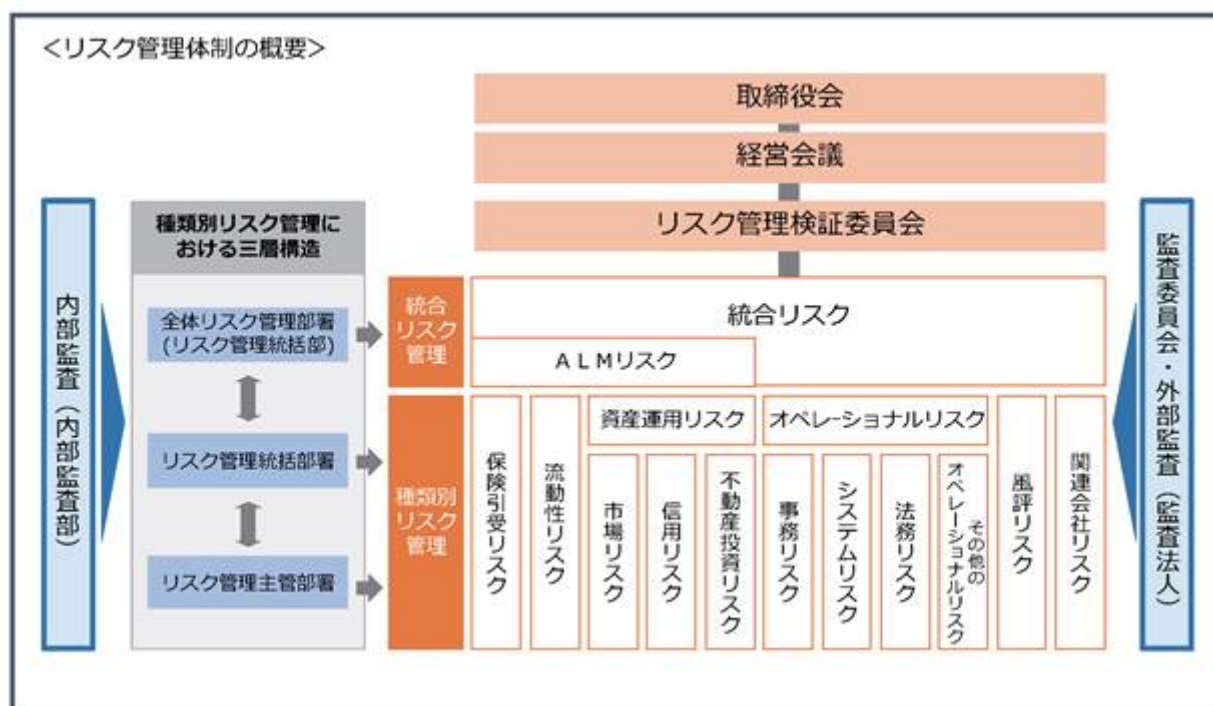
お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けするためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要であるとの認識のもと、明治安田生命では、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置づけ、取締役会、経営会議及びリスク管理検証委員会等において、リスク管理の方針、規程等を定めています。

()リスク管理体制

明治安田生命では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、種類別リスクごとの「リスク管理統括部署」・「リスク管理主管部署」への専門的助言等を行う部署として「全体リスク管理部署」（リスク管理統括部）を設定し、統合的にリスクを管理する体制をとっています。また、経営会議の諮問機関としてリスク管理検証委員会を設置し、リスクの定期的なモニタリング（監視）、適切なコントロールを行っています。

さらに、内部監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能、体制の適切性、有効性を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

（リスク管理体制の概要）



（ ）統合リスク管理

種類別リスクを統合して捉えたリスクに加え、潜在的なリスクを含む会社経営に与える影響が大きなリスクについても認識のうえ、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセス（PDCAサイクル）を通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。また、リスクテイク戦略の妥当性を総合的に検証するプロセスであるORSA（自己資本充実度評価）についても、統合リスク管理の中核的手法のひとつとして実施しています。

加えて、グループ事業の拡大をふまえて、グループリスク管理基本方針を制定し、重要リスク管理及びリスク量の計測等をグループベースで実施するなど、グループ全体のリスクを俯瞰し、管理する枠組みの整備を推進しています。

なお、こうしたリスク管理状況については、リスク管理検証委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告しています。

（A L Mリスク管理）

保険契約に基づく保険金・給付金等（負債キャッシュフロー）の特性に応じた資産運用を行うこと、また、資産運用の環境を商品設計・販売戦略等に適切に反映させていくことがA L M（Asset Liability Management）によるリスク管理の基本的な役割です。

明治安田生命では、A L Mを重要な経営管理手法のひとつと位置づけ、資産と負債の乖離（ミスマッチ）の適切な管理に取り組んでいます。

（重要リスク管理）

「株価下落による損失拡大」や「巨大地震・パンデミックによる損失拡大」など、リスクの影響度と蓋然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象を重要リスクとして特定しています。リスクの特定においては、事業環境にとどまらず「気候変動リスク」のような明治安田生命を取り巻く広義の外部環境の変化をヒートマップにより確認し、経営陣インタビューやブレインストーミングを通じたトップダウンの

洗い出し、及びリスク管理統括部署による種類別リスク管理の視点によるボトムアップの洗い出しなどにより、網羅的に実施しています。

特定した重要リスクについては、予兆指標等を適切にモニタリングし、定期的に経営へ報告するとともに、予め必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセスを推進しています。

（リスク許容度・リスク限度枠管理）

リスクアペタイトでは、高い健全性を確保できる範囲内で国内生保事業・資産運用・グループ事業等のリスクテイクに取り組むこととしており、リスクテイクに対する経営の意思、姿勢（リスクテイクに際し満たすべき制約等）をリスク許容度として明文化し、必要に応じて、リスク限度枠として定量化することで、適切にリスクテイクをコントロールしています。

（ ）種類別リスク管理

リスクの発生要因などにより、リスクを分類して管理しています。リスク特性に応じ、新たなリスク事象の発見に努めるとともに、特定されたリスク事象を定量的・定性的に評価し、必要に応じてコントロール策を適切に実施することにより、リスク管理を推進しています。

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、明治安田生命が損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランスを含む）及び負債の価値が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク、及び資産から生み出される収益が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、明治安田生命が損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が低下し、明治安田生命が損失を被るリスク
オペレーショナルリスク		業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
事務リスク		役職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
システムリスク		コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
法務リスク		明治安田生命の各部署における決裁によって生じる、明治安田生命が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、明治安田生命が損失を被るリスク、明治安田生命が、合理的な理由なく明治安田生命にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
その他のオペレーショナルリスク		業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		明治安田生命又は生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、明治安田生命の業績に悪影響が生じること等により、明治安田生命が損失を被るリスク
関連会社リスク		関連会社で発生した事象により、お客さま又は明治安田生命グループが損失を被るリスク

（ ）ストレステストの実施

経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害などバリュース・アット・リスク（VaR：最大予想損失額）では計測が困難なシナリオを想定したストレステストを実施し、明治安田生命の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

バリュース・アット・リスク（VaR）：一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

しかしながら、明治安田生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、株価下落等の市場環境の大幅な悪化に伴う資産運用

における損失の発生、大規模なコンピュータシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

保険金支払能力等の格付

本届出書提出日時点において、明治安田生命は、信用格付業者のうちR&I、JCR、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社に依頼し、保険金支払能力等の格付を取得しています。この他、明治安田生命の依頼に基づかないいわゆる勝手格付も存在します。

今後、明治安田生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険金支払能力等の格付は、本特定社債に関する利息の支払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

6【明治安田生命2018年度決算】

明治安田生命の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）決算は以下のとおりであります。なお、以下に掲げられた「2018年度決算のお知らせ」（、「2018年度決算関係参考資料」を含みます。）における全部又は一部の項目については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

[次へ](#)

2018 年度決算のお知らせ

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）の2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の決算の概況をお知らせします。

<目 次>

I. 2018年度決算の概況	
1. 主要業績	1 頁
2. 2018年度末保障機能別保有契約高	3 頁
3. 2018年度決算に基づく社員配当金例示	4 頁
4. 2018年度の一般勘定資産の運用状況	9 頁
5. 貸借対照表	17 頁
6. 損益計算書	18 頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	29 頁
8. 基礎利益の内訳（三利源）	30 頁
9. 基金等変動計算書	31 頁
10. 剰余金処分	32 頁
11. 債務者区分による債権の状況	33 頁
12. リスク管理債権の状況	34 頁
13. 貸倒引当金等の状況	35 頁
14. ソルベンシー・マージン比率	36 頁
15. 実質純資産額	37 頁
16. 特別勘定の状況	38 頁
17. 保険会社およびその子会社等の状況	40 頁
II. 2018年度決算関係参考資料	[別冊]

I. 2018年度決算の概況

1. 主要業績

(1) 年換算保険料

ア. 保有契約

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
① 個人保険	15,818	101.3	16,162	102.2
② 個人年金保険	8,883	97.2	8,483	97.0
計 (①+②)	22,511	100.0	22,856	100.8
うち医療保障・生前給付保障等	4,020	105.2	4,320	107.5

イ. 新契約

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度		2018年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
① 個人保険	1,222	95.7	1,381	113.0
② 個人年金保険	57	11.0	32	56.2
計 (①+②)	1,279	71.1	1,413	110.4
うち医療保障・生前給付保障等	428	117.2	543	128.9

(注) 1. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に記した係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

3. 新契約には、転換および保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

(2) 保有契約高および新契約高

ア. 保有契約高

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
① 個人保険	645,576	94.9	613,583	95.0
② 個人年金保険	139,898	99.3	134,085	96.0
計 (①+②)	785,273	95.1	747,668	95.2
③ 団体保険	1,139,442	100.9	1,158,156	101.6
④ 団体年金保険	76,072	102.2	76,813	101.1

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

イ. 保有契約件数

(単位: 千件, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
① 個人保険	9,482	103.8	9,751	102.8
② 個人年金保険	2,613	97.2	2,533	96.9
計 (①+②)	12,096	100.2	12,284	101.6

ウ. 新契約高

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度				2018年度			
	金額		前年度比		金額		前年度比	
① 個人保険	14,388	23,851	△ 9,282	78.8	13,334	21,850	△ 8,818	82.8
② 個人年金保険	1,830	1,834	△ 3	12.9	838	838	△ 2	57.4
計 (①+②)	16,000	25,288	△ 9,285	51.7	14,271	22,890	△ 8,818	89.2
③ 団体保険	22,755	22,755		451.3	7,093	7,093		31.2
④ 団体年金保険	0	0		19.5	0	0		81.0

(注)1. 「転換による純増加」には、保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

エ. 新契約件数

(単位: 千件, %)

区 分	2017年度		2018年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
① 個人保険	1,112	101.4	1,138	102.4
② 個人年金保険	31	12.7	18	81.0
計 (①+②)	1,143	85.1	1,158	101.3

(注) 新契約に転換後契約および保障見直し・特約変更後契約を加えた数値です。

(3) 主要収支項目

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度		2018年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
保険料等収入	27,184	104.0	27,708	101.9
資産運用収益	8,801	109.1	9,118	102.4
保険金等支払金	22,125	100.4	22,054	99.7
資産運用費用	2,072	120.5	2,271	109.8
経常利益	3,883	115.7	3,735	101.4

(4) 剰余金処分

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度		2018年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
当期末処分剰余金	2,385	101.0	2,233	83.2
社員配当準備金繰入額	1,857	109.4	1,898	81.3
純剰余金	543	78.0	543	99.8
うち基金償却準備金	520	83.9	520	100.0

(5) 総資産

(単位: 億円, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
総 資 産	385,843	102.7	392,808	101.8

(6) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(注) 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、日本基準に基づき財務諸表を作成しております。

2. 2018年度末保障機能別保有契約高

(単位：千件、億円)

項 目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
死亡保障	普通死亡	8,653	603,073	—	38	29,490	1,157,034	38,143	1,760,146
	災害死亡	4,453	106,611	287	1,231	2,980	60,696	7,720	168,539
	その他の条件付死亡	0	7	—	—	68	425	69	432
生存保障		1,098	10,510	2,533	134,026	19	1,122	3,650	145,659
入院保障	災害入院	6,280	338	117	5	1,601	39	7,998	384
	疾病入院	6,202	335	116	5	—	—	6,318	341
	その他の条件付入院	3,226	287	40	10	56	0	3,323	298
障害保障		3,690	—	21	—	3,268	—	6,981	—
手術保障		8,078	—	109	—	—	—	8,188	—

項 目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
生存保障	11,619	76,913	86	2,132	11,706	79,045

項 目	医療保障保険		項 目	就業不能保障保険	
	件 数	金 額		件 数	金 額
入院保障	1,015	31	就業不能保障	80	51

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険（団体型）および就業不能保障保険の件数は被保険者数を表わします。
2. 生存保障額の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）および財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険および財形年金積立保険については責任準備金を表わします。
3. 入院保障額は入院給付金日額を表わします。
4. 医療保障保険の入院保障額には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額（月額）を表わします。
6. 上記の他、受再保険は、普通死亡は265千件、319億円、災害死亡は43千件、281億円です。

3. 2018年度決算に基づく社員配当金例示

(1) 2018年度決算に基づく2019年度支払配当率の考え方

【個人保険・個人年金保険】

- ・死亡保障付商品および入院系特約について危険差配当率を引き上げ。その他の配当率はすえ置き

【団体保険】

- ・保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置き

【団体年金保険】

- ・団体年金資産区分の運用実績等をふまえ利差配当率を設定。全体として前年度並みの水準

(2) 支払配当率の概要

2018年度決算に基づく2019年度支払配当率の概要は以下のとおりです。

ア. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

① 通常配当

主契約および特約ごとに次のaからcの合計額。ただし、契約ごとの合計額が負値の場合はこれを0とします。ただし、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払契約については0とします。また、新養老保険、保障付積立保険ドリームプランおよび1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払契約については、特約を含めて0とします

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

【例示】（平準払）

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.85%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率4%超の主契約、特約 : 1.15%（配当基準利回り）－ 予定利率

【例示】（一時払の終身保険パイオニアおよび新・終身保険）

- ・予定利率2%以下の契約 : 0.05%（利差配当率）

b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除き0

イ. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

2019年度の割り振り額は①と②を合算したもの

① 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

【例示】（平準払）

- ・予定利率1.5%の主契約（アカウント） : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率1.0%の主契約（アカウント） : 1.15%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%以下の特約 : 1.85%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

② ハートフル配当

以下の特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示]（ハートフル配当の割り振り対象となる特約の例示）

- ・定期保険特約、遺族サポート特約、特定疾病保障定期保険特約、6大疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、介護保障定期保険特約、生活サポート特約（年金開始前）、生活サポート終身年金特約（年金開始前）、新・入院特約等の特約
- ・2011年10月1日以前に締結した、入院特約、3大疾病無制限入院特約、入院保障特約（A）・（B）・（C）等の特約

ウ. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

2019年度の割り振り額は①と②を合算したもの。ただし、新生存給付金付定期保険特約付5年ごと利差配当付養老保険ハッピーバブルンについては特約も含めて0とします。また、こども保険（2012）明治安田の学資のほけんについては0とします

① 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払（除く個人年金保険（2011）））

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.85%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

[例示]（一時払の終身保険バイオニアE）

- ・1999年4月2日以後、2015年7月1日以前のご契約 : 0.05%（利差配当率）
- ・2015年7月2日以後のご契約 : 0%（利差配当率）

② ハートフル配当

以下の保険種類・特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示]（ハートフル配当の割り振りの対象となる保険種類・特約の例示）

- ・終身保険、定期保険、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、入院保険等の主契約、特約
- ・2011年10月1日以前に締結した、医療保険、入院特約、入院保障特約（A）・（B）・（C）等の主契約、特約

エ. 個人保険（5年ごと配当タイプ）

2019年度の割り振り額は①と②を合算したもの

① 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

- ・主契約、特約 : 1.85%（配当基準利回り）－ 予定利率

② 危険差配当

年齢・性別等に応じ、配当率を設定

オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]

総合福祉団体定期保険：危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

カ. 団体年金保険

保険種類に応じ、配当率を設定

[例示]

利差配当：経過責任準備金に次の率を乗じた額

- ・予定利率0.75%の契約 : 0.95% － 予定利率
- ・予定利率1.00%の契約 : 1.34% － 予定利率
- ・予定利率1.25%（解約時に一般勘定取崩控除あり）の契約 : 1.61% － 予定利率
- ・予定利率1.25%（解約時に一般勘定取崩控除なし）の契約 : 1.57% － 予定利率

(3) 社員配当金の例示

2018年度決算に基づく「組立総合保障保険（5年ごと配当タイプ）」、「
「終身保険（5年ごと利差配当タイプ）」および「個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）」
について、社員配当金の例示は次のとおりです

〔例1〕組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] (注1)	死亡契約 (注2) [保険金+配当金]
2014年度 (5年)	144,240	6,770	18,293	12,418,293

(注1) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

(注2) 契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕～〔例4〕において同じ）。

〔例2〕終身保険（終身保険バイオニアE、平準払）の場合

- 40歳加入・70歳払込満了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] (注3)	死亡契約 [保険金+配当金]
2014年度 (5年)	310,560	7,300	19,202	10,019,202
2009年度 (10年)	288,360	6,200	23,414	10,023,414

(注3) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

〔例3〕終身保険（終身保険バイオニアE、一時払）の場合

- 40歳加入・男性・一時払
- 死亡保険金 500万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (一時払)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] (注4)	死亡契約 [保険金+配当金]
2014年度 (5年)	3,815,150	2,300	10,153	5,010,153
2009年度 (10年)	3,205,350	2,300	10,906	5,010,906

(注4) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

〔例4〕個人年金保険（年金ひとすじワイド）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] (注5)	死亡契約 (注6) [保険金+配当金]
2014年度 (5年)	240,000	5,627	15,516	15,516

(注5) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

(注6) 表中に記載の金額の他に、死亡時には、既払込保険料相当額（災害死亡時は、既払込保険料の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いいたします。

前配当金額は以下のとおりです。

<5年ごと配当タイプ>

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、通常配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

<5年ごと利差配当タイプ>

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

（ご参考）社員配当金例表（前年度決算における配当率との比較）

＜組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）＞

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

＜5年ごと配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 支払額 (注1)	②前年度配当率 による金額 (注1、2)
2014年度	144,240	(経過5年) 18,293	(経過5年) 16,583

（注1）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

（注2）前年度決算に基づく配当率を用いて2019年度の割り振り額を計算した場合の金額です（以下、各例示における「②前年度配当率による金額」欄において同じ）。

＜終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）＞

- 40歳加入・70歳払込済了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

＜5年ごと利差配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 支払額 (注3)	②前年度配当率 による金額 (注3)
2014年度	310,560	(経過5年) 19,202	(経過5年) 18,902
2009年度	288,360	(経過10年) 23,414	(経過10年) 23,114

（注3）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

＜終身保険（終身保険パイオニアE、一時払）＞

- 40歳加入・男性・一時払
- 死亡保険金 500万円

＜5年ごと利差配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (一時払)	①本年度 支払額 (注4)	②前年度配当率 による金額 (注4)
2014年度	3,815,150	(経過5年) 10,153	(経過5年) 10,053
2009年度	3,205,350	(経過10年) 10,906	(経過10年) 10,856

（注4）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

＜個人年金保険（年金ひとすじワイド）＞

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

＜5年ごと利差配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 支払額 (注5)	②前年度配当率 による金額 (注5)
2014年度	240,000	(経過5年) 15,516	(経過5年) 15,516

（注5）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いいたします。

4. 2018年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

2018年度の日本経済は、自然災害による下押しがあったものの、堅調な米国景気等を背景に、均せば緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、賃金の伸びが鈍いこと等から、緩やかな回復にとどまりました。設備投資は、省力化投資を中心に、回復傾向が続きました。輸出は、中国景気の減速等を背景に、増勢が鈍化しました。金融市場について、日本株は、米国長期金利の上昇による米株安を受けて10月に急落し、その後は一定程度戻したものの、世界景気減速懸念等を背景に伸び悩む展開が続きました。為替相場は、世界景気減速懸念等を受け、一時円高ドル安に振れる場面もありましたが、堅調な米国景気や日米金利差の拡大等を背景に、円安ドル高が進みました。長期金利は、日銀の金融政策により、0%付近での推移が続きました。

(2) 当社の運用方針

資産運用につきましては、

- ①資産区分ごとの負債特性、内部留保(リスクバッファー)、必要収支、保険商品・販売戦略等をふまえたALM運用の推進
- ②資産運用リスク管理機能のいっそうの高度化および安定収益資産を中心に据えた運用の継続、価格変動リスクの抑制による資産健全性の維持・向上
- ③ALM運用に準拠した適切なリスク認識を前提とした運用付加価値の向上

等に取り組むことにより、お客さまに信頼される資産運用を実施することを基本方針としています。

(3) 運用実績の概況

ア. 資産配分

ALM運用を基本としつつ、国内で超低金利環境が継続するなかでも高位安定的な収益を確保する観点から、内外金利差や為替動向に留意したうえで、市場環境に応じた効果的な資産配分を行ないました。具体的には、外国公社債を中心に投資を行ない、また、収益力向上の観点から、国内外企業が発行する社債等、クレジット資産を積み増しました。

2018年度末の一般勘定資産残高は、前年度末から7,464億円増加し、38兆4,507億円となりました。主な資産配分は、以下のとおりです。

公社債につきましては、国内金利の上昇局面では日本国債を買い入れるとともに、国内企業の発行する社債への投資を行ないましたが、償還が新規投資を上回ったことにより、前年度末から1,306億円の減少となりました。株式につきましては、株価の下落等により、前年度末から3,287億円の減少となりました。外国証券につきましては、外国公社債の積み増し等により、前年度末から6,891億円の増加となりました。貸付金につきましては、返済が貸出を上回ったことにより、前年度末から2,835億円の減少となりました。不動産につきましては、減価償却等により前年度末から25億円の減少となりました。

イ. 資産運用収支

資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加等により、前年度比106.5%の9,079億円となりました。一方、資産運用費用は、金融派生商品費用の増加等により、前年度比109.6%の2,271億円となりました。以上により、資産運用収支は、前年度比105.5%の6,808億円となりました。

(4)資産運用の実績(一般勘定)

ア. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	553,381	1.5	1,213,857	3.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	214,730	0.6	212,307	0.6
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	10,076	0.0	16,669	0.0
有価証券	30,996,728	82.2	31,406,617	81.7
公社債	17,018,286	45.1	16,887,605	43.9
株式	4,464,095	11.8	4,135,309	10.8
外国証券	8,841,746	23.5	9,530,906	24.8
公社債	6,828,764	18.1	7,562,054	19.7
株式等	2,012,982	5.3	1,968,851	5.1
その他の証券	672,600	1.8	852,795	2.2
貸付金	4,507,370	12.0	4,223,805	11.0
保険約款貸付	249,260	0.7	239,335	0.6
一般貸付	4,258,109	11.3	3,984,470	10.4
不動産	868,899	2.3	866,343	2.3
繰延税金資産	—	—	—	—
その他の	558,203	1.5	516,478	1.3
貸倒引当金	△5,100	△0.0	△5,361	△0.0
合 計	37,704,290	100.0	38,450,719	100.0
うち外貨建資産	8,524,354	22.6	9,556,503	24.9

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

イ. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	172,558	660,476
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△5,387	△2,423
商品有価証券	—	—
金銭の信託	10,076	6,592
有価証券	875,197	409,888
公社債	47,636	△130,680
株式	322,106	△328,785
外国証券	263,745	689,160
公社債	247,006	733,290
株式等	16,739	△44,130
その他の証券	241,708	180,194
貸付金	△174,611	△283,564
保険約款貸付	△11,465	△9,925
一般貸付	△163,145	△273,639
不動産	△9,599	△2,555
繰延税金資産	—	—
その他の	72,590	△41,724
貸倒引当金	748	△260
合 計	941,573	746,429
うち外貨建資産	482,886	1,032,149

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

ウ. 資産運用収益

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	768,959	807,260
預貯金利息	21	999
有価証券利息・配当金	641,470	677,845
貸付金利息	79,112	74,234
不動産賃貸料	36,175	37,991
その他利息配当金	12,179	16,190
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	22	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	25,175	15,762
国債等債券売却益	495	1,705
株式等売却益	2,427	3,287
外国証券売却益	22,253	10,769
その他の	—	—
有価証券償還益	58,119	76,650
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	8,185
貸倒引当金戻入額	399	—
その他運用収益	85	125
合 計	852,761	907,985

エ. 資産運用費用

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支払利息	10,085	12,572
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	184
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	38,046	37,527
国債等債券売却損	220	78
株式等売却損	15	488
外国証券売却損	37,809	36,960
その他の	—	—
有価証券評価損	8,530	17,708
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,393	11,361
外国証券評価損	6,931	6,142
その他の	206	204
有価証券償還損	4,302	4,983
金融派生商品費用	113,851	130,169
為替差損	8,679	—
貸倒引当金繰入額	—	341
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	9,687	9,516
その他運用費用	14,110	14,132
合 計	207,294	227,135

オ. 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位:%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△0.05	0.09
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.70	1.60
商品有価証券	—	—
金銭の信託	0.67	△1.28
有価証券	2.08	2.10
うち公社債	1.62	1.61
うち株式	5.31	5.50
うち外国証券	2.16	2.32
公社債	1.73	2.27
株式等	3.52	2.51
貸付金	1.75	1.67
うち一般貸付	1.60	1.52
不動産	1.98	2.15
合 計	1.91	1.92
うち海外投融資	2.10	2.26

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中の資産運用収支(資産運用収益－資産運用費用)として算出した利回りです。

2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

【ご参考】主要資産の平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度		2018年度	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	401,199	1.2	896,952	2.5
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	218,878	0.6	214,006	0.6
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	3,123	0.0	14,949	0.0
有価証券	26,609,876	78.7	27,934,549	78.7
うち公社債	16,631,582	49.2	16,652,607	46.9
うち株式	1,793,381	5.3	1,807,782	5.1
うち外国証券	7,695,684	22.8	8,783,361	24.7
公社債	5,821,885	17.2	6,944,499	19.6
株式等	1,873,798	5.5	1,838,861	5.2
貸付金	4,599,402	13.6	4,409,073	12.4
うち一般貸付	4,344,699	12.9	4,164,432	11.7
不動産	881,563	2.6	872,772	2.5
合 計	33,795,996	100.0	35,508,071	100.0
うち海外投融資	8,234,933	24.4	9,493,352	26.7

(注)1. 平均残高は帳簿価額ベースで算出しています。

(注)2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

②売買目的有価証券の評価損益

2017年度末および2018年度末とも売買目的有価証券の保有はなく、評価損益は計上していません。

③有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	4,540,301	5,348,839	808,537	809,196	△658
責任準備金対応債券	7,549,821	8,971,785	1,421,963	1,425,365	△3,401
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	14,317,705	17,875,899	3,558,193	3,729,394	△171,200
公社債	4,974,782	5,400,878	426,096	432,444	△6,347
株式	1,671,934	4,339,760	2,667,825	2,678,324	△10,498
外国証券	7,018,010	7,425,040	407,029	556,602	△149,572
公社債	6,282,089	6,553,962	271,872	407,224	△135,351
株式等	735,920	871,077	135,157	149,378	△14,221
その他の証券	591,537	647,327	55,790	60,570	△4,780
買入金銭債権	15,626	16,816	1,190	1,190	—
譲渡性預金	36,000	35,999	△0	0	△0
金銭の信託	9,814	10,076	262	262	—
合 計	26,407,828	32,196,523	5,788,694	5,963,956	△175,261
公社債	16,592,190	19,234,381	2,642,191	2,648,552	△6,361
株式	1,671,934	4,339,760	2,667,825	2,678,324	△10,498
外国証券	7,292,812	7,703,477	410,664	563,639	△152,974
公社債	6,556,891	6,832,399	275,507	414,261	△138,753
株式等	735,920	871,077	135,157	149,378	△14,221
その他の証券	591,537	647,327	55,790	60,570	△4,780
買入金銭債権	213,540	225,501	11,960	12,606	△645
譲渡性預金	36,000	35,999	△0	0	△0
金銭の信託	9,814	10,076	262	262	—

(単位:百万円)

区 分	2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	4,336,078	5,170,501	834,422	834,499	△76
責任準備金対応債券	8,057,811	9,713,518	1,655,706	1,656,309	△603
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	14,696,852	18,097,473	3,400,621	3,486,452	△85,830
公社債	4,888,700	5,325,598	436,897	437,153	△255
株式	1,674,228	4,009,367	2,335,139	2,357,708	△22,569
外国証券	7,293,609	7,870,746	577,137	628,368	△51,231
公社債	6,502,084	6,928,152	426,067	470,907	△44,840
株式等	791,524	942,594	151,069	157,461	△6,391
その他の証券	775,212	826,765	51,552	62,130	△10,578
買入金銭債権	13,236	14,327	1,090	1,090	—
譲渡性預金	34,000	33,998	△1	0	△1
金銭の信託	17,864	16,669	△1,194	—	△1,194
合 計	27,090,742	32,981,493	5,890,750	5,977,261	△86,510
公社債	16,450,708	19,341,072	2,890,364	2,890,621	△256
株式	1,674,228	4,009,367	2,335,139	2,357,708	△22,569
外国証券	7,927,511	8,528,002	600,490	652,400	△51,910
公社債	7,135,987	7,585,407	449,420	494,939	△45,518
株式等	791,524	942,594	151,069	157,461	△6,391
その他の証券	775,212	826,765	51,552	62,130	△10,578
買入金銭債権	211,216	225,616	14,400	14,400	—
譲渡性預金	34,000	33,998	△1	0	△1
金銭の信託	17,864	16,669	△1,194	—	△1,194

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

a. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるものの	4,482,952	5,292,148	809,196	4,328,278	5,162,778	834,499
公 社 債	4,220,155	5,011,203	791,048	4,030,348	4,845,025	814,676
外 国 証 券	119,183	125,914	6,731	99,949	106,462	6,512
買 入 金 銭 債 権	143,614	155,030	11,416	197,980	211,289	13,309
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	57,349	56,690	△658	7,800	7,723	△76
公 社 債	2,800	2,786	△13	2,800	2,798	△1
外 国 証 券	249	248	△0	5,000	4,924	△75
買 入 金 銭 債 権	54,300	53,654	△645	—	—	—

b. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるものの	7,427,523	8,852,888	1,425,365	8,017,082	9,673,392	1,656,309
公 社 債	7,394,452	8,819,512	1,425,060	7,528,858	9,167,649	1,638,791
外 国 証 券	33,070	33,376	305	488,223	505,742	17,518
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	122,298	118,896	△3,401	40,728	40,125	△603
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	122,298	118,896	△3,401	40,728	40,125	△603

c. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるものの	10,087,737	13,817,132	3,729,394	12,077,294	15,563,746	3,486,452
公 社 債	4,762,611	5,195,056	432,444	4,839,378	5,276,532	437,153
株 式	1,548,692	4,227,017	2,678,324	1,478,135	3,835,843	2,357,708
外 国 証 券	3,346,851	3,903,453	556,602	5,222,294	5,850,663	628,368
その他の証券	399,140	459,711	60,570	509,250	571,381	62,130
買 入 金 銭 債 権	15,626	16,816	1,190	13,236	14,327	1,090
繰 渡 性 預 金	5,000	5,000	0	15,000	15,000	0
金 銭 の 信 託	9,814	10,076	262	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないものの	4,229,967	4,058,766	△171,200	2,619,557	2,533,726	△85,830
公 社 債	212,170	205,822	△6,347	49,321	49,065	△255
株 式	123,241	112,743	△10,498	196,093	173,524	△22,569
外 国 証 券	3,671,159	3,521,586	△149,572	2,071,315	2,020,083	△51,231
その他の証券	192,396	187,615	△4,780	265,962	255,384	△10,578
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
繰 渡 性 預 金	31,000	30,999	△0	19,000	18,998	△1
金 銭 の 信 託	—	—	—	17,864	16,669	△1,194

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	875,118	881,663
その他の有価証券	415,356	295,993
非上場国内株式	27,776	27,452
非上場外国株式	377,126	257,126
その他の外国証券	458	596
その他の	9,994	10,818
合 計	1,290,474	1,177,656

【ご参考】前表に、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等を加えた時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	16,592,190	19,234,381	2,642,191	2,648,552	△6,361
株 式	1,671,934	4,339,760	2,667,825	2,678,324	△10,498
外 国 証 券	8,060,746	8,405,155	344,408	585,960	△241,551
公 社 債	6,556,891	6,832,399	275,507	414,261	△138,753
株 式 等	1,503,855	1,572,755	68,900	171,698	△102,798
その他の証券	593,351	649,209	55,858	60,639	△4,780
その他の	259,355	271,577	12,222	12,868	△646
合 計	27,177,577	32,900,083	5,722,506	5,986,344	△263,838

(単位:百万円)

区 分	2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	16,450,708	19,341,072	2,890,364	2,890,621	△256
株 式	1,674,228	4,009,367	2,335,139	2,357,708	△22,569
外 国 証 券	8,700,198	9,256,482	556,284	672,815	△116,530
公 社 債	7,135,987	7,585,407	449,420	494,939	△45,518
株 式 等	1,564,211	1,671,074	106,863	177,876	△71,012
その他の証券	776,515	828,070	51,554	62,139	△10,585
その他の	263,081	276,285	13,204	14,400	△1,196
合 計	27,864,731	33,711,278	5,846,546	5,997,685	△151,138

(注) 1. 本表に記載されていない2017年度末の有価証券の帳簿価額は520,726百万円(非上場国内有価証券147,726百万円、非上場外国有価証券373,000百万円)です。

2. 本表に記載されていない2018年度末の有価証券の帳簿価額は403,667百万円(非上場国内有価証券150,667百万円、非上場外国有価証券253,000百万円)です。

3. この結果、開示率は2017年度末98.1%、2018年度末98.6%となります。

4. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

④金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	10,076	10,076	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	2018年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	16,669	16,669	—	—	—

・運用目的の金銭の信託

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	9,814	10,076	262	262	—

(単位:百万円)

区 分	2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	17,864	16,669	△1,194	—	△1,194

5. 貸 借 対 照 表

			(単位：百万円)		
科 目	2017年度末	2018年度末	科 目	2017年度末	2018年度末
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)		(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
(資産の部)	金 額	金 額	(負債の部)	金 額	金 額
現金及び預貯金	507,469	1,147,715	保険契約準備金	32,147,442	32,622,143
現金	192	149	支払準備金	115,109	130,411
預貯金	507,276	1,147,565	責任準備金	31,798,563	32,248,774
コールローン	90,000	90,000	社員配当準備金	233,768	242,957
買入金銭債権	214,730	212,307	再保険債権	1,067	1,065
金銭の信託	10,076	16,669	社 債	453,310	560,735
有価証券	31,781,961	32,182,181	その他の負債	754,930	888,152
国債	14,412,932	14,346,841	売現先勘定	5,358	58,266
地方債	503,877	372,091	債券貸借取引受入担保金	382,564	552,716
社債	2,292,833	2,373,171	未払法人税等	23,530	13,615
株式	4,593,785	4,243,360	未払金	67,250	52,073
外国証券	8,990,244	9,702,141	未払費用	31,965	30,149
その他の証券	988,287	1,144,574	前受収益	2,519	2,681
貸付金	4,507,370	4,223,805	預り金	25,833	26,073
保険約款貸付	249,260	239,335	預り保証金	34,390	35,589
一般貸付	4,258,109	3,984,470	先物取引差金勘定	24	—
有形固定資産	873,024	870,356	金融派生商品	11,633	27,674
土地	600,808	603,904	金融商品等受入担保金	161,876	82,313
建物	264,156	258,110	資産除去債務	3,223	3,288
建設仮勘定	3,934	4,329	仮受金	4,760	3,710
その他の有形固定資産	4,125	4,012	偶発損失引当金	1	1
無形固定資産	80,734	88,489	価格変動準備金	684,594	815,975
ソフトウェア	52,269	47,640	繰延税金負債	317,386	239,296
その他の無形固定資産	28,465	40,848	再評価に係る繰延税金負債	79,522	79,370
代理店貸	0	0	支払引当金	21,727	22,563
再保険貸	663	1,189	負債の部合計	34,459,982	35,229,303
その他の資産	404,228	323,984	(純資産の部)		
未収費用	99,319	95,809	基金	260,000	260,000
前払費用	6,032	5,906	基金償却積立金	620,000	670,000
未収収益	100,063	105,150	再評価積立金	452	452
預託金	9,668	10,079	剰余金	505,757	491,675
先物取引差入証拠金	2,559	2,355	損失埋補準備金	10,902	11,463
先物取引差金勘定	—	26	その他の剰余金	494,855	480,212
金融派生商品	138,466	73,754	基金償却準備金	96,000	98,000
金融商品等差入担保金	33,327	17,391	価格変動積立金	29,764	29,764
仮払金	5,212	3,256	社会厚生事業増進積立金	47	35
その他の資産	9,576	10,254	事業基盤強化積立金	100,000	100,000
前払年金費用	77,447	86,903	不動産圧縮積立金	27,380	26,940
支払承継見返	21,727	22,563	特別準備金	2,000	2,000
貸倒引当金	△5,100	△5,361	別途積立金	85	85
			当期末処分剰余金	239,577	223,386
			基金等合計	1,386,210	1,422,128
			その他の有価証券評価差額金	2,564,070	2,450,220
			繰延ヘッジ損益	35,881	41,253
			土地再評価差額金	118,189	117,898
			評価・換算差額等合計	2,718,141	2,609,372
			純資産の部合計	4,104,352	4,031,501
資産の部合計	38,564,334	39,260,805	負債及び純資産の部合計	38,564,334	39,260,805

6. 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
経常収益	3,710,171		3,768,212	
保険料等収入	2,719,469		2,770,879	
再保険収入	2,718,837		2,769,643	
資産運用収益	632		1,236	
利息及び配当金収入	890,118		911,810	
預貯金利息・配当金収入	768,959		807,260	
有価証券の売却益	21		999	
貸付金・債権の回収益	641,470		677,845	
その他の雑収入	79,112		74,234	
金銭的信託運用益	36,175		37,991	
有価証券の売却益	12,179		16,190	
有価証券の償還	22		—	
有価証券の償還	25,175		15,762	
有価証券の償還	58,119		76,650	
有価証券の償還	—		8,185	
有価証券の償還	399		—	
有価証券の償還	85		125	
有価証券の償還	37,356		3,824	
有価証券の償還	100,582		85,522	
有価証券の償還	15,082		16,217	
有価証券の償還	71,258		52,178	
有価証券の償還	6,603		9,455	
有価証券の償還	7,637		7,670	
経常費用	3,341,811		3,394,689	
保険料等支払	2,212,551		2,205,432	
再保険支払	679,816		637,897	
資産運用費用	645,353		614,555	
利息及び配当金支払	380,435		395,524	
有価証券の売却損	420,757		463,306	
有価証券の売却損	80,543		89,249	
有価証券の売却損	5,645		4,897	
有価証券の売却損	419,086		465,609	
有価証券の売却損	3,618		15,301	
有価証券の売却損	415,361		450,211	
有価証券の売却損	106		97	
有価証券の売却損	207,294		227,135	
有価証券の売却損	10,085		12,572	
有価証券の売却損	—		184	
有価証券の売却損	38,046		37,527	
有価証券の売却損	8,530		17,708	
有価証券の売却損	4,302		4,983	
有価証券の売却損	113,851		130,169	
有価証券の売却損	8,679		—	
有価証券の売却損	—		341	
有価証券の売却損	9,687		9,516	
有価証券の売却損	14,110		14,132	
有価証券の売却損	356,467		357,421	
有価証券の売却損	146,411		139,090	
有価証券の売却損	87,413		78,698	
有価証券の売却損	26,653		27,606	
有価証券の売却損	27,616		28,125	
有価証券の売却損	4,728		4,660	
経常利益	368,360		373,522	
特別利益	1,529		2,409	
固定資産等処分益	1,529		2,409	
特別損失	0		—	
固定資産等処分損失	110,148		136,629	
減価償却費	1,791		1,547	
偶発損失引当金繰入	755		1,204	
偶発損失引当金繰入	—		0	
偶発損失引当金繰入	107,048		131,380	
偶発損失引当金繰入	—		1,931	
偶発損失引当金繰入	553		565	
税法引当金繰入	259,741		239,302	
法人税等	52,255		52,912	
法人税等	△32,701		△36,140	
法人税等	19,553		16,771	
法人税等	240,187		222,530	

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については 3 月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2000 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010年度以降も年金開始の都度積立て）
- ・変額保険および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
- ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」

（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではV a R手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,147,715	1,147,715	—
その他有価証券(繰渡性預金)	33,998	33,998	—
買入金銭債権	212,307	225,616	13,309
満期保有目的の債券	197,980	211,289	13,309
その他有価証券	14,327	14,327	—
金銭の信託	16,669	16,669	—
その他有価証券	16,669	16,669	—
有価証券	31,003,951	33,480,771	2,476,819
売買目的有価証券	775,564	775,564	—
満期保有目的の債券	4,138,098	4,959,211	821,112
責任準備金対応債券	8,057,811	9,713,518	1,655,706
その他有価証券	18,032,477	18,032,477	—
貸付金	4,223,805	4,498,906	275,100
保険約款貸付	239,335	239,335	—
一般貸付	3,984,470	4,259,571	275,100
貸倒引当金(*1)	△4,033	—	—
	4,219,772	4,498,906	279,133
社債	560,735	587,971	27,236
売現先勘定	58,266	58,266	—
債券貸借取引受入担保金	552,716	552,716	—
金融派生商品(*2)	46,079	46,079	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,585)	(2,585)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	48,664	48,664	—

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した 3 月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3 月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3 月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については 3 月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,178,229 百万円（うち子会社株式及び関連会社株式 881,663 百万円）であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について 0 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△10,376百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,563,208	4,297,660	734,452
	②社債	467,140	547,364	80,224
	③その他	297,929	317,752	19,822
	合計	4,328,278	5,162,778	834,499
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,798	△1
	③その他	5,000	4,924	△75
	合計	7,800	7,723	△76

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は 50,733 百万円であり、売却益の合計額は 800 百万円であります。売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,492,896	9,127,506	1,634,610
	②社債	30,344	34,303	3,959
	③その他	493,842	511,581	17,739
	合計	8,017,082	9,673,392	1,656,309
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	40,728	40,125	△603
	合計	40,728	40,125	△603

④その他有価証券の当年度中の売却額は 891,891 百万円であり、売却益の合計額は 14,962 百万円、売却損の合計額は 37,527 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,478,135	3,835,843	2,357,708
	(2)債券	4,839,378	5,276,532	437,153
	①国債・地方債等	3,167,226	3,512,009	344,783
	②社債	1,672,152	1,764,522	92,370
	(3)その他	5,759,780	6,451,371	691,590
	合計	12,077,294	15,563,746	3,486,452
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	196,093	173,524	△22,569
	(2)債券	49,321	49,065	△255
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	49,321	49,065	△255
	(3)その他	2,374,142	2,311,136	△63,005
	合計	2,619,557	2,533,726	△85,830

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について 11,361 百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,147,565	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	212,307
貸付金(*)	443,009	604,622	648,901	574,134	710,617	1,002,811
有価証券	677,302	2,389,931	2,092,797	1,118,538	3,442,754	14,853,441
満期保有目的の債券	166,788	369,907	395,511	548,735	515,916	2,138,438
責任準備金対応債券	—	68,957	190,309	72,345	838,067	6,888,130
その他有価証券のうち満期があるもの	510,513	1,951,066	1,506,976	497,457	2,088,770	5,826,872
合計	2,267,877	2,994,553	2,741,699	1,692,673	4,153,371	16,068,560

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない374 百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	560,735
売現先勘定	58,266	—	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	552,716	—	—	—	—	—
合計	610,983	—	—	—	—	560,735

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は568,568百万円、時価は759,655百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,955百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は3,943百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は15,012百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、436,021百万円であります。

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、825,371百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,609,825百万円であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,530百万円、金銭債務の総額は、4,460百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	233,768百万円
前期剰余金よりの繰入額	185,731百万円
当期社員配当金支払額	176,676百万円
利息による増加等	134百万円
当期末現在高	242,957百万円

24. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

25. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,187百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 2,322,166 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 58,278 百万円であります。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,181 百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 47,718 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	281,135 百万円
勤務費用	10,148 百万円
利息費用	2,530 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,552 百万円
退職給付の支払額	△22,920 百万円
期末における退職給付債務	273,446 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	394,232 百万円
期待運用収益	3,487 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△31,217 百万円
事業主からの拠出額	3,588 百万円
退職給付の支払額	△9,367 百万円
期末における年金資産	360,723 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	272,480 百万円
年金資産	△360,723 百万円
	△88,243 百万円
非積立型制度の退職給付債務	965 百万円
未認識数理計算上の差異	△2,214 百万円
未認識過去勤務費用	2,588 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△86,903 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	10,148 百万円
利息費用	2,530 百万円
期待運用収益	△3,487 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△639 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△866 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	7,685 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.7%
株式	37.5%
生命保険一般勘定	27.8%
共同運用資産	19.3%
投資信託	3.6%
現金及び預金	0.9%
その他	3.2%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 52.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,018 百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、881,663 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、730,103 百万円、繰延税金負債の総額は、965,260 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,139 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 413,482 百万円および価格変動準備金 228,146 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 916,612 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△19.10%であります。

34. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 318 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 28,250 百万円であります。

損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は、18,957 百万円、費用の総額は、38,849 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 1,705 百万円、株式等 3,287 百万円、外国証券 10,769 百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 78 百万円、株式等 488 百万円、外国証券 36,960 百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等 11,361 百万円、外国証券 6,142 百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 262 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 5,014 百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価益が 23,151 百万円含まれております。
5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失（百万円）		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1 件	—	231	231
遊休不動産等	6 件	692	280	972
合 計	7 件	692	511	1,204

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積りリスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.90% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

7. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	546,701	589,657
キャピタル収益	36,249	23,948
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	25,175	15,762
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	8,185
その他キャピタル収益	11,074	—
キャピタル費用	169,925	189,109
金銭の信託運用損	—	397
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	38,046	37,527
有価証券評価損	8,530	17,708
金融派生商品費用	113,851	130,169
為替差損	8,679	—
その他キャピタル費用	817	3,307
キャピタル損益 B	△133,675	△165,160
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	413,025	424,497
臨時収益	320	—
再保険収入	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	320	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	44,986	50,974
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	10,253	18,926
個別貸倒引当金繰入額	—	562
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	34,732	31,484
臨時損益 C	△44,665	△50,974
経常利益 A+B+C	368,360	373,522

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度
基礎利益	△10,233	3,520
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	22	213
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	817	2,137
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△11,074	1,169
その他キャピタル収益	11,074	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	11,074	—
その他キャピタル費用	817	3,307
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	817	2,137
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	1,169
その他臨時費用	34,732	31,484
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	34,732	31,484

8. 基礎利益の内訳（三利源）

（単位：億円）

		2017年度	2018年度
基礎利益	A	5,467	5,896
利 差		2,225	2,732
危険差		2,889	2,754
費 差		352	408
キャピタル損益	B	△1,336	△1,651
臨時損益	C	△446	△509
経常利益	D（=A+B+C）	3,683	3,735
特別損益・法人税等	E	△1,287	△1,501
当期末処分剰余金	F（=D+E）	2,395	2,233

9. 基金等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等												基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失準備 積立金	運用金								基金等 合計
					基金償却 積立金	信託定期 積立金	社会厚生 事業債連 積立金	事業債型 信託 積立金	不動産 信託 積立金	特別 積立金	別途 積立金	当座 未処分 運用金	
当座付残高	315,000	520,000	452	10,387	334,000	29,784	18	100,000	24,882	2,000	88	237,354	538,394
当座変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の増立												△189,815	△189,815
損失準備等基金の増立				515								△515	
基金償却積立金の増立		100,000											100,000
基金引当の支払												△1,840	△1,840
当座減額金												240,187	240,187
基金の償却	△100,000												△100,000
基金償却準備金の増立					50,000							△82,930	
基金償却準備金の取崩					△100,000								△100,000
社会厚生事業債連積立金の増立							582					△582	
社会厚生事業債連積立金の取崩							△552						552
不動産信託積立金の増立									4,742			△4,742	
不動産信託積立金の取崩									△2,242				2,242
土地再評価差額金の取崩												△1,182	△1,182
基金等以外の項目の当座変動額（純額）	△50,220	100,000	—	515	△18,000	—	28	—	2,492	—	—	2,302	△32,872
当座変動額合計	△50,220	100,000	—	515	△18,000	—	28	—	2,492	—	—	2,302	△32,872
当座付残高	265,000	620,000	452	10,902	316,000	29,784	47	100,000	27,380	2,000	88	239,656	565,757

	その他 新設証券 評価差額金	繰上 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・地価 変動等合計	純資産 合計
当座付残高	2,523,850	37,879	117,825	2,680,753	4,957,951
当座変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の増立					△189,815
損失準備等基金の増立					
基金償却積立金の増立					100,000
基金引当の支払					△1,840
当座減額金					240,187
基金の償却					△100,000
基金償却準備金の増立					△100,000
基金償却準備金の取崩					
社会厚生事業債連積立金の増立					
社会厚生事業債連積立金の取崩					
不動産信託積立金の増立					
不動産信託積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					△1,182
基金等以外の項目の当座変動額（純額）	30,220	△1,084	1,182	29,318	29,318
当座変動額合計	30,220	△1,084	1,182	29,318	29,318
当座付残高	2,554,070	36,795	118,109	2,718,141	5,018,269

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等												基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失準備 積立金	運用金								基金等 合計
					基金償却 積立金	信託定期 積立金	社会厚生 事業債連 積立金	事業債型 信託 積立金	不動産 信託 積立金	特別 積立金	別途 積立金	当座 未処分 運用金	
当座付残高	265,000	620,000	452	10,902	316,000	29,784	47	100,000	27,380	2,000	88	239,656	565,757
当座変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の増立												△185,731	△185,731
損失準備等基金の増立				581								△581	
基金償却積立金の増立		50,000											50,000
基金引当の支払												△1,171	△1,171
当座減額金												222,530	222,530
基金の償却	△50,000												△50,000
基金償却準備金の増立					50,000							△52,930	
基金償却準備金の取崩					△50,000								△50,000
社会厚生事業債連積立金の増立							552					△552	
社会厚生事業債連積立金の取崩							△550						550
不動産信託積立金の増立									108			△108	
不動産信託積立金の取崩									△144				144
土地再評価差額金の取崩												290	290
基金等以外の項目の当座変動額（純額）	—	50,000	—	581	2,000	—	△11	—	△479	—	—	△15,190	△14,670
当座変動額合計	—	50,000	—	581	2,000	—	△11	—	△479	—	—	△15,190	△14,670
当座付残高	265,000	670,000	452	11,483	318,000	29,784	36	100,000	26,901	2,000	88	224,466	580,427

	その他 新設証券 評価差額金	繰上 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・地価 変動等合計	純資産 合計
当座付残高	2,554,070	36,795	118,109	2,718,141	5,018,269
当座変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の増立					△185,731
損失準備等基金の増立					
基金償却積立金の増立					50,000
基金引当の支払					△1,171
当座減額金					222,530
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の増立					△50,000
基金償却準備金の取崩					
社会厚生事業債連積立金の増立					
社会厚生事業債連積立金の取崩					
不動産信託積立金の増立					
不動産信託積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					290
基金等以外の項目の当座変動額（純額）	△113,850	5,222	△290	△108,718	△108,718
当座変動額合計	△113,850	5,222	△290	△108,718	△108,718
当座付残高	2,440,220	42,017	117,819	2,609,322	4,909,551

10. 剰余金処分

(単位：百万円)

科 目	2017年度	2018年度
	(2017年4月1日から2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
当 期 未 処 分 剰 余 金	239,577	223,386
任 意 積 立 金 取 崩 額	544	544
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	544	544
計	240,122	223,931
剰 余 金 処 分 額	240,122	223,931
社 員 配 当 準 備 金	185,731	169,630
差 引 純 剰 余 金	54,390	54,300
損 失 填 補 準 備 金	561	512
基 金 利 息	1,171	918
任 意 積 立 金	52,658	52,870
基 金 償 却 準 備 金	52,000	52,000
社会厚生事業増進積立金	553	564
不 動 産 圧 縮 積 立 金	105	306

11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	559	438
危険債権	2,974	3,504
要管理債権	15,479	15,225
小 計	19,013	19,168
(対 合 計 比)	(0.28)	(0.29)
正 常 債 権	6,702,846	6,623,904
合 計	6,721,859	6,643,073

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【ご参考】貸付金等の自己査定状況

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 分 類	6,684,117	99.4	6,627,868	99.8
Ⅱ 分 類	37,625	0.6	15,031	0.2
Ⅲ 分 類	115	0.0	172	0.0
Ⅳ 分 類	—	—	—	—
Ⅱ ～ Ⅳ 分 類 計	37,741	0.6	15,204	0.2
合 計	6,721,859	100.0	6,643,073	100.0

- (注) 1. 貸付金等とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)の合計です。
2. 本表は償却・引当実施後のものです。
3. 非分類とは、回収の可能性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
4. Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に充たされない、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
5. Ⅲ分類とは、最終の回収または価値について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
6. Ⅳ分類とは、回収不可能または無価値と判定される資産です。

12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破 綻 先 債 権 額	—	—
延 滞 債 権 額	3,533	3,943
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	15,246	15,012
合 計	18,780	18,955
(貸 付 残 高 に 対 す る 比 率)	(0.42)	(0.45)

- (注)1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2017年度末が破綻先債権額368百万円、延滞債権額2百万円、2018年度末が破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

13. 貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)				
要 要	2017 年 度	2018 年 度	比 較	
(1) 貸倒引当金残高の内訳				
ア. 一般貸倒引当金	1,310	1,089	△221	
イ. 個別貸倒引当金(注)	3,789	4,271	481	
ウ. 特定海外債権引当勘定	—	—	—	
(2) 個別貸倒引当金				
ア. 繰入額	4,160	4,364	204	
イ. 取崩額 [償却等に伴う取崩額を除く]	4,481	3,802	△678	
ウ. 繰入額	△320	562	883	
(3) 特定海外債権引当勘定				
ア. 対象国数	—	—	—	
イ. 債権額	—	—	—	
ウ. 繰入額	—	—	—	
エ. 取崩額	—	—	—	
(4) 貸付金償却	—	—	—	

【ご参考】 (単位：百万円)				
要 要	2017 年 度	2018 年 度	比 較	
偶発損失引当金	1	1	0	

(注) 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）および実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額（2017年度：370百万円、2018年度：93百万円）として債権額から直接減額しています。

14. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	7,614,123	7,813,804
基金等	1,195,875	1,247,299
価格変動準備金	684,594	815,975
危険準備金	691,787	710,714
一般貸倒引当金	1,310	1,089
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,202,005	3,060,911
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	348,812	400,514
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	936,352	909,388
負債性資本調達手段等	453,310	560,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	100,074	107,176
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,623,634	1,589,199
保険リスク相当額 R1	119,760	120,996
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	61,586	69,193
予定利率リスク相当額 R2	145,077	146,472
最低保証リスク相当額 R7	8,829	11,035
資産運用リスク相当額 R3	1,424,153	1,385,352
経営管理リスク相当額 R4	35,188	34,660
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	937.9%	983.3%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

15. 実質純資産額

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
実質純資産額	9,827,543	10,193,061
一般勘定資産に対する比率	26.1%	26.5%

(注) 1. 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項の規定に基づいて算出しています。

2. 「満期保有目的の債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益（2017年度末：2,230,500百万円、2018年度末：2,490,129百万円）を控除した場合の実質純資産額は、2017年度末：7,597,042百万円、2018年度末：7,702,931百万円となっています。

16. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
個人変額保険	65,206	55,634
変額個人年金保険	315,556	294,285
団体年金保険	495,730	475,451
合 計	876,492	825,371

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険(有期型)	—	—	—	—
変額保険(終身型)	51,878	481,863	50,818	470,176
合 計	51,878	481,863	50,818	470,176

(注)保有契約高には、定期保険特約部分を含んでいます。

イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	925	1.4	512	0.9
有 価 証 券	57,986	88.9	52,194	93.8
公 社 債	14,689	22.5	16,166	29.1
株 式	21,913	33.6	17,607	31.6
外 国 証 券	21,383	32.8	18,420	33.1
公 社 債	6,013	9.2	5,054	9.1
株 式 等	15,369	23.6	13,365	24.0
その他の証券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	6,293	9.7	2,926	5.3
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	65,206	100.0	55,634	100.0

ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	1,272	1,176
有価証券売却益	5,671	3,700
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	7,034	6,032
為替差益	28	25
金融派生商品収益	329	283
その他の収益	3	5
有価証券売却損	1,145	2,832
有価証券償還損	1	—
有価証券評価損	7,903	7,786
為替差損	29	21
金融派生商品費用	269	255
その他の費用	1	1
収 支 差 額	4,989	327

(3)変額個人年金保険(特別勘定)の状況

ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	94,021	316,510	91,855	298,040

(注)保有契約高には、年金開始後契約等の一般勘定部分を含んでいます。

イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	323	0.1	264	0.1
有 価 証 券	312,669	99.1	291,779	99.1
公 社 債	—	—	—	—
株 式 債	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	312,669	99.1	291,779	99.1
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	2,563	0.8	2,242	0.8
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	315,556	100.0	294,285	100.0

ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	3,045	4,577
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	47,220	43,459
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
そ の 他 の 収 益	—	—
有価証券売却損	444	440
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	44,740	48,599
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
そ の 他 の 費 用	—	—
収 支 差 額	5,081	△1,002

17. 保険会社およびその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項 目	2017年度	2018年度
経 常 収 益	41,170	41,825
経 常 利 益	3,701	3,906
親会社に帰属する当期純剰余	2,650	2,295
包 括 利 益	3,018	530

項 目	2017年度末	2018年度末
総 資 産	415,434	421,207
ソルベンシー・マージン比率	990.2%	1,040.1%

項 目	2017年度	2018年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,453	7,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,126	△ 2,178
財務活動によるキャッシュ・フロー	119	1,018
現金及び現金同等物期末残高	7,201	13,474

(2) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	17 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	9 社
期中における重要な子会社等の異動について	
本資料46ページ「連結財務諸表の作成方針2.」をご参照ください。	

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更	:	無
② ①以外の会計方針の変更	:	無
③ 会計上の見積りの変更	:	無
④ 修正再表示	:	無

(注)会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、日本基準に基づき連結財務諸表を作成しております。

(4) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)	科 目	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	646,020	1,287,537	保険契約準備金	34,871,021	35,321,301
コールローン	90,000	90,000	支払準備金	735,955	738,628
買入金銭債権	214,730	212,307	責任準備金	33,901,297	34,339,715
金銭の信託	13,076	21,669	社員配当準備金	233,768	242,957
有価証券	33,126,510	33,403,624	代理店債	2,931	2,937
貸付金	5,276,491	5,019,827	再保険債	1,199	1,187
有形固定資産	915,808	912,057	社 債	482,356	589,098
土地	614,975	618,014	その他の負債	891,457	1,012,377
建物	287,061	280,168	退職給付に係る負債	6,328	6,995
リース資産	787	711	偶発損失引当金	1	1
建設仮勘定	5,273	5,221	価格変動準備金	685,414	816,962
その他の有形固定資産	7,710	7,941	繰延税金負債	377,710	281,498
無形固定資産	485,067	467,182	再評価に係る繰延税金負債	79,522	79,370
ソフトウェア	60,733	55,131	支払承継	21,727	22,563
のれん	143,246	132,965	負債の部合計	37,419,670	38,134,293
その他の無形固定資産	281,087	279,086	(純資産の部)		
代理店貸	1,569	1,578	基 金	260,000	260,000
再保険貸	121,167	164,308	基金償却積立金	620,000	670,000
その他の資産	518,444	428,437	再評価積立金	452	452
退職給付に係る資産	113,534	91,988	連結剰余金	504,951	499,135
繰延税金資産	2,375	2,994	基金等合計	1,385,404	1,429,588
支払承継見返	21,727	22,563	その他の有価証券評価差額金	2,583,926	2,442,225
貸倒引当金	△5,100	△5,361	繰延ヘッジ損益	35,881	41,253
			土地再評価差額金	118,189	117,898
			為替換算調整勘定	△27,485	△44,976
			退職給付に係る調整累計額	23,861	△273
			その他の包括利益累計額合計	2,734,374	2,556,127
			非支配株主持分	3,974	705
			純資産の部合計	4,123,752	3,986,421
資産の部合計	41,543,423	42,120,715	負債及び純資産の部合計	41,543,423	42,120,715

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
経 常 収 益	4,117,073	4,182,501
保険料等収入	3,024,398	3,081,385
資産運用収益	958,785	980,255
利息及び配当金等収入	832,583	872,291
金銭の信託運用益	23	—
有価証券売却益	27,554	16,595
有価証券償還益	59,184	76,949
為替差益	—	8,186
貸倒引当金戻入額	270	—
その他の運用収益	2,010	2,408
特別勘定資産運用益	37,356	3,824
その他の経常収益	133,890	120,860
経 常 費 用	3,746,883	3,791,882
保険金等支払金	2,428,801	2,424,510
保険料	765,271	725,847
年金	647,404	616,446
給付金	508,026	523,719
解約返戻金	421,909	464,349
その他の返戻金等	86,188	94,147
責任準備金等繰入額	436,630	465,714
支払備金繰入額	19,170	13,631
責任準備金繰入額	417,353	451,985
社員配当金積立利息繰入額	106	97
資産運用費	238,776	261,599
支払利息	32,897	33,866
金銭の信託運用損	—	183
有価証券売却損	38,219	39,925
有価証券評価損	8,816	17,893
有価証券償還損	4,307	5,075
金融派生商品費用	110,895	130,990
為替差損	8,679	—
貸倒引当金繰入額	—	779
貸倒用不動産等減価償却費	10,300	10,210
その他の運用費用	24,660	22,675
事業費	461,670	468,136
その他の経常費用	181,004	171,920
経 常 利 益	370,190	390,618
特 別 利 益	1,678	2,758
固定資産等処分益	1,678	2,758
偶発損失引当金戻入額	0	—
特 別 損 失	110,515	136,852
固定資産等処分損失	1,827	1,590
減損損失	896	1,204
偶発損失引当金繰入額	—	0
価格変動準備金繰入額	107,196	131,553
不動産圧縮損	—	1,931
社会厚生事業増進助成金	553	565
その他の特別損失	40	6
税金等調整前当期純剰余	261,353	256,525
法人税及び住民税等	58,604	58,212
法人税等調整額	△63,225	△32,673
法人税等合計	△4,621	25,539
当期純剰余	265,974	230,985
非支配株主に帰属する当期純剰余	935	1,406
親会社に帰属する当期純剰余	265,038	229,579

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
当 期 純 剰 余	265,974	230,985
そ の 他 の 包 括 利 益	35,923	△177,940
その他有価証券評価差額金	36,425	△140,068
繰延ヘッジ損益	△3,761	5,372
為替換算調整勘定	△19,061	△10,701
退職給付に係る調整額	8,339	△24,130
持分法適用会社に対する持分相当額	13,980	△8,412
包 括 利 益	301,898	53,045
親会社に係る包括利益	300,965	51,623
非支配株主に係る包括利益	932	1,421

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益（△は損失）	261,353	256,525
賃貸用不動産等減価償却費	10,300	10,210
減価償却費	47,087	44,147
減損損失	896	1,204
のれん償却額	7,885	7,745
支払備金の増減額（△は減少）	22,054	13,571
責任準備金の増減額（△は減少）	510,493	552,611
社員配当準備金積立利息繰入額	106	97
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△748	260
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△5,142	2,994
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	△0	0
価格変動準備金の増減額（△は減少）	107,196	131,553
利息及び配当金等収入	△832,383	△872,291
有価証券関係損益（△は益）	154,833	△138,094
支払利息	32,897	33,866
為替差損益（△は益）	2,409	△13,715
有形固定資産関係損益（△は益）	247	△994
持分法による投資損益（△は益）	△3,285	△3,638
代理店貸の増減額（△は増加）	22	△9
再保険貸の増減額（△は増加）	△4,581	1,805
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△87,514	80,572
代理店借の増減額（△は減少）	30	58
再保険借の増減額（△は減少）	383	△11
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△22,442	12,012
その他	△2,955	△10,290
小 計	199,122	110,101
利息及び配当金等の受取額	882,268	911,560
利息の支払額	△31,836	△34,255
社員配当金の支払額	△173,157	△176,676
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△31,051	△67,371
営業活動によるキャッシュ・フロー	845,345	743,358
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△1,087	△16,421
買入金銭債権の取得による支出	△18,200	△12,400
買入金銭債権の売却・償還による収入	23,376	14,724
金銭の信託の増加による収入	△9,800	△8,300
有価証券の取得による支出	△4,432,833	△4,509,597
有価証券の売却・償還による収入	3,311,315	3,962,251
貸付けによる支出	△1,150,256	△1,230,885
貸付金の回収による収入	1,267,871	1,472,996
債券貸借取引支払保証金・受入担保金等の純増減額	337,468	159,433
資産運用活動計	△672,146	△168,198
(営業活動及び資産運用活動計)	(173,199)	(575,159)
有形固定資産の取得による支出	△16,909	△20,054
有形固定資産の売却による収入	3,669	4,278
無形固定資産の取得による支出	△26,115	△33,305
その他	△1,172	△535
投資活動によるキャッシュ・フロー	△712,674	△217,816
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	316	—
借入金の返済による支出	△316	—
社債の発行による収入	99,331	106,014
社債の償還による支出	△28,577	—
基金の募集による収入	50,000	50,000
基金の償却による支出	△100,000	△50,000
基金利息の支払額	△1,846	△1,171
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△831	△2,498
その他	△6,080	△524
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,995	101,820
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,187	△72
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	141,479	627,289
現金及び現金同等物期首残高	577,833	720,180
非連結の子会社及び子法人等との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	867	—
現金及び現金同等物期末残高	720,180	1,347,470

(7) 連結基金等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

	基金等				
	基金	基金債権 基金	高評価 債権基金	運用損失金	基金等合計
当期末残高	315,303	325,303	452	314,723	1,355,779
当期末変動					
基金の募集	30,000				30,000
仏教配当準備金の繰上				△139,312	△139,312
基金債権基金の繰上		139,303			139,303
基金利息の支払				△1,243	△1,243
商品社に帰属する当期末変動				239,303	239,303
基金の償却	△139,303				△139,303
基金債権準備金の取崩				△139,303	△139,303
土地再評価益取崩金の取崩				△1,132	△1,132
特定配当金上の取崩に相当する 商品社の増減変動				△132	△132
合併による増減				239	239
※当期末までに帰するその他の 内国利益累計額の増減				△2,191	△2,191
基金等以外の増減の当期末 変動額（既期）					
当期末変動合計	△39,303	139,303	—	△3,714	46,222
当期末残高	276,000	464,606	452	311,009	1,353,467

	その他の内国利益累計額						
	その他の内国 利益累計 額	繰上ヘッジ 損益	土地再評価 益取崩金	高評価 債権基金	清算済中に 係る損益 累計額	その他の 内国利益 累計額合計	特定配当金 繰上
当期末残高	2,942,372	38,943	117,919	△13,733	13,731	2,999,132	3,374
当期末変動							
基金の募集							30,000
仏教配当準備金の繰上						△139,312	
基金債権基金の繰上						139,303	
基金利息の支払						△1,243	
商品社に帰属する当期末変動						239,303	
基金の償却						△139,303	
基金債権準備金の取崩						△139,303	
土地再評価益取崩金の取崩						△1,132	
特定配当金上の取崩に相当する 商品社の増減変動						△132	
合併による増減						239	
※当期末までに帰するその他の 内国利益累計額の増減						△2,191	
基金等以外の増減の当期末 変動額（既期）	41,394	△3,732	1,132	△7,734	8,139	38,131	0
当期末変動合計	41,394	△3,732	1,132	△7,734	8,139	38,131	0
当期末残高	2,983,766	35,211	119,051	△21,467	21,870	3,037,263	3,374

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

	基金等				
	基金	基金債権 基金	高評価 債権基金	運用損失金	基金等合計
当期末残高	235,303	325,303	452	334,351	1,335,409
当期末変動					
基金の募集	30,000				30,000
仏教配当準備金の繰上				△139,731	△139,731
基金債権基金の繰上		30,000			30,000
基金利息の支払				△1,171	△1,171
商品社に帰属する当期末変動				229,379	229,379
基金の償却	△30,000				△30,000
基金債権準備金の取崩				△30,000	△30,000
土地再評価益取崩金の取崩				239	239
特定配当金上の取崩に相当する 商品社の増減変動				1,019	1,019
基金等以外の増減の当期末 変動額（既期）	—	30,000	—	△3,314	46,685
当期末変動合計	—	30,000	—	△3,314	46,685
当期末残高	235,303	355,303	452	331,037	1,423,095

	その他の内国利益累計額						
	その他の内国 利益累計 額	繰上ヘッジ 損益	土地再評価 益取崩金	高評価 債権基金	清算済中に 係る損益 累計額	その他の 内国利益 累計額合計	特定配当金 繰上
当期末残高	2,933,323	38,331	119,319	△27,403	23,331	2,776,374	3,374
当期末変動							
基金の募集							30,000
仏教配当準備金の繰上						△139,731	
基金債権基金の繰上						30,000	
基金利息の支払						△1,171	
商品社に帰属する当期末変動						229,379	
基金の償却						△30,000	
基金債権準備金の取崩						△30,000	
土地再評価益取崩金の取崩						239	
特定配当金上の取崩に相当する 商品社の増減変動						1,019	
基金等以外の増減の当期末 変動額（既期）	△141,731	8,372	△239	△17,403	△24,334	△17,349	△3,339
当期末変動合計	△141,731	8,372	△239	△17,403	△24,334	△17,349	△3,339
当期末残高	2,791,592	46,703	119,080	△44,806	△21,005	2,759,025	0

連結財務諸表の作成方針

	当連結会計年度 [2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで]
1. 連結の範囲に関する事項	連結される子会社および子法人等数 17 社 主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。 主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。 非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社 (2) 持分法適用の関連法人等数 9 社 主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUIR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limitedであります。 StanCorp Financial Group, Inc. 傘下 1 社について、売却を行ったことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。 (3) 持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される海外の子会社および子法人等の決算日は 12 月 31 日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前 1 ヶ月の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2000 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 93 百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年
過去勤務費用の処理年数	10 年

9. 当社の偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
11. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
12. 当社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、標準純保険料式
なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。
・1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007 年度から 3 年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積立て）
・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたものの一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
15. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 金融商品の状況に関する事項
当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型 A L M によっております。
当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。
また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の仕債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社ならびに連結される子会社および子法人等では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,287,537	1,287,537	—
その他有価証券(譲渡性預金)	33,998	33,998	—
買入金銭債権	212,307	225,616	13,309
満期保有目的の債券	197,980	211,289	13,309
その他有価証券	14,327	14,327	—
金銭の信託	21,669	21,669	—
その他有価証券	21,669	21,669	—
有価証券	32,932,586	35,411,027	2,478,440
売買目的有価証券	1,601,661	1,601,661	—
満期保有目的の債券	4,160,730	4,983,463	822,733
責任準備金対応債券	8,057,811	9,713,518	1,655,706
その他有価証券	19,112,383	19,112,383	—
貸付金	5,019,827	5,292,784	272,957
保険約款貸付	242,958	242,958	—
一般貸付	4,776,869	5,049,826	272,957
貸倒引当金(*1)	△4,033	—	—
	5,015,794	5,292,784	276,990
仕債	589,098	616,693	27,595
売現先勘定	58,266	58,266	—
債券貸借取引受入担保金	552,716	552,716	—
金融派生商品(*2)	46,533	46,533	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,131)	(2,131)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	48,664	48,664	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前 1 ヶ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、471,037 百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について 0 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日の TTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△10,376 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	①国債・地方債等	3,581,847	4,317,920	736,072
	②社債	467,140	547,364	80,224
	③その他	297,929	317,752	19,822
	合計	4,346,917	5,183,037	836,120
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,798	△1
	③その他	8,993	8,917	△75
	合計	11,793	11,716	△76

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は 50,733 百万円であり、売却益の合計額は 800 百万円であります。売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	①国債・地方債等	7,492,896	9,127,506	1,634,610
	②社債	30,344	34,303	3,959
	③その他	493,842	511,581	17,739
	合計	8,017,082	9,673,392	1,656,309
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	40,728	40,125	△603
	合計	40,728	40,125	△603

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は 1,088,252 百万円であり、売却益の合計額は 15,794 百万円、売却損の合計額は 39,925 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	(1)株式	1,478,135	3,835,843	2,357,708
	(2)債券	4,861,369	5,299,063	437,693
	①国債・地方債等	3,188,231	3,533,547	345,316
	②社債	1,673,138	1,765,515	92,377
	(3)その他	6,012,079	6,712,864	700,785
	合計	12,351,583	15,847,770	3,496,187
連結貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	196,093	173,524	△22,569
	(2)債券	60,165	59,715	△450
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	60,165	59,715	△450
	(3)その他	3,188,739	3,101,368	△87,371
	合計	3,444,999	3,334,608	△110,390

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について 11,546 百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,287,385	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	212,307
金銭の信託	5,000	—	—	—	—	—
貸付金(※)	472,783	656,974	679,859	594,924	751,319	1,620,634
有価証券						
満期保有目的の債券	166,788	371,590	398,958	552,343	521,576	2,146,673
責任準備金対応債券	—	68,957	190,309	72,345	838,067	6,888,130
その他有価証券のうち満期があるもの	562,525	2,121,525	1,734,143	670,326	2,312,293	6,050,737
合計	2,494,482	3,219,048	3,003,271	1,889,939	4,423,256	16,918,482

(※) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない374百万円は含めておりません。

(※) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	28,363	—	—	560,735
売現先勘定	58,266	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	552,716	—	—	—	—	—
合計	610,983	—	28,363	—	—	560,735

16. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は581,588百万円、時価は782,819百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、25,934百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は4,265百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21,668百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、447,080百万円であります。

19. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 614百万円

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、825,371百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	233,768 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	185,731 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	176,676 百万円
利息による増加等	134 百万円
当連結会計年度末現在高	242,957 百万円

22. 保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。

23. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

24. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 8 百万円、有価証券 4,823 百万円、貸付金 104,745 百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 2,322,166 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 58,278 百万円であります。

26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、87,902 百万円であります。

27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債 560,735 百万円を含んでおります。

28. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 47,718 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	352,805 百万円
勤務費用	10,356 百万円
利息費用	4,875 百万円
数値計算上の差異の当期発生額	△4,266 百万円
退職給付の支払額	△25,177 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△47 百万円
その他	△1,106 百万円
期末における退職給付債務	337,440 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	460,011 百万円
期待運用収益	7,824 百万円
数値計算上の差異の当期発生額	△36,605 百万円
事業主からの拠出額	3,714 百万円
退職給付の支払額	△11,469 百万円
その他	△1,042 百万円
期末における年金資産	422,433 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	329,650 百万円
年金資産	△422,433 百万円
	△92,782 百万円
非積立型制度の退職給付債務	7,790 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△84,992 百万円
退職給付に係る負債	6,995 百万円
退職給付に係る資産	△91,988 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△84,992 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	10,356 百万円
利息費用	4,875 百万円
期待運用収益	△7,824 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△571 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△865 百万円
その他	91 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,062 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△32,873 百万円
過去勤務費用	△817 百万円
合計	△33,691 百万円

その他の包括利益異計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△2,952 百万円
未認識過去勤務費用	2,593 百万円
合計	△358 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.3%
株式	32.3%
生命保険一般勘定	31.0%
共同運用資産	22.5%
投資信託	3.1%
現金及び預金	0.9%
その他	2.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 45.2%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	4.3～4.4%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	3.9～7.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、3,953 百万円であります。

30. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、174,468 百万円であります。

31. 繰延税金資産の総額は、764,906 百万円、繰延税金負債の総額は、1,035,013 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、8,396 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 436,003 百万円および価格変動準備金 228,319 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 916,966 百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△17.82%であります。

連結損益計算書の注記

1. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失（百万円）		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	1 件	—	231	231
遊休不動産等	6 件	692	280	972
合 計	7 件	692	511	1,204

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積りリスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.90%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

連結包括利益計算書の注記

1. その他の包括利益の内訳

その他有価証券評価差額金

当期発生額	△184,383 百万円
組替調整額	△6,840 百万円
税効果調整前	△191,223 百万円
税効果額	51,154 百万円
その他有価証券評価差額金	△140,068 百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	11,354 百万円
組替調整額	△3,897 百万円
税効果調整前	7,457 百万円
税効果額	△2,085 百万円
繰延ヘッジ損益	5,372 百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	△10,701 百万円
組替調整額	—
税効果調整前	△10,701 百万円
税効果額	—
為替換算調整勘定	△10,701 百万円

退職給付に係る調整額

当期発生額	△28,867 百万円
組替調整額	△4,823 百万円
税効果調整前	△33,691 百万円
税効果額	9,560 百万円
退職給付に係る調整額	△24,130 百万円

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	△8,191 百万円
組替調整額	△220 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△8,412 百万円
その他の包括利益合計	△177,940 百万円

連結キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	1,287,537 百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	△35,504 百万円
コールローン	90,000 百万円
信託期間が 3 ヶ月以内の金銭の信託	5,000 百万円
取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	437 百万円
現金及び現金同等物	1,347,470 百万円

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	3,633	4,265
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	24,812	21,668
合 計	28,445	25,934
(貸付残高に対する比率)	(0.54)	(0.52)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2017年度末が破綻先債権額368百万円、延滞債権額2百万円、2018年度末が破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(9) 保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	7,135,780	7,305,541
基金等	807,879	889,822
価格変動準備金	685,414	816,962
危険準備金	691,814	710,739
異常危険準備金	10,137	10,556
一般貸倒引当金	1,311	1,091
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,222,738	3,048,988
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	354,394	406,485
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	33,199	△424
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	936,352	909,388
負債性資本調達手段等	453,310	560,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△161,429	△156,581
その他	100,655	107,777
リスクの合計額		
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3 + R_4})^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2 + R_8 + R_9}$ (B)	1,441,247	1,404,686
保険リスク相当額 R ₁	161,955	162,499
一般保険リスク相当額 R ₅	1,788	1,763
巨大災害リスク相当額 R ₆	473	465
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	61,986	69,535
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	145,083	146,477
最低保証リスク相当額 R ₇	8,829	11,035
資産運用リスク相当額 R ₃	1,236,606	1,195,209
経営管理リスク相当額 R ₄	32,334	31,739
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	990.2%	1,040.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成23年金融庁告示第23号第4条第5項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

(10) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

明治安田損害保険株式会社

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	70,981	72,007
資本金等	57,979	58,033
価格変動準備金	465	617
危険準備金	26	25
異常危険準備金	10,137	10,556
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	813	995
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	977	1,178
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	580	601
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2}+R5+R6$ （B）	2,813	2,747
一般保険リスク（R1）	1,788	1,763
第三分野保険の保険リスク（R2）	—	—
予定利率リスク（R3）	6	5
資産運用リスク（R4）	1,385	1,327
経営管理リスク（R5）	73	71
巨大災害リスク（R6）	473	465
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	5,045.9%	5,241.6%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(11) セグメント情報

当社および連結される子会社および子法人等は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、損害保険事業等の全セグメントに占める割合が僅少であり、生命保険事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント情報の記載を省略しています。

Ⅱ. 2018年度決算関係参考資料

I. 一般勘定

1. 有価証券関係

(1)有価証券明細表	・・・	1 頁
(2)地域別地方債保有明細表	・・・	1 頁
(3)有価証券残存期間別残高	・・・	2 頁
(4)業種別株式保有明細表	・・・	3 頁

2. 貸付金関係

(1)貸付金明細表	・・・	4 頁
(2)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4 頁
(3)貸付金業種別内訳	・・・	5 頁
(4)貸付金残存期間別残高	・・・	6 頁
(5)貸付金地域別内訳	・・・	6 頁
(6)貸付金担保別内訳	・・・	6 頁

3. 海外投融資関係

(1)資産別明細表	・・・	7 頁
(2)外貨建資産の通貨別構成	・・・	7 頁
(3)海外投融資の地域別構成	・・・	8 頁

4. デリバティブ取引

(1)定性的情報	・・・	9 頁
(2)定量的情報	・・・	11 頁

5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

・・・ 15 頁

Ⅱ. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

1. 個人変額保険

(1)売買目的有価証券の評価損益	・・・	16 頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	・・・	16 頁

2. 変額個人年金保険

(1)売買目的有価証券の評価損益	・・・	18 頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	・・・	18 頁

Ⅲ. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

・・・ 19 頁

Ⅳ. その他（会社計）

1. 資産構成	・・・	20 頁
2. 資産運用収支	・・・	20 頁
3. 有価証券の時価情報	・・・	21 頁
4. デリバティブ取引の定量的情報	・・・	23 頁

明治安田生命保険相互会社

I. 一般勘定

1. 有価証券関係

(1)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	14,263,267	46.0	14,201,573	45.2
地 方 債	498,341	1.6	366,541	1.2
社 債	2,256,677	7.3	2,319,491	7.4
うち公社・公団債	419,959	1.4	376,544	1.2
株 式	4,464,095	14.4	4,135,309	13.2
外 国 証 券	8,841,746	28.5	9,530,906	30.3
公 社 債	6,828,764	22.0	7,562,054	24.1
株 式 等	2,012,982	6.5	1,968,851	6.3
そ の 他 の 証 券	672,600	2.2	852,795	2.7
合 計	30,996,728	100.0	31,406,617	100.0

(2)地域別地方債保有明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
北 海 道	11,495	5,589
東 北	300	300
関 東	159,534	132,000
中 部	75,632	43,647
近 畿	116,732	97,084
中 国	25,570	14,078
四 国	—	—
九 州	44,131	32,487
そ の 他	64,945	41,351
合 計	498,341	366,541

(注)「その他」は、共同発行市場公募地方債です。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2017年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	811,026	1,629,985	2,748,904	1,520,306	2,582,464	21,704,041	30,996,728
国 債	277,532	416,466	1,508,889	988,742	1,413,823	9,657,813	14,263,267
地 方 債	164,238	72,481	100	5,287	86,651	169,581	498,341
社 債	133,463	146,945	177,640	98,516	234,139	1,465,972	2,256,677
株 式	—	—	—	—	—	4,464,095	4,464,095
外 国 証 券	223,328	988,617	1,059,275	427,464	839,547	5,303,512	8,841,746
公 社 債	223,085	988,617	1,059,275	427,464	839,547	3,290,772	6,828,764
株 式 等	242	—	—	—	—	2,012,739	2,012,982
そ の 他 の 証 券	12,463	5,474	2,998	295	8,302	643,066	672,600
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	214,730	214,730
譲 渡 性 預 金	35,999	—	—	—	—	—	35,999
そ の 他	—	—	—	—	—	10,076	10,076
合 計	847,025	1,629,985	2,748,904	1,520,306	2,582,464	21,928,848	31,257,535

(単位:百万円)

区 分	2018年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	677,302	2,389,931	2,092,797	1,118,538	3,442,754	21,685,292	31,406,617
国 債	212,106	1,136,451	1,170,293	793,319	1,524,330	9,365,071	14,201,573
地 方 債	63,229	9,192	5,091	1,703	181,869	105,454	366,541
社 債	67,833	162,872	156,889	56,845	405,431	1,469,617	2,319,491
株 式	—	—	—	—	—	4,135,309	4,135,309
外 国 証 券	334,052	1,076,217	758,008	266,131	1,321,049	5,775,447	9,530,906
公 社 債	333,864	1,076,217	758,008	266,131	1,321,049	3,806,783	7,562,054
株 式 等	188	—	—	—	—	1,968,663	1,968,851
そ の 他 の 証 券	80	5,197	2,515	537	10,073	834,391	852,795
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	212,307	212,307
譲 渡 性 預 金	33,998	—	—	—	—	—	33,998
そ の 他	—	—	—	—	—	16,669	16,669
合 計	711,301	2,389,931	2,092,797	1,118,538	3,442,754	21,914,269	31,669,593

(注) 1. 10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

2. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(4)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区 分		2017年度末		2018年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		1,634	0.0	1,866	0.0
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		100,992	2.3	92,201	2.2
製 造 業	食 料 品	221,540	5.0	210,165	5.1
	繊 維 製 品	27,168	0.6	24,862	0.6
	パ ル プ ・ 紙	4,338	0.1	3,563	0.1
	化 学	427,426	9.6	368,092	8.9
	医 薬 品	134,506	3.0	126,452	3.1
	石 油 ・ 石 炭 製 品	7,495	0.2	6,302	0.2
	ゴ ム 製 品	13,654	0.3	13,860	0.3
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	190,541	4.3	174,653	4.2
	鉄 鋼	64,712	1.4	53,813	1.3
	非 鉄 金 属	16,593	0.4	15,158	0.4
	金 属 製 品	21,346	0.5	18,655	0.5
	機 械	274,280	6.1	226,784	5.5
	電 気 機 器	584,842	13.1	501,544	12.1
	輸 送 用 機 器	493,514	11.1	429,819	10.4
	精 密 機 器	189,286	4.2	205,869	5.0
	そ の 他 製 品	45,377	1.0	40,394	1.0
電 気 ・ ガ ス 業		136,985	3.1	159,065	3.8
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	211,321	4.7	240,643	5.8
	海 運 業	7,705	0.2	5,928	0.1
	空 運 業	4,132	0.1	6,359	0.2
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	22,722	0.5	25,628	0.6
	情 報 ・ 通 信 業	31,242	0.7	34,883	0.8
商 業	卸 売 業	297,482	6.7	308,920	7.5
	小 売 業	42,868	1.0	38,239	0.9
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	410,582	9.2	322,267	7.8
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	17,155	0.4	15,267	0.4
	保 険 業	174,751	3.9	181,814	4.4
	そ の 他 金 融 業	82,420	1.8	73,153	1.8
不 動 産 業		151,892	3.4	156,012	3.8
サ ー ビ ス 業		53,580	1.2	53,066	1.3
合 計		4,464,095	100.0	4,135,309	100.0

(注) 業種の分類は、証券コード協議会の業種別分類項目によります。

2. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保 険 約 款 貸 付	249,260	239,335
契 約 者 貸 付	235,112	226,092
保 険 料 振 替 貸 付	14,148	13,242
一 般 貸 付	4,258,109	3,984,470
(うち非居住者貸付)	(173,032)	(184,984)
企 業 貸 付	4,081,518	3,817,428
(うち国内企業向け)	(3,939,485)	(3,663,443)
国・国際機関・政府関係機関貸付	22,016	21,836
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	134,768	127,040
住 宅 ロ ー ン	798	—
消 費 者 ロ ー ン	18,647	17,927
そ の 他	361	238
合 計	4,507,370	4,223,805

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円、%)

区 分		2017年度末		2018年度末	
			占 率		占 率
大 企 業	貸 付 先 数	658	58.4	630	54.9
	金 額	3,508,030	89.0	3,232,581	88.2
中 堅 企 業	貸 付 先 数	103	9.1	102	8.9
	金 額	19,556	0.5	20,502	0.6
中 小 企 業	貸 付 先 数	366	32.5	415	36.2
	金 額	411,897	10.5	410,360	11.2
国内企業向け貸付計	貸 付 先 数	1,127	100.0	1,147	100.0
	金 額	3,939,485	100.0	3,663,443	100.0

(注) 1.業種による規模の区分は以下のとおりです。

2.貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

区 分	①右の②～④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下 または常用する従業員 300名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 50名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 100名以下		資本金1億円以下 または常用する従業員 100名以下	

(3)貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分		2017年度末		2018年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
国内向け	製 造 業	726,417	17.1	631,666	15.9
	食 料	34,383	0.8	29,988	0.8
	繊 維	8,622	0.2	5,536	0.1
	木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	42,103	1.0	39,106	1.0
	印 刷	5,608	0.1	5,540	0.1
	化 学	116,592	2.7	111,709	2.8
	石 油 ・ 石 炭	84,420	2.0	72,570	1.8
	窯 業 ・ 土 石	68,167	1.6	61,003	1.5
	鉄 鋼	120,897	2.8	110,567	2.8
	非 鉄 金 属	12,400	0.3	12,484	0.3
	金 属 製 品	2,241	0.1	2,997	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	54,280	1.3	49,336	1.2
	電 気 機 械	92,743	2.2	70,448	1.8
	輸 送 用 機 械	79,913	1.9	56,502	1.4
	そ の 他 の 製 造 業	4,043	0.1	3,874	0.1
	農 業 、 林 業	360	0.0	372	0.0
	漁 業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.0	—	—
	建 設 業	16,376	0.4	12,816	0.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	742,800	17.4	736,416	18.5
	情 報 通 信 業	92,604	2.2	89,090	2.2
	運 輸 業 、 郵 便 業	298,485	7.0	290,218	7.3
	卸 売 業	797,540	18.7	746,216	18.7
	小 売 業	21,488	0.5	11,927	0.3
	金 融 業 、 保 険 業	872,466	20.5	776,787	19.5
	不 動 産 業	355,890	8.4	358,310	9.0
	物 品 賃 貸 業	111,362	2.6	98,363	2.5
	学術研究、専門・技術サービス業	20,790	0.5	20,246	0.5
	宿 泊 業	2,025	0.0	1,762	0.0
	飲 食 業	735	0.0	723	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	3,249	0.1	3,143	0.1
	教 育 、 学 習 支 援 業	461	0.0	301	0.0
	医 療 ・ 福 祉	131	0.0	212	0.0
	そ の 他 の サ ー ビ ス	1,849	0.0	2,567	0.1
	地 方 公 共 団 体	569	0.0	414	0.0
	個人(住宅・消費・納税資金等)	19,445	0.5	17,927	0.4
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	4,085,077	95.9	3,799,486	95.4
海外向け	政 府 等	31,000	0.7	31,000	0.8
	金 融 機 関	15,200	0.4	14,860	0.4
	商 工 業 等	126,832	3.0	139,124	3.5
	合 計	173,032	4.1	184,984	4.6
一 般 貸 付 計		4,258,109	100.0	3,984,470	100.0

(注) 国内向けの貸付の業種の分類は、日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類によります。

(4) 貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2017年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
変動金利	111,114	5,233	26,180	24,290	3,550	49,479	219,848
固定金利	341,485	518,158	620,019	598,506	769,500	1,190,590	4,038,260
一般貸付計	452,600	523,391	646,199	622,797	773,050	1,240,070	4,258,109

(単位:百万円)

区 分	2018年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
変動金利	86,442	7,365	13,350	9,512	3,010	70,860	190,542
固定金利	260,772	533,627	596,361	618,051	670,886	1,114,228	3,793,928
一般貸付計	347,215	540,993	609,711	627,563	673,896	1,185,088	3,984,470

(注)10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

(5) 貸付金地域別内訳

(単位:百万円, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北海道	40,807	1.0	36,953	1.0
東北	57,188	1.4	52,747	1.4
関東	3,106,226	76.4	2,866,206	75.8
中部	364,063	9.0	350,618	9.3
近畿	249,169	6.1	236,734	6.3
中国	53,785	1.3	48,388	1.3
四国	48,372	1.2	42,693	1.1
九州	146,017	3.6	147,216	3.9
合 計	4,065,631	100.0	3,781,558	100.0

(注)1.個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。

2.地域区分は貸付先の本社所在地によります。

(6) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円, %)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担保貸付	15,046	0.4	12,349	0.3
有価証券担保貸付	4,607	0.1	4,434	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	9,221	0.2	6,640	0.2
指名債権担保貸付	1,217	0.0	1,274	0.0
保証証貸付	68,559	1.6	65,889	1.7
信用貸付	4,155,057	97.6	3,888,303	97.6
その他の	19,445	0.5	17,927	0.4
一般貸付計	4,258,109	100.0	3,984,470	100.0
うち劣後特約付貸付	388,450	9.1	315,950	7.9

3. 海外投融資関係

(1) 資産別明細表

ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	6,793,498	72.0	7,678,631	74.4
株 式 等	1,615,405	17.1	1,685,729	16.3
現 預 金・そ の 他	115,449	1.2	192,142	1.9
小 計	8,524,354	90.4	9,556,503	92.6

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
貸 付 金	131,049	1.4	131,049	1.3
そ の 他	103	0.0	102	0.0
小 計	131,152	1.4	131,151	1.3

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	167,200	1.8	166,860	1.6
公 社 債（円 建 外 債）	212,602	2.3	185,514	1.8
そ の 他	397,576	4.2	283,122	2.7
小 計	777,378	8.2	635,496	6.2

エ. 合計（ア+イ+ウ）

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	9,432,885	100.0	10,323,151	100.0

(2) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	7,457,063	87.5	8,506,148	89.0
ユ ー ロ	509,478	6.0	490,726	5.1
そ の 他	557,812	6.5	559,628	5.9
合 計	8,524,354	100.0	9,556,503	100.0

(3)海外投融資の地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末							
	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	6,231,095	70.5	5,593,665	81.9	637,429	31.7	19,913	11.5
ヨ ー ロ ッ パ	862,074	9.8	709,035	10.4	153,039	7.6	29,500	17.0
オ セ ア ニ ア	270,377	3.1	270,377	4.0	—	—	1,919	1.1
ア ジ ア	156,385	1.8	42,685	0.6	113,699	5.6	1,700	1.0
中 南 米	1,180,624	13.4	71,811	1.1	1,108,813	55.1	110,000	63.6
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	141,188	1.6	141,188	2.1	—	—	10,000	5.8
合 計	8,841,746	100.0	6,828,764	100.0	2,012,982	100.0	173,032	100.0

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

区 分	2018年度末							
	外国証券						非居住者貸付	
	金 額		占 率		金 額			
金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	
北 米	6,880,424	72.2	6,243,310	82.6	637,114	32.4	25,731	13.9
ヨ ー ロ ッ パ	891,215	9.4	759,188	10.0	132,027	6.7	29,500	15.9
オ セ ア ニ ア	322,346	3.4	322,346	4.3	—	—	8,392	4.5
ア ジ ア	165,375	1.7	53,739	0.7	111,635	5.7	1,360	0.7
中 南 米	1,129,575	11.9	41,500	0.5	1,088,074	55.3	110,000	59.5
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	141,969	1.5	141,969	1.9	—	—	10,000	5.4
合 計	9,530,906	100.0	7,562,054	100.0	1,968,851	100.0	184,984	100.0

4. デリバティブ取引

（1）定性的情報

ア. 取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

- ・ 金利関連：金利先物、金利オプション、金利スワップ、スワップション
- ・ 通貨関連：外国為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ・ 株式関連：株価指数先物、株式オプション
- ・ 債券関連：債券先物、債券オプション

なお、店頭取引において、リスクが過大となるような複雑な仕組みの取引はありません。

イ. 取組方針

当社では、デリバティブ取引を、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しています。

ウ. 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 「金利関連取引」は、当社の貸付金および借入金等の変動金利を固定化する目的または保険負債の金利リスクをヘッジする目的で利用しています。
- ・ 「通貨関連取引」は、外貨建資産・負債の為替レートを事前に確定する目的、および為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しています。
- ・ 「株式関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している株式を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。
- ・ 「債券関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。

上記取引のうち、「金利関連取引」の一部については、金利スワップの特例処理および繰延ヘッジを適用しています。また、為替リスクを回避する目的の「通貨関連取引」の一部については、時価ヘッジ、繰延ヘッジおよび通貨スワップの振当処理を適用しています。

エ. リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として、運用資産、保険負債または社債のリスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した上で原則C S A（市場動向やリスク等に応じて取引先との間で相互に担保資産の差し入れを行なう契約）を用いた店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

オ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取扱いについて利用方針等を規定化するとともに、取引種類および取引先ごとの残高与信枠を設定しているほか、取引先ごとに再構築コストをベースとした信用リスク相当額を算出（カレント・エクスポージャー方式）し、その上限枠を設定するなどしてリスクを抑制しています。また、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

全体のポジション状況については、リスク管理検証委員会等において、ヘッジ対象となる運用資産とトータルで残高・損益を把握する等、包括的な管理を行なっています。また、取引を執行する部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行なっています。

カ. 定量的情報に関する補足説明

① 時価算定に関する補足説明

【金利スワップ取引】

期末日の情報ベンダーが提供する価格

【外国為替予約等の店頭取引の場合】

期末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、または情報ベンダーが提供する価格

【株価指数先物、債券先物等の取引所取引の場合】

期末日の終値または清算価格等

② 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、原則として、運用資産、保険負債または社債のリスクをヘッジする手段として利用しており、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

例えば、運用資産に関する金利スワップ取引は、主に変動金利を固定化する目的で利用しています。また、保険負債に関する金利スワップ取引は、金利変動による保険負債の変動の影響をコントロールする目的で利用しています。

このように、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用資産、保険負債または社債とあわせて管理を行なっています。

(2) 定量的情報

ア. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区 分	2017年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	51,453	78,337	—	—	—	129,790
ヘッジ会計非適用分	4	△2,701	—	—	—	△2,697
合 計	51,457	75,636	—	—	—	127,093

（単位：百万円）

区 分	2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	57,632	△8,782	—	—	—	48,850
ヘッジ会計非適用分	4	△2,742	—	—	—	△2,737
合 計	57,637	△11,524	—	—	—	46,112

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2017年度末：通貨関連79,785百万円、2018年度末：通貨関連△8,600百万円）およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

（単位：百万円）

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	1,200	1,200	4	4	700	700	4	4
	合 計				4				4

（注）金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

【ご参考】 金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：百万円、％）

区 分		2017年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	1,200	1,200
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.68	0.68
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.01	0.01

（単位：百万円、％）

区 分		2018年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	700	700
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.41	0.41
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.01	0.01

○通貨関連

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				2018年度末			
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店 頭	為替予約							
	売建	47,797	—	1,688	1,688	166,438	—	62
	米ドル	45,857	—	1,697	1,697	157,950	—	△32
	豪ドル	1,939	—	△9	△9	8,488	—	94
	買建	—	—	—	—	1,002	—	7
	米ドル	—	—	—	—	1,002	—	7
	通貨オプション							
	売建							
	コール	—	—		198,628	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)	—	1	474
	米ドル	—	—		198,628	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)	—	1	474
	買建							
	プット	—	—		178,500	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)	—	32	△443
	米ドル	—	—		178,500	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)	—	32	△443
	通貨スワップ							
	円払/豪ドル受	88,870	88,870	△4,389	△4,389	154,546	154,546	△3,143
	円払/米ドル受	—	—	—	—	11,740	11,740	300
合 計				△2,701				△2,742

(注) 1. 為替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○債券関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

ウ、ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	231,400	231,400	51,256
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	8,562	3,562	197
合 計					51,453

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	230,700	230,700	57,446
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	3,369	3,324	185
合 計					57,632

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2017年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	5,000	3,636	7,100	8,926	14,500	200,800	239,962
変動金利支払	平均受取金利	2.15	1.51	1.69	1.73	1.90	1.88	1.87
スワップ	平均支払金利	0.21	0.01	△0.00	0.11	0.06	0.01	0.02

(単位:百万円、%)

区 分		2018年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	45	6,300	6,800	11,124	12,300	197,500	234,069
変動金利支払	平均受取金利	1.60	1.56	1.75	1.73	2.05	1.87	1.86
スワップ	平均支払金利	0.07	0.01	△0.00	0.14	0.00	0.00	0.01

○通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末			2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約							
	売建	外貨建債券	3,376,632	—	79,785	3,887,217	—	△8,600
	米ドル		3,058,604	—	76,837	3,529,862	—	△10,393
	ユーロ		183,159	—	319	199,793	—	700
	豪ドル		134,867	—	2,628	142,408	—	980
	その他		—	—	—	15,152	—	112
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券						
	ユーロ		35,575	35,575	△1,641	35,575	35,575	△381
	豪ドル		4,305	4,305	192	4,305	4,305	199
合 計					78,337			△8,782

(注) 為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○債券関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
有 価 証 券	5,722,506	5,846,546
評 価 差 額	3,559,231	3,401,194
オ フ バ ラ ン ス	2,163,274	2,445,352
土 地	410,367	471,193
再 評 価 差 額	197,711	197,268
オ フ バ ラ ン ス	212,655	273,924
そ の 他	49,791	57,257
合 計	6,182,665	6,374,996

- (注) 1. 有価証券は、時価のある有価証券に加え、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等の含み損益相当額を記載しています。
2. 有価証券には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
3. 土地は「土地の再評価に関する法律」に基づき、明治生命は1999年度末に、安田生命は2000年度末に時価評価を実施しました。これによる評価差額を「再評価差額」に記載しています。なお、土地には借地権を含んでいます。
4. 「その他」には、デリバティブ取引等の含み損益相当額を記載しています。なお、デリバティブ取引は一部ヘッジ会計を適用しました。本表にはヘッジ会計(繰延ヘッジ・特例処理)適用分の含み損益を記載しています。ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末:通貨関連79,785百万円、2018年度末:通貨関連△8,600百万円)、およびヘッジ会計非適用分については、評価損益を損益計算書に計上しており、含み損益相当額はありません。

Ⅱ. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

1. 個人変額保険

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	57,986	△869	52,194	△1,753

(2) デリバティブ取引の定量的情報

ア. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会 計 適 用 分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会 計 非 適 用 分	—	1	—	—	—	1
合 計	—	1	—	—	—	1

(単位:百万円)

区 分	2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会 計 適 用 分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会 計 非 適 用 分	—	△2	△9	—	—	△11
合 計	—	△2	△9	—	—	△11

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○通貨関連

(単位:百万円)

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	為替予約								
	売建	1,216	—	△0	△0	—	—	—	—
	米ドル	813	—	△1	△1	—	—	—	—
	ユーロ	336	—	1	1	—	—	—	—
	その他	66	—	0	0	—	—	—	—
	買建	1,656	—	1	1	1,046	—	△2	△2
	米ドル	1,027	—	4	4	735	—	1	1
	ユーロ	550	—	△2	△2	310	—	△3	△3
	その他	78	—	△0	△0	—	—	—	—
合 計					1				△2

(注) 為替予約の差損益は、時価を記載しています。

○株式関連

（単位：百万円）

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物 売建	—	—	—	—	964	—	△6	△6
	外国株価指数先物 買建	—	—	—	—	1,088	—	△2	△2
	合 計				—				△9

(注) 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。

○債券関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○通貨関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○株式関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○債券関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

2. 変額個人年金保険

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	312,669	2,479	291,779	△5,140

(2) デリバティブ取引の定量的情報

ア. ヘッジ会計が適用されていないもの

- 金利関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 通貨関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 株式関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 債券関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。

イ. ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 通貨関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 株式関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。
- 債券関連
2017年度末および2018年度末とも保有していません。

Ⅲ．個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100%	100%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

IV. その他(会社計)

1. 資産構成

(1)資産の構成(2018年度末)

(単位:百万円、%)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	1,237,715	3.2	1,213,857	3.2
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	212,307	0.5	212,307	0.6
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	16,669	0.0	16,669	0.0
有 価 証 券	32,182,181	82.0	31,406,617	81.7
公 社 債	17,092,104	43.5	16,887,605	43.9
株 式	4,243,360	10.8	4,135,309	10.8
外 国 証 券	9,702,141	24.7	9,530,906	24.8
公 社 債	7,650,870	19.5	7,562,054	19.7
株 式 等	2,051,271	5.2	1,968,851	5.1
そ の 他 の 証 券	1,144,574	2.9	852,795	2.2
貸 付 金	4,223,805	10.8	4,223,805	11.0
保 険 約 款 貸 付	239,335	0.6	239,335	0.6
一 般 貸 付	3,984,470	10.1	3,984,470	10.4
不 動 産	866,343	2.2	866,343	2.3
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	527,143	1.3	516,478	1.3
貸 倒 引 当 金	△5,361	△0.0	△5,361	△0.0
合 計	39,260,805	100.0	38,450,719	100.0
うち外貨建資産	9,732,196	24.8	9,556,503	24.9

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)資産の増減(対2017年度末)

(単位:百万円)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	640,246		660,476	
買 現 先 勘 定	—		—	
債券貸借取引支払保証金	—		—	
買 入 金 銭 債 権	△2,423		△2,423	
商 品 有 価 証 券	—		—	
金 銭 の 信 託	6,592		6,592	
有 価 証 券	400,220		409,888	
公 社 債	△117,539		△130,680	
株 式	△350,425		△328,785	
外 国 証 券	711,897		689,160	
公 社 債	755,052		733,290	
株 式 等	△43,154		△44,130	
そ の 他 の 証 券	156,287		180,194	
貸 付 金	△283,564		△283,564	
保 険 約 款 貸 付	△9,925		△9,925	
一 般 貸 付	△273,639		△273,639	
不 動 産	△2,555		△2,555	
繰 延 税 金 資 産	—		—	
そ の 他	△61,783		△41,724	
貸 倒 引 当 金	△260		△260	
合 計	696,471		746,429	
うち外貨建資産	1,050,935		1,032,149	

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2. 資産運用収支(2018年度末)

特別勘定の資産運用収支は、「特別勘定資産運用益(損)」として一括計上しています。
(本資料「6.損益計算書」参照)

3. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	785,232	△4,583	775,564	△10,376
一般勘定	—	—	—	—
特別勘定	785,232	△4,583	775,564	△10,376

(2) 有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	4,540,301	5,348,839	808,537	809,196	△658
責任準備金対応債券	7,549,821	8,971,785	1,421,963	1,425,365	△3,401
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	14,317,705	17,875,899	3,558,193	3,729,394	△171,200
公社債	4,974,782	5,400,878	426,096	432,444	△6,347
株式	1,671,934	4,339,760	2,667,825	2,678,324	△10,498
外国証券	7,018,010	7,425,040	407,029	556,602	△149,572
公社債	6,282,089	6,553,962	271,872	407,224	△135,351
株式等	735,920	871,077	135,157	149,378	△14,221
その他の証券	591,537	647,327	55,790	60,570	△4,780
買入金銭債権	15,626	16,816	1,190	1,190	—
譲渡性預金	36,000	35,999	△0	0	△0
金銭の信託	9,814	10,076	262	262	—
合 計	26,407,828	32,196,523	5,788,694	5,963,956	△175,261
公社債	16,592,190	19,234,381	2,642,191	2,648,552	△6,361
株式	1,671,934	4,339,760	2,667,825	2,678,324	△10,498
外国証券	7,292,812	7,703,477	410,664	563,639	△152,974
公社債	6,556,891	6,832,399	275,507	414,261	△138,753
株式等	735,920	871,077	135,157	149,378	△14,221
その他の証券	591,537	647,327	55,790	60,570	△4,780
買入金銭債権	213,540	225,501	11,960	12,606	△645
譲渡性預金	36,000	35,999	△0	0	△0
金銭の信託	9,814	10,076	262	262	—

(単位:百万円)

区 分	2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	4,336,078	5,170,501	834,422	834,499	△76
責任準備金対応債券	8,057,811	9,713,518	1,655,706	1,656,309	△603
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	14,696,852	18,097,473	3,400,621	3,486,452	△85,830
公社債	4,888,700	5,325,598	436,897	437,153	△255
株式	1,674,228	4,009,367	2,335,139	2,357,708	△22,569
外国証券	7,293,609	7,870,746	577,137	628,368	△51,231
公社債	6,502,084	6,928,152	426,067	470,907	△44,840
株式等	791,524	942,594	151,069	157,461	△6,391
その他の証券	775,212	826,765	51,552	62,130	△10,578
買入金銭債権	13,236	14,327	1,090	1,090	—
譲渡性預金	34,000	33,998	△1	0	△1
金銭の信託	17,864	16,669	△1,194	—	△1,194
合 計	27,090,742	32,981,493	5,890,750	5,977,261	△86,510
公社債	16,450,708	19,341,072	2,890,364	2,890,621	△256
株式	1,674,228	4,009,367	2,335,139	2,357,708	△22,569
外国証券	7,927,511	8,528,002	600,490	652,400	△51,910
公社債	7,135,987	7,585,407	449,420	494,939	△45,518
株式等	791,524	942,594	151,069	157,461	△6,391
その他の証券	775,212	826,765	51,552	62,130	△10,578
買入金銭債権	211,216	225,616	14,400	14,400	—
譲渡性預金	34,000	33,998	△1	0	△1
金銭の信託	17,864	16,669	△1,194	—	△1,194

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

ア. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,482,952	5,292,148	809,196	4,328,278	5,162,778	834,499
公 社 債	4,220,155	5,011,203	791,048	4,030,348	4,845,025	814,676
外 国 証 券	119,183	125,914	6,731	99,949	106,462	6,512
買 入 金 銭 債 権	143,614	155,030	11,416	197,980	211,289	13,309
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	57,349	56,690	△658	7,800	7,723	△76
公 社 債	2,800	2,786	△13	2,800	2,798	△1
外 国 証 券	249	248	△0	5,000	4,924	△75
買 入 金 銭 債 権	54,300	53,654	△645	—	—	—

イ. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	7,427,523	8,852,888	1,425,365	8,017,082	9,673,392	1,656,309
公 社 債	7,394,452	8,819,512	1,425,060	7,528,858	9,167,649	1,638,791
外 国 証 券	33,070	33,376	305	488,223	505,742	17,518
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	122,298	118,896	△3,401	40,728	40,125	△603
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	122,298	118,896	△3,401	40,728	40,125	△603

ウ. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	10,087,737	13,817,132	3,729,394	12,077,294	15,563,746	3,486,452
公 社 債	4,762,611	5,195,056	432,444	4,839,378	5,276,532	437,153
株 式	1,548,692	4,227,017	2,678,324	1,478,135	3,835,843	2,357,708
外 国 証 券	3,346,851	3,903,453	556,602	5,222,294	5,850,663	628,368
その他の証券	399,140	459,711	60,570	509,250	571,381	62,130
買 入 金 銭 債 権	15,626	16,816	1,190	13,236	14,327	1,090
譲渡性預金	5,000	5,000	0	15,000	15,000	0
金銭の信託	9,814	10,076	262	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	4,229,967	4,058,766	△171,200	2,619,557	2,533,726	△85,830
公 社 債	212,170	205,822	△6,347	49,321	49,065	△255
株 式	123,241	112,743	△10,498	196,093	173,524	△22,569
外 国 証 券	3,671,159	3,521,586	△149,572	2,071,315	2,020,083	△51,231
その他の証券	192,396	187,615	△4,780	265,962	255,384	△10,578
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	31,000	30,999	△0	19,000	18,998	△1
金銭の信託	—	—	—	17,864	16,669	△1,194

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	875,118	881,663
その他の有価証券	415,356	295,993
非上場国内株式	27,776	27,452
非上場外国株式	377,126	257,126
その他の外国証券	458	596
その他の	9,994	10,818
合 計	1,290,474	1,177,656

4. デリバティブ取引の定量的情報

(1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位:百万円)

区 分	2017年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	51,453	78,337	—	—	—	129,790
ヘッジ会計非適用分	4	△2,558	△53	—	—	△2,608
合 計	51,457	75,778	△53	—	—	127,182

(単位:百万円)

区 分	2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	57,632	△8,782	—	—	—	48,850
ヘッジ会計非適用分	4	△2,637	45	2	—	△2,585
合 計	57,637	△11,419	45	2	—	46,264

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末:通貨関連79,785百万円、2018年度末:通貨関連△8,600百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

(2) ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位:百万円)

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 金利スワップ									
頭 固定金利受取／変動金利支払		1,200	1,200	4	4	700	700	4	4
合 計					4				4

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	—	—	—	—	—	1,200	1,200
変動金利支払	—	—	—	—	—	0.68	0.68
スワップ	—	—	—	—	—	0.01	0.01

(単位:百万円、%)

区 分	2018年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	—	—	—	—	—	700	700
変動金利支払	—	—	—	—	—	0.41	0.41
スワップ	—	—	—	—	—	0.01	0.01

○通貨関連

(単位:百万円)

の加算関係

(単位:百万円)

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店	為替予約								
	売建	88,295	—	1,768	1,768	194,632	—	199	199
	米ドル	62,385	—	1,661	1,661	160,265	—	△23	△23
	豪ドル	11,454	—	68	68	20,073	—	100	100
	ユーロ	13,904	—	37	37	14,252	—	122	122
	その他	550	—	1	1	41	—	0	0
	買建	19,226	—	61	61	11,875	—	△24	△24
	米ドル	9,566	—	64	64	6,577	—	3	3
	ユーロ	6,914	—	△0	△0	3,864	—	△28	△28
	豪ドル	2,302	—	△0	△0	1,378	—	1	1
頭	その他	442	—	△1	△1	55	—	△0	△0
	通貨オプション								
	売建								
	コール	—	—			198,628	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)		1	474	
	米ドル	—	—			198,628	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)		1	474	
	買建								
	プット	—	—			178,500	—		
	(-)	(-)	—	—	(476)		32	△443	
米ドル	—	—			178,500	—			
(-)	(-)	—	—	(476)		32	△443		
通貨スワップ									
円払/豪ドル受	88,870	88,870	△4,389	△4,389	154,546	154,546	△3,143	△3,143	
円払/米ドル受	—	—	—	—	11,740	11,740	300	300	
合 計					△2,558			△2,637	

(注) 1. 為替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. (-)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

(単位:百万円)

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	2,672	—	△18	△18
	買建	2,706	—	39	39	4,154	—	0	0
	外国株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	327	—	△9	△9
	買建	2,820	—	△93	△93	5,444	—	72	72
合 計					△53				45

(注) 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。

○債券関連

(単位:百万円)

区 分		2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	外国債券指数先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	123	—	2	2
合 計					—				2

(注) 外国債券指数先物の差損益は、時価を記載しています。

(3)ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末		
			契約額等	時価	
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	231,400	231,400	51,256
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	8,562	3,562	197
合 計					51,453

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契約額等	時価	
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	230,700	230,700	57,446
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	3,369	3,324	185
合 計					57,632

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2017年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	5,000	3,636	7,100	8,926	14,500	200,800	239,962
変動金利支払	平均受取金利	2.15	1.51	1.69	1.73	1.90	1.88	1.87
スワップ	平均支払金利	0.21	0.01	△0.00	0.11	0.06	0.01	0.02

(単位:百万円、%)

区 分		2018年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	45	6,300	6,800	11,124	12,300	197,500	234,069
変動金利支払	平均受取金利	1.60	1.56	1.75	1.73	2.05	1.87	1.86
スワップ	平均支払金利	0.07	0.01	△0.00	0.14	0.00	0.00	0.01

○通貨関連

(単位:百万円)

(単位:百万円)								
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末			2018年度末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建 債券	3,376,632	—	79,785	3,887,217	—	△8,600
	米ドル		3,058,604	—	76,837	3,529,862	—	△10,393
	ユーロ		183,159	—	319	199,793	—	700
	豪ドル		134,867	—	2,628	142,408	—	980
	その他		—	—	—	15,152	—	112
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建 債券						
	ユーロ		35,575	35,575	△1,641	35,575	35,575	△381
	豪ドル		4,305	4,305	192	4,305	4,305	199
合 計					78,337			△8,782

(注) 為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。

○債券関連

2017年度末および2018年度末とも保有していません。